製造物責任マニュアル

1　製造物責任法の概略

平成７年７月１日から我が国において施行されている製造物責任法の概略は、どのようなものか。

(1)欠陥責任の原則

従前の民事責任ルールであった過失責任の原則にかえて、欠陥責任の原則が採用されています。

すなわち、製造物責任法３条本文は、「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第３項第２号若しくは第３号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」と規定し、欠陥責任の原則によることを明らかにしています。

(2)欠陥の定義

製造物責任法２条２項は、「この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。」と規定し、欠陥の定義を定めています。

(3)製造物の範囲

製造物の範囲は、製造物責任法２条１項により「製造又は加工された動産」と規定されています。

(4)責任主体

責任主体は、原則として「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」です（製造物責任法２条３項１号)。

これ以外に、「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」（同法２条３項２号)、「前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」（同法２条３項３号）も責任主体となります。

(5)賠償されるべき損害の範囲

賠償されるべき損害の範囲は、製造物責任法３条本文で、「他人の生命、身体又は財産」に生じた損害を賠償する責めに任ずる旨規定されています。また、同条但書で、損害が製造物についてのみ生じたときは除外されています。

懲罰的損害賠償については、これを認める規定はありません。賠償されるべき損害の限度額についても、これを認める規定はありません。

(6)免責事由

製造業者等が、製造物責任を免れるための抗弁事由が２つ規定されています。すなわち、製造物責任法４条は以下のとおり規定しています。なお、１号の抗弁がいわゆる「開発危険の抗弁」です。

「前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

(イ)当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

(ロ)当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。」

(7)期間の制限

製造業者等が、損害賠償の責任を負う期間について、製造物責任法５条１項は、以下のとおり規定しています。

「第３条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から３年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が、当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときも、同様とする。」

前項の後段の 10 年の法定責任期間に関し、同条２項は以下のとおり規定しています。

「前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。」

(8)民法の適用

製造物責任法６条は、製造物責任法に特別の規定のない事項については（例えば、過失相殺）民法の規定によることを定めています。

(9)施行期日

製造物責任法は、公布の日である平成６年７月１日から起算して１年を経過した平成７年７月１日から施行されました。

そして、製造物責任法の施行後に、その製造業者等が引き渡した製造物についてのみ適用があります。すなわち、施行前に流通に置かれた製造物については、適用はありません（製造物責任法附則１条)。

これに関連して、漢方薬の服用期間が、製造物責任法の施行日（平成７年７月１日）の前後を跨いでいたため、製造物責任法が適用されるかどうかが問題になった事例があります（名古屋地判平 14.4.22 判時 1866 号 108 頁）では、漢方薬の服用期間が平成５年９月９日から平成７年９月 29 日までの原告が、漢方薬の輸入業者に対し製造物責任法に基づく損害賠償の請求をしましたが、施行後の服用によって副作用の腎不全に罹患したかどうかは不明であるとして、いずれも製造物責任法の適用が否定されました。ただし、この事案では、不法行為責任が認められ、原告の請求の一部が認容されました。)。

2　製造物責任の主体

製造物の欠陥から事故が発生し、消費者や利用者に損害が発生した場合、誰が被害者に対して製造物責任を負うことになるのか。

(1)基本的な考え方

製造物責任の法理は、現代社会において大量生産・販売される工業製品を消費者が日常生活の各方面で利用・消費していることを背景に、ひとたび安全性に欠けた製品が市場に流通すると、消費者、利用者はたちまち事故発生の危険にさらされることを考慮して、安全性に欠けた製造物から事故が生じた場合の消費者被害の救済を図ることを目的として発達してきた考え方です。

すなわち、従来の過失責任法理ないし契約責任法理の下では、欠陥製造物から事故が発生した場合、被害者は製造物の製造過程における製造者の過失を立証するのは困難であり、かつ被害者と製造者との間には通常何の契約関係もないため被害者の救済は非常に困難でした。そこで、被害者において製造者の過失を立証しなくても製造者の責任を問いうるための制度として、製造物責任の考え方が発達してきたわけです。

したがって、製造物の欠陥から事故が発生し、消費者や利用者に損害が生じた場合に、責任主体としてまず挙げられるべきは、製造物を反復・継続して製造又は加工する者（製造業者）です。

しかしさらに、製造物責任の法理を掘り下げて考えていくと、

(イ)完成品の部品や原材料の製造業者は、常に責任を負うのか。

(ロ)現実に製造物を製造していなくとも、消費者から見て製造者とみなされるような表示ないし外観を付した者にも責任を負担させるべきではないか。

(ハ)製造物を製造した者のほかに、当該製造物を市場に流通させた者、あるいは流通に関与した者の責任も問うべきではないか。

などが問題となってきます。

(2)製造物責任法の規定

以上のような問題点を踏まえ、製造物責任法は次の三者を製造物責任を負うべき主体として規定しました（製造物責任法２条３項）。

(イ)当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（製造物責任法は、これを単に「製造業者」と呼称しています）

(ロ)自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表

示（製造物責任法はこれを「氏名等の表示」と呼称しています）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

(ハ)上記に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(イ)のうち、「輸入業者」が責任主体に含められたのは、輸入業者は、自己の意思に基づき製品を国内市場に流通させる源泉供給者であること、一般の消費者が外国の製造業者の責任を追及するのは困難であること、輸入の際の契約において外国の製造業者ないし販売者に対する求償権を確保しておけば、輸入業者自身が最終的な損害賠償の負担者にならないこと等の理由によるものと解されます（輸入業者に製造物責任を認めた事例として、東京地判平 13．2．28 判タ 1068 号 181 頁、東京地判平 15．5．28 判時 1835 号 94 頁、東京地判平 15．9．19 判時 1843 号 118 頁、判タ 1159 号 262 頁など)。

また、(ロ)、(ハ)のいわゆる「表示製造者」が責任主体とされた背景には、消費者から見て製造者とみなされるような表示を付した者は、製造者としての外観を付与した以上、製造物の危険の発生を防止すべき立場にあるとみられることから、この点についての消費者の信頼を保護するのが妥当であるとの政策的配慮があるといえます。

(3)製造物責任法成立に至るまでの議論

製造物責任法成立に至るまでの段階では、製造業者、加工業者、輸入業者のほかに、販売業者、賃貸ないしリース業者、設置業者、修理業者、梱包業者、運送業者、倉庫業者等も責任主体とすべきか否かが問題とされましたが、けっきょく製造物責任法は、これらの者を責任主体から除外しました。その経緯は、おおむね下記のとおりです。

(イ)販売業者、賃貸業者、リース業者（いわゆる供給者）

販売業者、賃貸業者、リース業者等の供給者も製造物責任の責任主体に加えるべきであるとの見解は、被害者において真の製造者等を確知できない場合に、被害者救済のために、これらの者に対しても責任を追及できる余地を開いておくべきであること、供給者を補完的に責任主体に含めることにより、供給者が製造者等ないし製品の前供給者を被害者に通告する動機づけとなり、被害者救済の可能性が高くなることを主たる根拠としていました。しかし、販売業者、賃貸業者、リース業者は製品の設計、製造に関与しているわけではなく、一方でこれらの者は、直接の買主、借主に対して契約上の責任を負っていることから、最終的には製造物責任の責

任主体に含めないこととされました（販売会社の製造物責任を認めなかった事例として、札幌地判平14.11.22 判時1824号90頁）。

(ロ)設置・修理業者

製品の設置・修理に起因する欠陥の作出は、製品が流通に置かれた後の問題であること、設置・修理業者と依頼者との間には直接的な契約関係がある場合が多く、これに基づいて処理を行うことが可能であることから、これらの者は、製造物責任の責任主体に含めないこととされました。

(ハ)梱包・運送・倉庫業者

製品の供給について補助的な役割を果たす梱包・運送・倉庫業者の行為によって製品に欠陥が生じた場合であっても、これらの者は製品の設計・製造にかかわったとはいえないこと、これらの者の行為はいずれも製造者、流通業者などから依頼を受けて行う役務であり、役務の依頼者に対し責任を追及できる限り、これらの者に対する責任を直接追及する必要性はそれほど高くないと考えられること等から、これらの者は製造物責任の責任主体に含めないこととされました。

(4)製造物責任法による製造物責任の主体とならなかった者の責任

製造物責任法による製造物責任の主体から除外された者（上記販売業者、賃貸業者、リース業者、設置・修理業者、梱包・運送・倉庫業者等）も被害者との間の契約上の注意義務違反や被害の発生についての過失があった場合には、いうまでもなく、民法上の損害賠償責任、例えば、民法415条に基づく契約上の債務不履行責任、民法570条に基づく瑕疵担保責任、民法709条に基づく不法行為責任を負うことになります。

(5)諸外国の立法例

(イ)アメリカ合衆国

アメリカ合衆国において、判例法上製造物責任の責任主体とされているのは、下記の種類の業者であり、我が国の製造物責任法よりその範囲は相当広いものと言えます。

(a)完成品、部品、原材料の製造業者

(b)表示製造業者

(c)輸入業者

(d)販売業者、賃貸業者、リース業者

(e)設置業者

けっきょく、アメリカ合衆国判例法は、欠陥のある製造物を市場に流通させ、消費者や利用者に到達させた点に製造物責任の根拠が存すると解しています。したがって、製造物の流通に関与するすべての者が製造物責任の主体となる可能性を有していることになります。

(ロ)イギリス

イギリスの「消費者保護法」（1987年5月15日成立､1988年3月1日施行）では､製造物責任を負うべき責任主体として､下記の者を挙げています。

(a)　製造者

ある製造物に関連して、㋑製造物を製造した者、㋺いまだ製造されてはいないが、既に採掘又は抽出された物質の場合については、その物質を採掘又は抽出した者、㋩いまだ製造、採掘又は抽出されていないが、（例えば、農産物に関し）これまでに加えられた工業的又はその他の加工によって製造物の本質的特性が生じた場合については、その加工を行った者

(b)　自己ブランド表示者

製造物に名称を表示し、又は製造物に関して商標(trade mark)若しくはその他の識別標章(distinguishing mark)を用いることによって、自らを製造物の製造者として表示した者

(c)　輸入業者

他人への供給を目的として、加盟国外の場所から加盟国内に事業として製造物を輸入した者

(d)　供給者

製造物を供給した者は、下記の場合に限って責任主体となります。

1)損害を被った者が、供給者に対し、製造物に関して前項の適用される者（上記(a)ないし(c)の者）を（現存するか否かにかかわらず）一人以上特定するように要求したこと、

2)損害発生から合理的期間内であって、それらすべての者を特定することが要求を行った者にとって合理的に不可能である時点において、その要求がなされたこと、

3)供給者(supplier)が、要求の受領後、合理的な期間内において、その要求に従わず、又はその供給者に製造物を供給した者を特定しなかったこと。

上記(a)、(b)、(c)については、我が国の製造物責任法とほぼ同様の規定となっていますが、(d)の供給者を制限的ながら責任主体に加えた点に特色があります。

(ハ)ドイツ

ドイツ製造物責任法（1989年12月15日成立、1990年１月１日施行）では、製造物責任を負うべき責任主体は「製造者」であり、「製造者」には下記の者が含まれるという構成をとっています。

(a)完成品、原材料又は部品を製造した者

(b)自己の名称、自己の商標(Werenzeinchen)又はその他の識別可能な記号（unterscheidungskrafting Kennzeichen ）を付することによって、自らを製造者として表示した者

(c)売却、賃貸、リース(Mietkaufs)又は経済的な目的を有するその他の販売形態のため、ヨーロッパ経済共同体設立条約の適用地域に事業として製造物を輸入又は搬入する者に関する諸条約の適用領域内に輸入する者

(d)製造物の供給者は、下記の場合に限って「製造者」に含まれます。

1)製造物の製造者を特定できない場合。

2)ただし、供給者が、製造者又は自己に製造物を供給した者を特定することを求める請求が到達してから１か月以内に、それらの者を被害者に対して明らかにした場合についてはこの限りではない。輸入製造物については、製造者の名称が明らかである場合であっても、(c)に掲げる者（輸入者）の身元を特定できない限り、同様に取り扱うものとする。

ドイツ法上の製造物責任の責任主体は、イギリス法上のそれとほぼ同様であり、供給者の場合を限定して責任主体に加えている点に特色があります。

3　製造物責任の主体－製造業者

製造業者とは何を指すか。部品や原材料の製造業者も製造物責任を負うか。

(1)製造物責任法の規定

製造物責任法は「製造業者等」が製造物責任を負う旨規定しています（製造物責任法３条)。

ここで、「製造業者等」とは、

(イ)当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（製造物責任法はこれを「製造業者」と呼称しています）。

(ロ)自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（製造物責任法はこれを「氏名等の表示」と呼称しています）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

(ハ)上記に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

のいずれかに該当する者をいいます（製造物責任法２条３項)。

(2)責任主体となる製造業者の要件

製造物を「業として」、「製造、加工又は輸入」した者が製造業者として責任を負います。

(イ)「業として」の意義

「業として」製造物を製造、加工又は輸入する者が責任主体となります。周知のとおり、現代社会における製造物の大量生産、大量流通という現象の下で、製造物の製造販売を「業として」なす者は、製造物の製造販売に基因して生じる損失リスクを、製造物の価格に転嫁することにより分散解消することができるのに対して、製造物の消費者ないし利用者は、製造物の欠陥から生じた損失の全部を自己負担しなければならないというアンバランスな状態が存在しており、これを是正すべく製造物の消費者ないし利用者の保護を図る有力な方法として、製造者側の無過失責任を認めるべきであるとの議論が生じ、これが発展して製造物責任法の制定に至りました。このような経過からすると、製造物責任の主体を「業として」行う者に限定したのは、至極当然であるといえます。

そして、このような立法の背景を考慮すると、ここにいう「業として」とは「反

復継続して」という意味であり、「営利性を有すること」は要件とならないと解すべきであると思われます。

(ロ) 製造、加工又は輸入

製造物を「製造」、「加工」、「輸入」する者が責任主体となります。「製造」及び、「輸入」については問題の生じる余地は少ないといえます。

「加工」については製造物責任法の立法過程において、単純な乾燥や冷凍が「加工」に該当するかどうかが問題とされました。政府見解では、「加工」とは、「動産を材料としてこれに工作を加え、その本質は保持させつつ、新しい属性を付加し、価値を加えること」をいい、単なる乾燥や冷凍は「加工」には該当しないとされています。これに関し、イシガキダイをアライ、兜焼き等にして客に提供した行為が「加工」に当たると判断された事例（東京地判平14.12.13 判時1805･14、判タ1109･285）がありましたが、この判決の中で、裁判所は「加工」について次のとおり判示しております。「法にいう「製造又は加工」とは、原材料に人の手を加えることによって、新たな物品を作り（「製造」）又はその本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加する（「加工」）ことをいうものと解するのが相当である。そして食品の加工について、より具体的にいえば、原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば、法にいう「加工」に該当するというべきである。」と判示し、具体的な調理方法については、「（イシガキダイの）内臓を除去して３枚におろし、身、腹す、兜、中骨に分けて、身の部分を氷水で締めてアライにして原告らに提供したほか、兜や中骨の部分を塩焼きにし」て提供した行為を「加工」に該当すると判断しました。

(ハ) 製造物責任法２条３項３号の実質的な製造会社

自動車の製造会社の地域販売会社が、実質的な製造会社に当たるかどうかが争われた事例（札幌地判平14.11.22判時1824･90）がありました。原告は、被告Ｙ１は、被告Ｙ２の製造する自動車の北海道における販売を専属的に引き受けていること、被告Ｙ２の１００パーセント子会社であること、「〇〇」という名称において共通し、パンフレットにおいて被告Ｙ１の名称が大きく記載されていることを理由に、実質的な製造会社である旨主張したが、裁判所は、被告Ｙ１が実質的な製造業者に該当しないとの判断を示しました。

(3)部品、原材料の製造業者の責任

ある製造物（完成品）の欠陥が、その部品や原材料に起因している場合は、完成品の製造業者とともに、その部品や原材料の製造業者も製造物責任を負います。

ただし、部品又は原材料の製造業者の責任については、製造物責任法は重要な規定を設けました。すなわち、製造物責任法４条は、「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がない」場合は、当該部品ないし原材料の製造者は、このことを証明したときに限って免責されると規定しました（製造物責任法４条２号)。

４　製造物責任の主体－輸入業者

製造物を輸入する者は、製造物責任を負うか。

(1)製造物責任法の規定と立法趣旨

製造物責任法は、製造物を業として輸入した者（輸入業者）も「製造業者」として製造物責任を負う旨規定しました（製造物責任法２条３項１号)。

輸入業者を責任主体に加えたのは、

(イ)輸入業者は自らの意志により製造物を国内市場に流入させるものであり、国内の流通過程における始点に位置していること

(ロ)もし輸入業者を責任主体に加えないとすると、外国製品の欠陥から損害を受けた一般消費者は当該外国の製造業者に対し製造物責任を問わなければならないことになるが、それには困難が多いこと

(ハ)輸入業者は製造物責任を問われたとしても、輸入契約において外国の製造業者ないし販売業者に対する求償権を留保することが可能であり、輸入業者を責任主体に加えることは必ずしも輸入業者に酷ではないこと

等の理由によるものと解されます。

(2)諸外国の立法例

輸入業者を製造物責任に加える点は、ほとんどの国々の立法及び判例において採用されています。例としては、下記のものがあります。

(イ)アメリカ合衆国

ワシントン州最高裁判所、シアトル・ファースト・ナショナル銀行事件判決

(ロ)イギリス

消費者保護法２条(2)(c)

(ハ)ドイツ

製造物責任法４条(2)

5　製造物責任の主体－表示製造者

製造物に製造業者として氏名、商標その他の表示をした者も、製造物責任を負うか。

(1)製造物責任法の規定

製造物責任法は、製造物に製造業者として氏名、商標その他の表示をした者も、一定の場合には「製造業者等」に該当する者として製造物責任を負う旨を規定しました（製造物責任法２条３項２号・３号)。

同法によれば、

(イ)自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」といいます）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

(ロ)前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

も、「製造業者等」に該当することになります（実務上、上記の(イ)又は(ロ)に該当する者のことを「表示製造者」と呼んでいます)。

これによると、「製造業者として」氏名等を表示した者だけでなく、「実質的な製造業者と認めることができる」氏名等の表示をした者も製造業者と同一の責任を負うことになります。

(2)表示製造者が製造物責任を負う根拠

上記のような表示製造者は、みずからは製造物を製造していないのに、なぜ製造者と同一の責任を負うのかが問題となります。

この点については、次のように理解されます。

第１に、表示製造者は、製造物に自己の商標等を表示することによって、消費者に対し、この表示の製品ならば安全であり、万一欠陥があれば十分な措置をとってくれるという信頼を植え付けたのであるから、その信頼を保護すべきであるとの政策的配慮が働いており、これが一つの根拠になっているといえます。

しかし、この根拠だけだとすると、欠陥製造物から被害を受けた消費者が、たまたま当該表示製造者が現実の製造者でないことを知っていた場合にも、その表示製造者は免責されない（この場合に免責させるのは明らかに不合理です）ことが説明できません。

そこで第２に、より積極的に消費者を保護すべきであるとの政策的配慮から、表示者

が製造業者としての表示又は実質的な製造業者と認めることができる表示をしたことに基づき、消費者に対し、その製造物の安全性及び万一欠陥があれば十分な措置をとることを保証したと法律が擬制したと解すべきであると思われます。

(3)ＯＥＭと製造物責任の主体

ＯＥＭ（Original-Equipment Manufacturing）とは、自己の製造した製造物に、供給先である他の事業者を製造者として表示し、その供給先の有している販路を通じて販売する製造形態をいいます。

この形態において、このような製造物の供給を受けた供給先は、製造物責任法によれば、まさに「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者」として製造物責任を負うことになります。

なお、この場合、供給元である現実の製造者は、当然のことながら製造物責任を負います。

(4)諸外国の立法例

表示製造者が製造物責任を負うという点は、ほぼ例外なく諸外国の立法において採用されています。

(イ)アメリカ合衆国

第２次不法行為法リステイトメント400条は、「他人によって製造された動産を自らの製造物として表示する者は、その者が製造者であるのと同様の責任を負うものとする」と定めています。

また、最近の連邦製造物責任法案（1991年第102連邦議会上院法案640号、同下院法案3030号）は、「製造者」には「製造物の使用者に対し、自らを製造者として表示した製造物販売者」も含まれる旨を規定しています。

(ロ)ＥＣ諸国

イギリス消費者保護法は、「製造物に名称を表示し、又は製造物に関して商標(trade mark)若しくはその他の識別標章(distinguishing mark)を用いることによって、自らを製造物の製造者として表示した者」は、製造物責任を負う旨規定しています（イギリス消費者保護法２条(2)(b)）。

また、ドイツ製造物責任法も、「自己の名称、自己の商標(Warenzeinchen)又はその他の識別可能な記号(unterscheidungskraftig Kennzeichen)を付することによって、自らを製造者として表示した者」も「製造者」に含め、製造物責任の主体と

しています（ドイツ製造物責任法４条(1)）。

6　製造物責任の主体－販売業者、賃貸業者

製造物を販売する者は製造物責任を負うか。

また製造物を賃貸する者はどうか。

(1)製造物責任法による責任主体からの除外

製造物責任法は製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者を製造物責任法の責任主体から除外しました。これは、販売業者、賃貸業者、リース業者は製品の設計、製造に直接関与しているわけではなく、一方でこれらの者は、直接の買主、借主に対して契約上の責任を負っており、契約上の責任と別個に無過失責任である製造物責任を負わせる必要はないとの理由によるものと解されます（販売会社は製造業者ではないとの判断を示した事例として、札幌地判平 14.11.22 判時 1824･90。なお、輸入業者には製造物責任が認められ、販売会社には債務不履行責任が認められた事例として、東京地判平 15.5.28 判時 1835･94)。

製造物責任法成立に至るまでの段階では、販売業者、賃貸業者、リース業者等の供給者も製造物責任の責任主体に加えるべきであるとの意見もありました。この立場は、被害者において真の製造者等を確知できない場合に、被害者救済のためにこれらの者に対しても、責任を追及できる余地を開いておくべきであること、供給者を補完的に責任主体に含めることにより、供給者が製造業者等ないし製品の前供給者を被害者に通告する動機づけとなり、被害者救済の可能性が高くなることを主たる根拠としていましたが、この考え方は製造物責任法には採用されませんでした。

(2)諸外国の立法例と実務

欧米諸国では、我国の製造物責任法と異なり、製造業者でない販売業者や賃貸業者が製造物責任法の主体となる余地を残しています。

(イ)アメリカ合衆国

大多数の州において、多くの判決例は販売業者や賃貸業者が製造物責任法の主体となり得ることを肯定しています。これらの判決例が、製造物の製造に関与していない販売業者や賃貸業者に無過失責任である製造物責任法を負わせている根拠には次のようなものがあると解されます。

(a)まず販売業者については、

1)販売業者は、消費者への製造物の供給を業とすることによって、製造物の流通過程の一部を形成しているとみられる。

2)製造業者が誰であるかが判明しない場合を考えると、被害者に販売業者に対する責任追及の途を残しておく必要がある。

3)販売業者は、消費者に比して製造物の欠陥をより容易に知ることができ、かつ契約関係を通して製造業者に対し、安全な製品を製造するよう働きかけ得る立場にあるとみられる。

(b)賃貸業者についても、

賃貸業者は、一般消費者に対し製造物を反復して引き渡し、これによって利益を得ている点で販売業者と実質的に異なるところはなく、製造物を流通過程に置いたものとみることができる。

等の根拠が考えられます。

なお、第２次不法行為法リステイトメント４０２Ａ条は、不合理に危険な欠陥状態にある製造物を販売した者に対して、厳格責任たる製造物責任法を課すと定めています。

(ロ)イギリス

イギリスの「消費者保護法」は、「供給者」という概念を置き（販売業者、賃貸業者はこれに該当します）、供給者は一定の限定された局面においてのみ製造物責任法を負うと定めてきます。具体的には、下記のとおりです。

「供給者」とは、製造物を供給した者をいい（同法２条(3)）、供給者は次の場合に限って責任を負います。

(a)損害を被った者が、供給者に対して、当該製造物に関して製造業者等１人又は数人の者を特定するように要請し、

(b)その要請が、損害発生後、要請を行った者にとって、上記(a)のすべての者を特定することが合理的には不可能であるような期間内になされ、

(c)その供給者が、その要請を受けた後、合理的期間内にその要請に従わず、自己に製造物を供給した者を特定しなかった場合。

(ハ)ドイツ

ドイツ製造物責任法は、「製造業者」は製造物責任を負うと定めたうえ、「製造物の供給者」（販売業者、賃貸業者はこれに該当します）も一定の限定された局面では、「製造業者」に含まれるという定め方をしています。

具体的には、次のとおりです。

(a)　製造物の製造業者が特定できない場合には、製造物の各供給者も製造者とされます。ただし、供給者が、製造者または自己に製造物を供給した者を特定することを求める請求が到達してから１か月以内にそれらの者を被害者に対して明らかにした場合には、この供給者は製造者には含まれません（同法４条(3)）。

(b)　輸入された製造物について、製造業者の名前が明らかである場合であっても、その製造物を輸入した者を特定することができない場合には、上記(a)と同様に取り扱われます（同法４条(3)）。

7　製造物責任の主体－役務提供者

製造物の設計業者、設置業者、修理業者、梱包業者、運送業者、倉庫業者等は製造物責任を負うか。

(1)役務提供者の製造物責任についての基本的な考え方

製造物責任は、現代における製造物の大量生産、大量流通を背景に、欠陥ある製造物が一度流通過程に置かれると、消費者や利用者の身体や財産が危険にさらされることを考慮して、欠陥ある製造物を市場への流通過程に置いた者に対する無過失責任を問う制度です。したがって、製造物責任の主体となり得る者は、製造物の欠陥を作り出し又は製造物を流通過程の最初の段階に置いた者ということになります。製造業者や輸入業者は、製造物を流通過程の最初の段階に置いた者として、まず責任主体に挙げられます。また、販売業者や賃貸業者は製造物の流通過程において製造業者と密接な関係があるという点に鑑み、これを製造物責任の主体に含めるという立法例が多くなっています（ただし、我が国の製造物責任法は販売業者や賃貸業者を責任主体には含めていません）。

これに対し、設計業者、情報提供者、設置業者、修理業者は、製造物の欠陥の作出に対する寄与の程度は一般に低く、かつ、製造物を流通の過程に置く者でもありません。また、梱包業者、運送業者、倉庫業者は、製造物の流通に関与するものの、流通過程の最初の段階に関与する者ではありません。さらに別の面からみると、これらの者は製造物の欠陥の作出や流通に関与はしますが、その業務の本質は、ある者の依頼に基づく役務の提供にすぎないといえます。したがって、これらの者を製造物責任の主体とするのは、制度の趣旨からみて無理があると解されます。

(2)我国の製造物責任法の規定と諸外国の実情

製造物責任法は、上記の理由により、これら役務提供者を製造物責任の主体には含めていません。

外国においても、役務提供者の製造物責任を否定する例が圧倒的に多いといえます。ＥＵ諸国において役務提供者の製造物責任を認める立法例は見当たらず、米国においても、同様にこれを否定する判決例が大勢を占めています。例えば、1985 年のいわゆるマーフィー事件において、カリフォルニア州最高裁判所は、処方箋薬の調剤及び販売を行った薬局につき、製造物責任（厳格責任）を否定しています。

8　製造物責任の主体－複数責任主体者の責任及び相互の関係

同一の損害につき複数の者が製造物責任の主体となる場合、各責任主体は被害者に対し、どのような責任を負うか。

また、この場合、各責任主体相互間の法律関係はどうなるか。

(1)製造物責任法の規定と基本的な考え方

製造物責任法は、設問のケースに関して特別の規定を置いていません。しかし、同法はその第６条において、「製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による」と規定し、製造物責任法で特別の規定を置いていない事項については、民法を適用することを明らかにしています。

したがって、設問のケースは、民法により律せられることになります。

(2)被害者に対する責任

(イ)民法上の不法行為責任は、故意、過失に基づく責任であり、欠陥を責任原因とする製造物責任とは異なります。したがって、設問のケースが民法によって律せられるからといって、同一の被害に対し複数の者が不法行為責任を負う場合の民法の定めが当然に適用されるというわけではありません。

しかし、製造物責任が欠陥という落度に基づく責任であること、製造物責任は製造物責任法成立前は、主として不法行為責任の問題として論じられていたこと、設問の場合、不法行為の場合の定め以外に、これを律する適当な定めを民法中に見出しがたいことなどを考えますと、設問のケースでは、同一の被害に対し複数の者が不法行為責任を負う場合の民法の定めが適用されることになると考えざるをえません。

(ロ)民法719条１項は、いわゆる共同不法行為に関し、次のように定めています。

「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。」

「共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。」

ここで、「共同の不法行為」と認められるためには、

(a)各主体の行為は、それぞれ個々に不法行為の成立要件を具備していること

(b)各行為者の行為は、客観的にみて相互に関連共同していること

を要します。

(ハ)これによれば、

(a)ある損害発生の原因が関連共同して供用されたＡ製品（甲社製）とＢ製品（乙社製）の欠陥にあった場合は、甲社と乙社はおのおの被害者に対して全損害を賠償する義務（連帯債務）を負います。

(b)ある事故が発生したが、その原因が関連共同して供用されたＡ製品（甲社製）の欠陥かＢ製品（乙社製）の欠陥のいずれかに存することは明らかであるが、どちらの原因によるものなのかは確定できない場合も、甲社と乙社は、おのおの被害者に対して連帯して全損害を賠償する義務を負うことになります。

(c)また、製造物責任と他の責任とが競合するときも、各自被害者に対して連帯して全損害を賠償する義務を負います（医療器具の製造販売会社、輸入販売会社の製造物責任、及び医師の雇用主の使用者責任が肯定され、連帯責任が認められた事例として、東京地判平 15.3.20 判タ 1133･97、判時 1846･62。自動車の輸入業者の製造物責任と販売会社の債務不履行責任が肯定され、連帯責任が認められた事例として、東京地判平 15.5.28 判時 1835･94)。

なお、前掲東京地判平 15.3.20 判タ 1133･97、判時 1846･62 の事例で、医師が医療器具の使用上の基本的注意義務に違反して引き起こした事故であるから、医療器具の製造、輸入販売会社は製造物責任を負わないとの主張がありましたが、「医療器具の製造、輸入販売企業には、医療現場における医療器具の使用実態を踏まえて、医療器具の使用者に適切な指示・警告を発して安全性を確保すべき責任があるのであって、たとえ医療器具を使用した医師に注意義務違反が認められるからといって、企業が製造物責任を免れるものではない。」と判示して、この主張を排斥しました。他人の不注意な行為が介在して起きた事故に対し、製造業者等は、どこまで責任を負うべきかという困難な問題が生じますが、結局のところ、製造物の欠陥と事故との因果関係の問題が大きく影響するものと考えられます（中古自動車が走行中に発火、焼損した事案につき、自動車製造会社に製造物責任を求めた事例において、大阪地判平 14.9.24 判タ 1129･174 は、「製造時から相当期間を経過した後中古車として本件車両を取得し、さらに約１年半後本件事故が発生したが、その間、被告以外の第三者による整備・点検が繰り返された事案においては、」製造段階における「欠陥」の存在を推定できないと判示して、

自動車製造会社の製造物責任を否定しました)。

(ニ)諸外国の実務

(a)米国

米国においては、複数の製造物責任主体の対外的責任については、我が国の民法 719 条とほぼ同内容の判例法が形成されてきました。すなわち、複数の製造物責任者がいる場合、各製造物責任者は被害者に対し、全損害について賠償責任を負うという法理が判例上形成されてきたわけです。

しかし、最近は多くの州においてこの判例法が修正されてきています。すなわち、州法により、連帯責任となる場合を一定の場合に限定した例があります。例えば ㋑ある被告の損害の発生に対する寄与度が一定の割合以下である場合には、その被告は連帯責任を負わないとか、㋺精神的損害については、連帯責任の原則を取らない等です。また、複数の製造物責任者間の求償を認めていない州で、連帯責任の原則を廃止した例もあります。

(b)ＥＵ諸国（尚、1993 年 11 月「ＥＣ」から「ＥＵ」に呼称変更）

ＥＣ指令５条は、「数人の者が同一の損害について責任を有する場合、それらの者は連帯して責任を負う。」旨を定めました。

これを受けたＥＣ諸国の国内製造物責任法は、これと同趣旨の規定を設けています。例えば、イギリス消費者保護法は、「同一の損害について二人以上の者が本章による責任を有する場合において、それらの者の責任は、連帯責任とする。」旨規定しています（イギリス消費者保護法２条５ ）。

また、ドイツ製造物責任法も、「同一損害について複数の製造者が共同して損害賠償責任を負う場合において、それらの者は、連帯債務者としての責任を負う。」旨規定しています（ドイツ製造物責任法５条第１文)。

(3)責任主体相互間の求償権

(イ)共同不法行為者の一人が被害者に対し、損害の全部を賠償した場合は、その賠償した者は他の共同不法行為者に対し、本来負担すべき責任の割合に応じて求償請求をすることができます（民法442条１項）。

一個の製造物につき、製造物責任の主体が複数いる場合も、同様に、損害賠償をした責任主体は、欠陥作出についての寄与の程度に応じて他の責任主体に対し、求償請求をすることができます。

(ロ)これに対し、英米のコモンローでは、共同不法行為者間の求償は許されていませんでした。それは、帰責性を有する行為者は他の者に責任の分担を求めることはできないとの考えによるものであったと思われます。

しかし、２０世紀に入り、米国の多くの州では、立法によって他の共同不法行為者に対する求償を認めるようになっています。これらの州では、一個の製造物につき複数の者が製造物責任を負う場合も、損害賠償をした責任主体は、他の責任主体に対し、求償請求をすることができると解されています。また、求償請求の限度額の算出の方法としては、各製造物責任者の欠陥作出についての寄与の程度に応じて算定する例と、各製造物責任者の頭割りで算定する例とがあります。

一方、ＥＣ指令は、連帯責任者相互間の求償に関しては、各加盟国の国内法に委ねるという建前をとっています（ＥＣ指令５条）。

イギリス消費者保護法には連帯責任者間の求償に関する規定はありませんが、ドイツ製造物責任法では、連帯責任間の求償権の範囲は、当事者間の特約によって決定され、特約がない場合には、当該損害に対する各当事者間の関与の程度によって決定されるものとされています（ドイツ製造物責任法５条第２文）。

9　製造物責任の客体

製造物とは何か。

(1)　はじめに

製造物責任は「製造物」を対象として、その欠陥から生じる損害について製造業者等に厳格な責任を課そうとするものです。この製造物責任は、テクノロジーの発展により製造業者と消費者の分化が進み、消費者が大量生産された工業製品の使用に伴う安全性を製造業者に依存しなければならなくなったことを背景に発展してきた法理です。したがって、製造物責任は、現代の大量生産・大量消費という形態が当てはまる製品、すなわち、最終製品たる動産を対象としてきました。このように、従来から製造物責任における「製造物」概念の中心部分についてのおおかたの考えは、ある程度一致していました。しかし、細かな点ではいろいろな考えがあります。

製造物責任法では、「製造物」の定義規定が定められ、製造物の概念がある程度明らかになっております。

(2)製造物責任法の規定

製造物責任法では、「製造物」とは製造、加工された動産をいうと定義されています（２条１項）。民法では、動産とは、不動産以外の「物」をいうと規定し（民法 86 条２項）、「物」とは、有体物をいうと規定しています（民法 85 条）。有体物とは、空間の一部を占めている有形的存在を有する物であり、液体、気体、固体は有体物ですが、電気、熱、光などのエネルギーは有体物でないと一般に解されています。また、不動産とは、土地及び土地の定着物をいうと規定されています（民法 86 条１項）。

(3)製造物の範囲

前記の「製造物」の定義を踏まえ、製造物責任法のもとで「製造物」に含まれるか否かが問題となるものを個別に検討します。

(イ)農林水産物

農林水産物のうち未加工農林水産物は、基本的に自然の力を利用して生産されるものであるということから、製造物責任の対象とはならないと解されます。

一般に加工とは、その物の本質を保持させつつ、新しい属性を付加し、価値を加えることをいいます。具体的には、加熱（煮る、焼く）、味付け、粉挽き、搾汁らは加工に当ると解されます。これに対し、単なる切断、冷凍、乾燥などは加工に当たらないと解されます（イシガキダイをアライ、兜焼き等にして客に提供した行為

が「加工」に当たると判断された事例として、東京地判平14.12.13 判時1805・14、判タ1109・285）。

したがって、作物、野菜、果樹の栽培、種子の増殖、養殖が大量に業として行われていても、基本的には自然の力を利用して生産が行われていることから、「製造又は加工」に当たらず、製造物責任法にいう「製造物」には該当しないと解されます。また、これらの農林水産物が大量に人為的に冷凍、乾燥された場合でも、「加工」とはいえず、「製造物」には該当しないと解されます。

後述のとおり、ＥＣ諸国でも未加工農林水産物を製造物責任の対象としているのはルクセンブルクだけです。

(ロ)不動産

不動産については、製造物責任法により「製造物」に含まれないことが、規定上明確になりました。その理由として次の諸点が挙げられます。

(a)不動産に関する紛争の大部分が契約当事者間におけるものであり、契約責任で対応が可能であること

(b)第三者に対する被害については、土地工作物責任により被害者の保護が図られていること

(c)製造物責任が、大量生産、大量消費という形態が当てはまる製品、すなわち、最終製品たる動産をその対象としていること

(ハ)血液製剤

血液製剤は血液に加工を加えた製品ですから、「製造物」に含まれ、製造物責任法の対象となります。

血液製剤は、全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤の３種類に分けられます。

このうち、全血製剤と血液成分製剤が、輸血用血液製剤ですが、いずれも血液に保存液や抗凝固剤が加えられて処理されているため、加工された動産、すなわち「製造物」と解されます。また、血液中の有効成分を抽出加工して治療に用いられる血漿分画製剤は、高度な加工処理が加えられた製品と見ることができますから、「製造物」に該当することは異論のないところです。

ただし、製造物責任法案の審議過程において、以下のとおりの政府見解が表明されています。

「輸血用血液製剤（全血製剤及び血液成分製剤をいう。）の欠陥については、次

の(a)ないし(c)のような製品の特性等の事情を総合的に考慮し、判断する必要がある。

(a)生命の危機に際して使用されるものであり、他に代替する治療法がなく、極めて有用性が高い。

(b)輸血によるウイルス等の感染や免疫反応等による副作用が生ずるおそれがある旨の警告表示がなされている。

(c)輸血用血液製剤は、世界最高水準の安全対策を講じたうえで供給されているが、技術的にウイルス感染や免疫反応等による副作用の危険性を完全には排除できない。

したがって、現在の科学技術の水準の下で技術的に排除できないウイルス等の混入や免疫反応等による副作用は、欠陥に該当しないものと考えている。」

さらに、製造物責任法案に対する衆議院商工委員会の附帯決議でも「特に輸血用血液製剤については、その特殊性に鑑み、審議における政府見解の周知徹底を図ること」とされ、参議院商工委員会でも、同旨の附帯決議がなされています。

(ニ)ワクチン

麻疹、おたふくかぜ、ＢＣＧなどの生ワクチンも、ウイルス等を用いて加工を加えた製品ですから、「製造物」に含まれると解されます。

製造物責任法案の審議過程において、「生ワクチンの場合にも、製品特性その他の事情を総合的に考慮した上で、欠陥の有無が判断されることとなるので、その副作用が直ちに欠陥であるとは解されないと考えている」との政府見解が表明されています。

なお、インフルエンザやＢ型肝炎などの不活化ワクチンは、病原微生物を加熱処理等によって加工処理し、病原体の性質を変性させたものですから、「製造物」に含まれます。

(ホ)電気等の無形エネルギー

電気等の無形エネルギーは、有体物ではないので、動産とはみなされません。したがって、これらは製造物責任の対象とはならないと考えられます。

電気以外の無形エネルギーとしては、熱、磁気や放射線が考えられますが、これらのエネルギーは、通常はエネルギー発生機器の形で流通しているものですから、当該機器を製造物責任の対象とすれば足りると考えられます。

(ヘ)ソフトウエア

ソフトウエアがＩＣ等に記憶されて組み込まれた製品については、製造物責任の対象とする考え方もありますが、ソフトウエア自体は無体物ですから、製造物責任の対象にはならないと考えられます。

(ト)部品・原材料

製品を構成する部品や原材料が消費者に届く最終製品に組み込まれ、独立した動産としての性格を失なっても、「製造物」として製造物責任の対象となると考えられます。最終製品に欠陥が存在し、それが部品や原材料の欠陥に起因する場合には、部品・原材料の製造業者に製造物責任を負わせるのが妥当と考えられるからです。

(チ)中古品

中古品も「製造物」として製造物責任の対象となります。ただし、中古品の場合には、第三者による改造、整備点検が繰り返されている上、製造時から相当な期間を経過している場合が多く、当初の製造会社に製造物責任を認めることは困難な場合が多いでしょう（中古自動車が走行中に発火、焼損した事案につき、自動車製造会社に製造物責任を求めたが否定された事例として大阪地判平14.9.24 判タ1129･174）。

(リ)廃棄物

いったん廃棄されたものは、もはや製品として利用されることが予定されていませんので、原則として製造物責任の対象とすることは相当ではありません。しかし、廃棄物の中には、再度、製品として流通に置かれる物もあり、このような物は「製造物」として製造物責任の対象となります。

(4)欧米の製造物責任法における「製造物」の意義

(イ)ＥＵ諸国（尚、1993年11月「ＥＣ」から「ＥＵ」に呼称変更）

ヨーロッパ諸国12か国のうち、フランス、スペインを除く10か国では,ＥＣ指令に則して製造物責任法が制定されています。これらの製造物責任法において製造物の定義はほぼ一致しています。これらの製造物責任法では、ＥＣ指令２条の定義規定を受けて、製造物は、原則的にあらゆる形態の動産に及びます。また、エネルギーでは電気も製造物に含まれますが、未加工農水産物は製造物から除外されています（なお、ルクセンブルクだけは未加工農水産物を製造物に含めています）。

(ロ)ＥＦＴＡ諸国

ＥＵに属さない西側ヨーロッパ諸国である欧州自由貿易連合（ＥＦＴＡ）加盟国においては、ノルウェー、フィンランド及びスウェーデンで成立している製造物責任法が、未加工農水産物を含む動産を製造物であるとするとともに、電気を含むすべてのエネルギーを製造物から除外しています。これに対して、オーストリアの製造物責任法は、電気を含むすべてのエネルギー及び動産を製造物に含めるとともに、反対に、未加工農水産物を製造物から除外しています。

(ハ)アメリカ合衆国

アメリカ合衆国では、第２次不法行為法リステイトメント４０２条Aが、多くの州の製造物責任の基準と考えることができます。

リステイトメント４０２条Aによりますと、「あらゆる製造物（any product)」と定めるだけで、製造物についての積極的な定義は示されていません。そしてその注釈ｄも、「本法則は、最終利用者や最終消費者に届くと予期された状態または実質上それと同じ状態で販売されるすべての製品に及ぶ」というだけで、例示的に、食品やその他直接人体に使用される物のほか、自動車、タイヤ、飛行機、グライダー、湯沸器、ガスレンジ、電動工具、リベット機、椅子、殺虫剤、ペットフード、除草剤を挙げるにとどまっています。このため、厳格責任が適用される製造物であるか否かは、判例法で具体的・個別的に決められていくことになりますが、中古品を含む動産が製造物に含まれることに争いはありませんが、不動産、電気については判断が分かれています。

１０　製造物責任の責任事由総論

どのような責任事由があるとき、製造物責任が生じるか。

製造物責任法３条は、製造物責任につき次のように規定しています。

「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第３項第２号若しくは第３号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。」

これによれば、製造業者等に製造物責任が生じるためには、製造物責任の客体たる製造物に「欠陥」が存し、これによって製造物の消費者、使用者に「損害」が生じ、かつ「欠陥」と「損害」との間に因果関係が存することが必要です。この責任は製造業者の過失を要せず製造物の欠陥を要件とする無過失責任です。製造物責任法において過失責任の原則を無過失責任に転換したことの意義はきわめて大きなものがあります。

１１　製造物責任の責任事由－欠陥

欠陥とは何か。欠陥の判断基準。

(1)欠陥の意義及び判断基準の重要性

製造物責任は、製造物の欠陥に起因して人の生命、身体、財産に損害が生じた場合に、製造業者等の過失の有無を問わずに、製造物の欠陥を要件として製造業者等に損害賠償責任を課そうとする制度です。したがって、製造物の「欠陥」とは、具体的には何を指すのか、さらには欠陥の有無を認定する際の判断基準は、どのようなものかが極めて重要な問題となってきます。

これらの点については、古くから我が国及び諸外国において議論がなされ、実務上も、「欠陥」を明確かつ具体的に定義づけようとする試みがなされてきました。米国の判決例には、欠陥の意義や判断基準を詳しく摘示しているものが多く、ＥＣ指令やＥＣ諸国の製造物責任法も、「欠陥」の定義規定を置いています。我国の製造物責任法も、このような趨勢に沿って「欠陥」の定義を規定しました。

(2)我国の製造物責任法の規定

(イ)欠陥の定義と判断基準

製造物責任法２条２項は、「欠陥」とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいうと規定しました。

すなわち、同条項は、欠陥とは、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいうものと規定し、これに該当するか否かを判断する基準として、

(a)当該製造物の特性

(b)その通常予見される使用形態

(c)その製造業者等が、当該製造物を引渡した時期

(d)その他の当該製造物に係る事情

を掲げています。

上記の(a)から(c)の事情は、上記(d)の「当該製造物に係る事情」の例示であり、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いている」か否かは、「当該製造物に係る事情」を総合的に考慮して判断するということになります。

国会審議においては、上記(a)から(c)の事項の意味内容について相当議論されて

おり、これに関する政府委員の説明によると、

(a)「当該製造物の特性」を考慮するとは、本来的には製造物自体が有する固有の事情を考慮するということであり、右固有の事情には、製造物の表示、製造物の効用・有用性、価格対効果、被害発生の蓋然性とその程度、製造物の通常使用期間・耐用期間等が含まれる。

(b)「通常予見される使用形態」を考慮するとは、製造物の使用に際しての事情を考慮するということであり、その際には、製造物の合理的に予期される使用、製造物の使用者による損害発生防止の可能性も考慮の対象とされる。

(c)「製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」を考慮するとは、引き渡した時期にかかわる事情を考慮するということであり、その際は、製造物が引き渡された時期、あるいは技術的実現可能性が考慮の対象となる。

とされています。そして、このような諸要素を総合的に勘案して、欠陥の判断がなされることになると説明されています。このような審議の経過から見ますと、実務上は、上記(a)から(c)の事項が欠陥の存否を判断する際の重要な判断基準となります（製造物責任法施行前の事例ですが、乳児が手にしていたポテトチップスの袋の角が目に当たり負傷した事故につき、通常予想される使用形態でなかった事故として「欠陥」が否定された事例として、東京地判平7.7.24 判タ903･168）。

(ロ)欠陥の存否の判断の基準時

前述のとおり、製造物責任法が、欠陥の存否の判断基準の一つとして「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」を挙げていることからすると、欠陥の判断基準時は、製造業者等によって製造物が流通に置かれた時と解されます。

すなわち、「製造業者が当該製造物を流通過程に置いた時点で、当該欠陥が存したか否か」が立証課題となります。

製造物責任の法理が、現代社会において大量生産・販売される工業製品を消費者が日常生活の各方面で利用・消費していることを背景に、ひとたび安全性に欠けた製品が市場に流通すると、消費者、利用者は、たちまち事故発生の危険にさらされることを考慮して、安全性に欠けた製造物から事故が生じた場合の消費者被害の救済を図ることを目的として発達してきた考え方であることに照らすと、この結論は当然のことであると思われます。

(ハ)輸血用血液製剤に関する特別の配慮

製造物責任法の立法過程において、輸血用血液製剤を「製造物」に含めるか否かが相当議論されました。輸血用血液製剤は、生命の危機に際して使用されるものであり、他に代替する治療方法がなく、極めて有用性が高い反面、技術的に世界最高水準の安全対策を講じても、ウイルス感染や免疫反応等による副作用の危険性を完全には排除できない（加えて、一般に輸血用の血液製剤には、これら副作用の危険があることの警告表示がなされています）という特性があります。

このような本来的な特性をもつ輸血用血液製剤についての加工、製造業者ないし輸入業者に無過失責任を課すと、血液事業に支障を生じさせ、ひいては血液の安定供給が阻害されるのではないかという問題意識が、この議論の背景にあるものといえます。

この点については、製造物責任法の審議において、政府委員は、おおむね次のような見解を述べています。

(a)輸血用血液製剤には、全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤の３種があり、これらはいずれも「加工された動産」として「製造物」に該当する（なお、前二者は血液に保存液や抗凝固剤を加えて作られるもの、後者は血液を原料として、これに高度な加工を加えたものです)。

(b)現在の科学技術の水準のもとで、技術的に排除できないウイルス等の混入や、免疫反応による副作用は、「欠陥」に該当しない。

以上のような審議の経過を受けて、国会は、製造物責任法に関し、次のような附帯決議をなしています。

(a)衆議院商工委員会

1)本法は、製造物の欠陥によって生じる責任のあり方を基本的に改めるものであり、その内容について、一般消費者、中小企業者等に的確に周知を図り、被害者救済を適切に実現するため、当委員会の審議を通じて明らかにされた立法の趣旨、条項の解釈等につき、関係者に十分周知徹底されるよう各般の方法による広報に努めること。

特に、輸血用血液製剤については、その特殊性にかんがみ、審議における政府見解の周知徹底を図ること。

2)日本赤十字社の血液事業について、現場の業務手順の作成等により、同社の職員が安心して業務ができるよう措置するとともに、献血者の問診等が献血者にとって煩雑なものとならないよう配慮し、必要な協力が得られるようにすること。

(b)参議院商工委員会

1)輸血用血液製剤の欠陥については、その使用が緊急避難的なものであること、副作用等についての明確な警告表示がなされていること、世界最高水準の安全対策が講じられているものであること等、当委員会の審議を通じて明らかにされた製品の特殊性を考慮して総合的に判断されるものであることを周知徹底すること。

2)輸血用血液製剤による被害者の救済については、その特殊性にかんがみ、特別の救済機関等の設置に努めること。

(ニ)行政上の製品安全基準の位置づけ

特定の製造物に関しては、行政庁が製品の種類ごとに各種の製品安全規制を定め、そのなかで各種の製品安全基準が設けられています。

このような安全基準をクリアーした製造物に起因して、事故ないし損害が生じた場合、当該製造物には「欠陥」があるといえるのかどうかが問題となります。この点に関し、製造物責任法の審議過程においては、政府委員は要旨次のように答弁しています。

「行政上の安全基準は、一般的に、製品が製造・販売に際して充足すべき安全性に関する最低基準を定めた行政上の取締規定であり、副次的には、企業の製品安全対策あるいは消費者の購入及び使用にかかわる評価のガイドラインとしての意味も持っている。これに対し、製造物責任は、製造業者が欠陥のある製品を製造して流通させて、その欠陥に起因して被害が生じた場合に、そのような製造物を製造して市場に流通させたところに帰責性を認める制度であり、上記取締規定とは趣旨、目的を異にする。行政上の安全基準をクリアーした製造物であっても、これを市場に流通させるか否かは、製造業者の判断によるものであり、このような製造物から事故が生じた場合には、製造物責任の問題は依然として残る。

ただし、このような安全基準に適合しているか否かという点は、当該製造物から事故が生じた場合に、その事故に係る損害賠償訴訟において、欠陥判断における重

要な考慮事項の一つになる。

なお、行政庁の定める規制に従って製品を製造したことによって欠陥が生じた場合の国の責任については、国家賠償法１条が適用され、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失」があれば、国も損害賠償責任を負う可能性がある。」

(3)諸外国の実務

(イ)米国

1963年にカリフォルニア州最高裁判所のグリーンマン事件の判決が、製造物の「欠陥」から生じた損害賠償責任につき、いわゆる厳格責任理論（製造物の「欠陥」による損害については、製造者の過失の有無を問うことなく責任を認めるという考え方）を承認して以来、厳格責任理論は、その後の多数の判例の集積により発展してきました。

厳格責任理論においては、「欠陥」の存否の認定こそが重要であり、欠陥の存否を判断する基準に関し、次のような考え方が発展してきました。

(a)欠陥の分類

欠陥をその発生過程の観点から次の３種に分類し、欠陥判断基準定立の一助とするという考え方があります。

1)設計上の欠陥

製造物の開発、設計段階で発生する欠陥であり、この段階において十分に安全性に配慮しなかったために、製造される製造物全体が安全性に欠けるに至った場合をいいます。

2)製造上の欠陥

製造物の製造段階において発生する欠陥であり、製造物の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製品の組立に誤りがあったなどの原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠くに至った場合をいいます。

3)警告上の欠陥

製造物の設計や製造に欠陥は存在しないが、その製造物が適切な警告や指示を伴っていないことによって、製造物そのものが欠陥を有するものと評価される場合をいい、とくに有用性ないし効用を維持するために、どうしても除去しえない一定の危険性が存在する製品について、多く問題となるもので

す。

欠陥の判断基準の観点から、欠陥を上記のような３種類に分類する実益は、次の点にあると解されます。

イ.製造上の欠陥については、当該製造物が設計、仕様どおり作られたか否かという事実の認定が、欠陥の判断に当たって重要となります。そして、製造上の欠陥では、原因のいかんを問わず、結果的に製造物が安全性に関する面で設計仕様どおり製造されていなければ、欠陥があると強く推認されることになります。

ロ.設計上の欠陥及び警告上の欠陥については、製造物の設計や警告書作成の段階で、製造業者が製造物の効用、安全性、経済性、消費者の嗜好などさまざまな要素を勘案しながら、多数の選択肢の中から選んだ一定の選択が適切であったか否かという価値判断が、欠陥の判断に当たって重要となります。この場合、最終的には裁判官が、「通常人」の立場に立って通常有すべき安全性の基準を探究し、当該設計や指示・警告がこの基準に適合しているかどうかを評価することになります。

(b)欠陥判断基準としての公式

欠陥の存否を判定するための公式として、以下のような考え方があります。

1)標準逸脱基準

標準逸脱基準とは、製造業者の意図した設計や仕様から製造物が逸脱していた場合において、欠陥の存在を認める考え方です。前記欠陥類型のうち、製造上の欠陥に関して、この標準逸脱基準はまさに妥当なものとして機能します。

しかし、設計上の欠陥、指示、警告上の欠陥においては、製造物は製造業者の意図した設計や仕様に合致しており、標準逸脱基準をもって欠陥の認定基準とすることはできません。

2)消費者期待基準

消費者期待基準は、不法行為第２リステイトメント４０２条Ａの注釈ｉにおいて示されている欠陥認定基準であり、米国においてもっとも広く適用されています。消費者期待基準では製造物が通常の消費者の期待する安全性を欠くものであった場合、すなわち、通常の消費者の予期する以上に危険なも

のであった場合において欠陥を有するものと判断されます。しかし、ここにいう消費者とは、具体的にはその製品についてどのような知見をもつ者を想定しているのか、また一般的にどのレベルの者を指しているのか、また、そのような者が正当に期待することができる安全性とはどういうものなのか、判定基準としては著しく不明確で、実際に判定する段になると、あまり役に立たないと考えられます。そこで、消費者期待基準というのは、欠陥の有無を判定する基準というよりも、さまざまな要素を考慮する過程で、各要素の評価を消費者の立場にたって行うという、評価の基本的立場を示したものと考えるのが妥当であるといえます。

3)危険効用基準

危険効用基準は、製造物の有する危険性と有用性とを比較、衡量し、危険性が有用性を上回る場合に、欠陥の存在を認めるという考え方であり、米国において消費者期待基準と並んで広く用いられています。

この危険効用基準において最も重要なのは、製造物の危険性と有用性を比較衡量するに当たって、どのような要素を考慮すべきかということです。

危険効用基準において考慮すべき要素については、それぞれの事例によって異なっており、これを一般的に提示することはとても困難です。しかし、この危険効用基準における判断要素を最も一般的な形で示した試みとして、ウェード教授の見解があります。

これによれば、

イ.当該製品の有用性と望ましさ

ロ.同一の需要を満たすより安全な代替製品の利用可能性

ハ.被害の重大性と蓋然性

ニ.危険の明白さ

ホ.危険についての共通した知識と通常の一般人の予期

ヘ.製品を使用する際、使用者の注意によって被害を回避できる可能性

ト.製品の有用性を著しく阻害し、又は過大な費用を掛けることなく　危険を除去できる可能性

という７要素を比較衡量すべきものとしています。我が国においても、輸入された医薬品の欠陥の有無を判断する上において、名古屋地判平 16.4.9 判

時 1869･61、判タ 1168･280 は、(ｲ)当該医薬品の効能、(ﾛ)通常予見される処方によって使用した場合に生じうる副作用の内容及び程度、(ﾊ)副作用の表示及び警告の有無、(ﾆ)他の安全な医薬品による代替性の有無、(ﾎ)当該医薬品を引き渡した時期における薬学上の水準等の諸般の事情を総合考慮して判断するのが相当であるとして、当該医薬品の欠陥を認めた事例があります。

危険効用基準は、設計段階における欠陥を判定するのに最も適しています。複数の設計の可能性の中から効用が大きく危険のより少ないものを選択することが望ましいからです。警告上の欠陥の判定に際しても危険効用基準を利用することはできますが、その際には、製品の効用と危険の比較ではなく、危険の大きさに応じてそれを消費者に認識させ、回避措置をとらせるに足るだけの明白、かつわかりやすい表示がなされているかどうかが重要です。

(ロ)ＥＵ諸国

(a)ＥＣ指令

ＥＣ指令６条１項は、

製造物は、次の各号を含むすべての事情を考慮した上、正当に期待されるべき安全性（Safety）を提供しない場合において、欠陥を有するものとする。

1)製造物の形相（presentation）

2)合理的に予期しうる製造物の使用

3)製造物が流通過程に置かれた時期

と規定し、同６条２項は、

製造物は、より良い製造物が後に流通過程に置かれたことのみを理由として、欠陥を有するものとはみなされない。

と規定しています。

(b)イギリス

イギリス「消費者保護法」は、欠陥の意義につき、次のように規定しています。

製造物は、一般に人が正当に期待すべき安全性（safety）を欠く場合において、欠陥（defect）を有するものとする。ここにおいて、「安全性」とは、製造物に関し、死亡又は身体傷害の危険性という意味における安全性のみならず、その製造物に付合された製造物の安全性及び物的損害の危険性という意味における安全性をも含むものである（３条１）。

また、同法は、「製造物について一般に人が正当に期待すべき」安全性の存否を判断する基準として、下記のものを挙げています（３条２）。

1)製造物の販売方法及び販売目的、製造物の形状(get-up)、製造物に関する標章の使用並びに製造物に関する行為及び行為の禁止に関する指示又は警告

2)製造物に関して合理的に予期しうる行為

3)製造物が製造者から他の者に供給された時期

(c)ドイツ

ドイツ製造物責任法は、欠陥の意義及び判断基準につき、次のように規定しています。

製造物は、特に次の各号を含むすべての事情を考慮した上、正当に期待し得る安全性(Sicherheit)を提供しない場合において、欠陥を有するものとする（３条)。

1)製造物の形相(Darbietung)

2)当然に予期しうる使用

3)製造物が流通過程に置かれた時期

(4)製造物責任法の下において「欠陥」の存否が問題となると予想される事故類型

(イ)製造物の欠陥から製品事故が発生し、人の生命、身体、財産に損害が生じた事例は、我が国の判例に現われているものだけでも、極めて多数にのぼります。米国やＥＣ諸国で生じた製品事故の事例は、無数に存在します。

製造物責任法施行前の、これら過去の裁判例に現れた各種の製造物の欠陥に起因する事故の中で、問題となった「製造物の欠陥」を分析することは、製造物責任法で定める「欠陥」に該当するかどうかを判断する上においても、大いに参考になる方法であります。特に、製造物責任法が施行されてからの裁判例の蓄積もそれほど十分であるとはいえない現状において、「製造物の欠陥」の判断基準を深化させるためには、過去の裁判例の検討は不可欠であり、極めて有用な手段であると思われます。

そこで、過去の判決例において問題となった各種製造物の欠陥が、製造物責任法２条２項にいう「欠陥」に該当するか否かという観点から、過去の主な判決例を分類することとします。さらには、製造物責任法施行後の裁判例も加えることによって、実際の裁判例では、どのような製造物の「欠陥」が認定されたか、あるいは認

定されなかったかが明確になっていくものと思います。

(ロ)判決例の分類

(a)医薬品

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.キノホルム（副作用としてスモン病発生）

金沢地判昭53.３.１　判時879号26頁

東京地判昭53.８.３　判時899号48頁

福岡地判昭53.11.14　判時910号33頁

広島地判昭54.２.22　判時920号19頁

札幌地判昭54.５.10　判時950号53頁

京都地判昭54.７.２　判時950号87頁

静岡地判昭54.７.19　判時950号199頁

大阪地判昭54.７.31　判時950号241頁

前橋地判昭54.８.21　判時950号305頁

ロ.クロロキン製剤（副作用により眼障害発生）

東京地判昭57.２.１　判時1044号19頁

東京地判昭62.５.18　判時1231号3頁

ハ.グアノフラシン（点眼薬で使用の結果.睫毛.目瞼縁白変症となったｹｰｽ）

東京地判昭30.７.14　下民集6巻7号1440頁

ニ.ストレプトマイシン（肺結核治療薬品で副作用により全聾）

東京地判昭53.９.25　判時907号24頁

東京高判昭56.４.23　判時1000号61頁

ホ.ミオブタゾリシン（筋肉痛治療薬品で、副作用として劇症肝炎により死亡）

福岡地小倉支判昭55.11.25　訟月27巻4号661頁

ヘ.グレラン注射財（筋肉注射剤で、副作用として筋短縮症）

名古屋地判昭60.５.28　判時1155号33頁

ト.漢方薬に含まれるアリストロキア酸（副作用による腎機能障害）

名古屋地判平14.４.22　判時1866号108頁

名古屋地判平16.４.９　判時1869号61頁

(b)食料品

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.ひ素ミルク

最判昭和44.２.27　判時547号92頁

ロ.卵豆腐

岐阜地大垣支判昭48.12.27　判時725号19頁

サルモネラ菌に汚染されていた卵豆腐（製造過程で殺菌措置をとっていない）を食べて死亡したケース。

ハ.カネミ油

福岡地判昭52.10.５　判時866号21頁

福岡地小倉支判昭53.３.10　判時881号17頁

食用油製造に使用される熱媒体である塩化ジフェニール（ＰＣＢ）を主成分とするカネクロール４００という液状の合成化学物質が油のなかに混入したため、これを食用にした利用者が皮膚、内臓、神経等の疾患を伴う被害を受けたケース。

ニ.異物が混入したジュース

名古屋地判平11.６.30　判時1682号106頁

ホ.ボツリヌス菌が存在していた瓶詰めオリーブ

東京地判平13.２.28　判タ1068号181頁

ヘ.シガテラ毒素が含まれたイシガキダイ

東京地判平14.12.13　判時1805号14頁、判タ1109号285頁

(c)自動車

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.背もたれの異常

東京高判昭52.７.４　判時863号47頁

軽４輪自動車の後部座席に同乗していた人が急停車の際、手を掛けていた助手席の背もたれが前方に倒れ、それによってフロント部分に顔面を打ちつけて傷害を負ったケース。

ロ.ブレーキ故障

東京高判昭48.５.30　判時707号59頁

ハ.フォグランプ配線火災

浦和地判平元．８.30　判ﾀ721号195頁

自動車にフォグランプを取付け、これを運転していたところ、アクセルリンケージ付近から出火したというケース。

ニ.フロントサイドマスクによる受傷

仙台地判平13．４.26　判時1754号138頁

ホ.運転中にアクセルレバーが全開となる異常発生による事故

札幌地判平14.11.22　判時1824号90頁

ヘ.走行中エンジンルームから出火し全焼

東京地判平15．５.28　判時1835号94頁

2)「欠陥」なしと解されるケース

イ.自動車電動装置

福岡地判昭50．３.11　判時791号105頁

前方走行車（大型トラック）の自動車伝導装置（ピローブロック）の一部が脱落し、これに乗り上げた後続車がガードロープに激突してその運転者が死亡したケース。装置に構造上の欠陥はないと判断。

ロ.高速走行中の安全性欠如

福岡地判昭52．２.15　判時869号91頁

高速走行中安定性を失い、蛇行した結果、事故が発生したケース。

ハ.安全ベルト取付金具

京都地判昭48.11.30　判時738号89頁

自動車の安全ベルト取付金具によって傷害を負ったケース。

ニ.ダンプカーの荷台の落下

福岡地判昭50．５.20　判時801号76頁

ダンプカーの荷台が下がらなかったので、これを運転していた被害者が荷台と車体フレーム間に頭部を突込み装置を点検していたところ、荷台が落下し頭部をはさまれて死亡したというケース。本判決は、事故前９か月間の使用中に同様の干渉故障が起こったことがないこと、設計上は右干渉故障を生ずる可能性がないこと及び使用中にある程度構造上の完全性が損なわれることは当然であることの３点を根拠に、

製造当時から事故時にみられた欠陥が存在していたとはいえないと判示するとともに、また他の同型車（約440台製造されていた）について同様の干渉故障が生じたという苦情を被告が受けたことがない点を根拠に、通常の使用によって右干渉故障を生じる可能性があるような設計上又は構造上の欠陥が潜在していたともいえないと判示し、欠陥の存在を否定。

ホ.タイヤ破裂

東京地判昭53.３.27　判タ369号242頁

タイヤに空気を注入していたところ、タイヤのチューブ内縁が全周破裂し、ホイールを締めつけていたボルトが破断してホイールがはじき飛ばされ、これが身体に当たり傷害を負ったというケースで、タイヤの空気圧が異常に高かったと推認し、ボルト、タイヤないし自動車の欠陥を否定。

へ.走行中自動車の左前が沈み込む異常発生による事故

大津地判平８.２.９　判タ918号187頁

「自動車事故について、いわゆる製造物責任を追及する原告としては、第一次的に、当該自動車の合理的な使用期間中に、通常の使用方法で使用していたにもかかわらず、身体・財産に危険を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで一応の「欠陥」の主張・立証として足りると解すべきである。」とした上で、「原告らが主張するような異常が本件自動車に生じたとは認められ」ないとして原告の主張を排斥した。

ト.中古自動車が走行中に発火し焼損した事故

大阪地判平14.９.24　判タ1129号174頁

「製造時から相当期間を経過した後中古車として本件車両を取得し、さらに約１年半後本件事故が発生したが、その間、被告以外の第三者による整備・点検が繰り返された事案においては、原告らの主張するように、製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定の程度を緩和し又は「欠陥」の存在を一応推定することはできないものと解するのが相当である。」と判示し、「欠陥」を根拠付ける

主張立証がないとして原告の主張を排斥した。

(d)器　具

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.バドミントンラケット

神戸地判昭53.８.30　判時917号103頁

遊戯中、ラケットの握り手から柄が抜けて飛び出してきたため、負傷。

ロ.アーチェリー玩具

大阪地判昭61.２.14　判時1196号132頁

アーチェリーの矢が眼に突き刺さり失明（矢の先に付いているゴム製の吸盤が、発射前にはずれていた）。

ハ.暖房機スイッチ

東京地判平２.２.23　判時1364号45頁

スイッチ製造業者が、スイッチの絶縁体にアークより炭化しやすいベークライトを使用しながら、固定接点と絶縁体の間隔をアークによる炭化を避けられない狭さにしたためにスイッチの毀損を生じ、火災が発生。

ニ.潜水具

鹿児島地判平３.６.28　判時1402号104頁

空気残量計が空気の残量を正確に表示していなかったというケース。

2)「欠陥」なしと解されるケース

イ.幼児用防護柵（ベビーガード）

神戸地尼崎支判昭54.３.23　判時942号87頁

１年３か月の女児が、父母らが眼を離した際に２階部屋と階段踊場との境に設置された幼児用防護柵に頸部をはさんで窒息死。

ロ.金槌

京都地判昭58.３.30　判時1089号94頁

釘抜作業中、釘抜の頭部に金槌を打ちつけたところ、金槌の角縁部先端の微小片が欠けて左眼に飛び込み失明（使用方法に問題あり）。

ハ.ガスストーブ

東京地判昭59.３.26　判時1143号105頁

ガス回路部に綿ぼこりが付着していたため異常燃焼を起こし、着衣に引火し火傷を負った。

ニ.遊戯用そり

富山地高岡支判平２.１.31　判時1347号103頁

ホ.ガスファンヒーター付近から発生した火災

大阪高判平13.11.30　判タ1087号209頁

本件火災の原因につき、「控訴人の供述や本件意見書は、全面的に信用することができるというものではなく、他方、スプレー缶の爆発の可能性も否定できないことからすると、結局、本件火災の原因が本件ガスファンヒーターからの出火によるものであると認めることはでき」ないとして、欠陥を認めなかった。

(e)　機　械

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.複写機

横浜地判昭49.１.25　判時747号93頁

複写機のニクロム線に傷があったため、複写機使用中にニクロム線が切断され、漏電が発生し、家人が感電死。

ロ.石材カッター

高松地判昭55.11.28　判時1015号109頁

石材切断用ダイヤモンドカッターを使用中、ダイヤモンドの歯の１枚が折損して飛散し、右眼球破裂の傷害。

ハ.除雪機（ドーザ）

長野地判昭61.３.27　判時1191号107頁

除雪作業中、方向転換のためにドーザを後退させようとして足をすべらせ、後方に転倒してドーザの下に巻き込まれ傷害を負った（このドーザには、グリップが取り付けられていなかった）。製造業者は、ドーザの用途に除雪作業も含めているのに、設計製造の段階においてグリップを取り付けると、疲労の原因や作業の遅れを生じさせ、あるいは半身の姿勢をとれないなどかえって危険であると判断して、グリップを取り付けないこととしたものであり、また取扱説明書では、ドーザの特長の一つ

として除雪作業を掲げながら、危険なため使用すべきでない場所として狭い場所、足場の悪い場所、起伏の激しい場所とのみ表示し、除雪作業で足元の滑りやすい場所での使用が禁止されているかどうか使用者に判断しがたい記載をしていたというケース。

ニ.テレビ

大阪地判平６.３.29　判ﾀ842号69頁

事務所内に設置していたテレビが発煙、発火し、これによって発火した火災により事務所が全焼したというケース。

ホ.プラスチック製の食品容器を裁断して自動搬送する機械

東京高判平13.4.12　判時1773号45頁

荷崩れが生じた場合の機械の処理について、原審と高裁の判断が分かれ、結論を異にしたものである。高裁判決では、「機械を停止せず、作業効率を犠牲にせずに、しかも安全に荷崩れ品を排除することは、十分に可能であったものと認められる。（中略）そうすると、まず、このような適切な排除策が講じられていなかった点で、本件機械は、通常有すべき安全性を備えていなかった、すなわち欠陥があったものと認めるのが相当である。又、仮にそうでないとしても、本件のような不適切な排除策を前提に本件機械を設計しておきながら、リフト上に手や身体が入ったときに本件機械が自動的に停止するような対策が講じられていなかった点で、本件機械には欠陥があったものと認めることができる。」と判示した。

2)「欠陥」なしと解されるケース

イ.オイル・コンプレッサー

東京高判昭52.11.28　判時882号51頁

工場の動力源として使用されているオイル・コンプレッサー運転中に布切れ等をもってファン近くに接近し、巻き込まれて、手指に傷害（被害者側に異常な使用方法あり）。

ロ.コンクリートカッター

浦和地判昭57.２.12　判ﾀ474号178頁

コンクリートカッターを使用中、ダイヤモンド製ブレードが折損し、小

破片が眼に入り、傷害を負った（ブレードは金属性ブレードカバーで覆われ、さらにブレードの斜め後方で金属性ブレードカバーに接着して水よけカバーが付けられていた）というケース。

ハ.コンビット（コンクリートに釘を打込む機械）

福岡地判昭59.６.19　判時1125号146頁

取扱説明書には、動力源として圧縮空気を用いる旨及び使用時には火花が飛散することがあるので引火しやすいものや爆発しやすいものは遠ざけるべき旨の記載があった（ただし、動力源として圧縮酸素を使用してはならない旨の記載はなかった）というケース。

(f)装置

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.サウナ風呂

東京地判昭55.４.25　判時975号52頁

サウナ風呂のベンチの木材部分が漸次炭化し、無炎着火したことにより火災が発生し、使用者が死亡。

ロ.キューポラ（熔銑炉の一種）

大阪高判昭59.１.25　判時1113号80頁

キューポラが突然爆発。キューポラの溶接部が開放容器としての強度を具備していなかったことも爆発の一因。

ハ.呼吸回路機器及び気管切開チューブ

東京地判平15.3.20　判タ1133号97頁、判時1846号62頁

いずれも設計上の欠陥を否定したが、いずれも指示・警告上の欠陥があったとして、製造物責任を認めた。

ニ.カーオーディオ製品に用いられたスイッチ

東京地判平15.7.31　判時1842号84頁、判タ1153号106頁

設計上の欠陥について、「本件ＦＴスイッチは、本件保証範囲の範囲内で本件短絡事故を発生し、その原因は銀マイグレーション現象によるものであって、銀マイグレーション現象自体は、よく知られた現象であり、接点の銀メッキを金メッキにするなどすれば、本件短絡事故は発生しなかったのであるから、本件ＦＴスイッチは設計上の欠陥のために、

通常有すべき安全性を有していなかったものと認められる。」と判示し、設計上の欠陥を認容し、被告の製造物責任を認めた。

ホ.手術に用いられる超極細のカテーテル

東京地判平15.9.19　判時1843号118頁、判タ1159号262頁

カテーテルの欠陥について、「本件破裂箇所は、術者が、注入の際に注射器に経験上感知しうる過剰な圧力を感じているのにあえて注入を続けるなど、術者が経験上体得した通常予想される使用形態を越えて、あえて過剰な加圧でもしない限り、破損しないような強度を備えていなかったと推認される。したがって、本件カテーテルには欠陥が存在していたと認められる。」と判示し、カテーテルの設計上・製造上の欠陥を認定したものである。

2)「欠陥」なしと解されるケース

イ.温風機による火災

名古屋地判平７.５.19　判タ903号138頁

製品の瑕疵を理由に製造物責任を求めたのに対し、瑕疵の立証責任について、「被告らが債務不履行又は不法行為を理由として責任を負うためには、少なくとも前提事実として本件温風機自体に瑕疵があることが認められることを要すると解すべきであり、右瑕疵の存在に関する立証責任については、通常どおり原告が負担すべきものと解される。」と判示した上、原告主張の事実を認定できないとして、請求を排斥した。

(g)その他の製造物

1)「欠陥」ありと解されるケース

イ.高度さらし粉

東京地判昭62.３.３　判時1258号83頁

貨物船にて荷役作業中、甲板内に積み付けられていた高度さらし粉のドラム缶が突然爆発し、作業員６名が死亡し、貨物船および積荷等に損害が生じたというケース。

本判決は、高度さらし粉は、不純物を含有すると分解温度が著しく低下し、水の混入により水和反応を起こして発熱し、油脂類や硫黄化合物等の還元性物質と接触すると酸化発熱し、また、熱により急激に分解して

爆発的に発火するだけでなく、衝撃摩擦によっても容易に反応するなど危険な特性を有する物質であるとしたうえ、製造者としては、高度さらし粉の性質、特に発火の危険性について最もよく認識していたのであるから、流通経路に関与する各業者に対し、その取扱いの万全が期されるよう、火気に接触させないこと、有機物、還元剤、酸等と接触混合させないこと、直射日光を避けること、人工熱源から遠ざけること及び高度さらし粉が急激に分解した場合災害を引き起こすおそれのあることを理解させるなどその危険性についての周知徹底を十分に尽くすべきであったのに、これをしていなかったと判示。

ロ.スプレー式カビ取剤（カビキラー）

東京地判平３.３.28　判時1381号21頁

カビキラーの使用の度に、同剤に含まれていた化学物質を継続して吸引したため、その使用直後に、痰、咳、呼吸困難等の症状を伴う急性気管支炎に陥った。

本判決は、製造者はカビキラーの製造、販売に際し、カビキラーが人の気道に対して傷害を与えるなどの健康被害を与えるおそれのあることを予見することは可能であり、製造、販売を開始した当時、その容器として泡式のものを用いることも十分可能であったとしたうえ、本件製品の外箱に呼吸に影響を及ぼした場合の処理や慢性呼吸器傷害等の人は使用してはならないことなどに関する記載はなかったと判示。

ハ.強化耐熱ガラス製食器の破片による受傷

奈良地判平15.10.8　判時1840号49頁

強化耐熱ガラス製食器の欠陥について、「破壊した場合の態様等について、取扱説明書等に十分な表示をしなかったことにより、その表示において通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法３条にいう欠陥があるというべきである。」と判示して、欠陥を認めた。

ニ.ピアノ用防虫防錆剤

東京地判平16.３.23　判時1908号143頁

本件錠剤について、「本件錠剤は、水に極めて溶けやすく、吸湿性があるソルビットという蒸散安定補助剤の特性により、一般家庭でアップラ

イトピアノ内部に吊り下げて使用されている間に、空気中の湿気を吸い、溶けて液状化するという性質を有するものであったと認められる。そして、ピアノ内部において液状化すれば、これがピアノ内部を汚損するだけでなく、ピアノの部品に付着するなどして故障の原因になったり、流れ出して床を汚損する恐れが十分あったと認められる。にもかかわらず、被告が、その設計段階において、本件錠剤の液状化を防止するための工夫等を施した形跡は窺われないから、本件錠剤は、設計上、ピアノ用防虫防錆剤が通常有すべき安全性を欠いた製品であったと認めるのが相当である。」と判示して、設計上の欠陥を認め、その上、指示警告上の欠陥があったことも認定した。

ホ.幼児用自転車

広島地判平16.７.６　判タ1175号301頁、判時1868号101頁

本件製品については、10ミリメートルのばりが発生する可能性があるとしても、設計、製造上の欠陥があったとはいえないとしてこれを否定したが、「製造物の使用方法によっては当該製造物の特性から通常有すべき安全性を欠き、人の生命、身体又は財産を侵害する可能性があり、かつ製造者がそのような危険性を予見することが可能である場合には、製造者はその危険の内容及び被害発生を防止するための注意事項を指示・警告する義務を負い、この指示・警告を欠くことは、製造物責任法３条にいう欠陥に当たると解するのが相当である」として、欠陥を認めた。

2)「欠陥」なしと解されるケース

イ.ラムネびん

東京地判昭60.２.26　判時1184号79頁

ラムネ６ケースを購入し、自動車で運搬した後、倉庫へ搬入するためにラムネ入りケースを手押し車の上に置いた瞬間、数本のラムネびんが破裂してその破片が左眼に衝突し、角膜裂傷等の傷害を受けたというケース。ラムネびんケースを手押し車に置いた時にラムネびんどうしが衝突し、その衝撃が複合的に作用したと認定。

ロ.パーマ液

東京地判昭63.２.５　判時1292号98頁

被害者側の主張によると、被害者は、美容室で二浴式コールドパーマ液により髪にパーマをかけてもらった帰途、呼吸が苦しくなって歩行困難になり、その後手足のしびれ等を生じて入院し、８か月後に貧血症及び肝硬変症により死亡。本件パーマ液の施術過程、特に標準的な施術過程ではシアン化水素の発生は認められないと判示。

ハ.ポテトチップスの袋

東京地判平７.７.24　判タ903号168頁

幼児が手にしたポテトチップスの袋の角が目に当たり、受傷したのは、袋に欠陥があったためであると主張した事案に対し、「菓子袋本来の用法とは無関係の本件事故のような事態をも予想して包装の材質・形状を工夫したものでなければ、その製品には安全性を欠いた欠陥があるというべきでもない。」と判示して、欠陥を否定した。

ニ.化粧品

東京地判平12.５.22　判時1718号３頁

化粧品の使用と顔面の皮膚障害との因果関係を認めたものの、指示・警告上の欠陥を否定した。

１２　製造物責任の責任事由－警告、指示説明、不実表示

警告、指示説明、不実表示とは何か。

どのような警告、指示説明の不備、不実表示が製造物責任事由となるか。

(1)警告、指示説明の不備と製造物責任

(イ)製品の警告、指示説明の不備が製造物責任法の責任事由たる「欠陥」に該当するか否かについては、製造物責任法の法文自体からは明らかではありません。

従来、我国では警告、指示説明の不備の問題はあまり論じられておりませんでしたが、近時判例は製造業者や販売業者に製造物に関する説明、警告義務を課し、右義務違反により消費者、利用者に損害を与えた場合には、不法行為責任を認めるとする傾向にあります。判例は、以下のとおりです。

(a)　カネミ油症事件で、福岡地判昭 52.10.５（判時 866 号 21 頁）は、カネクロールを食品工業の熱媒体として利用する場合には、これを販売する者は、利用者にその毒性及び金属腐蝕性等の食品の安全性に欠陥を及ぼす恐れのある危険な属性を正しく指摘し、その食品中への混入防止及び混入した食品の出荷防止のために、万全の措置を講ずる必要性を厳しく警告する義務（正確で十分な情報提供義務）を負うべきであるとして、被告カネクロール製造業者の警告義務を認めました。

(b)　肺結核治療のために、ストマイの投与を受けた原告が、その副作用で全聾の被害を受けたというストマイ全聾事件で、東京地判昭 53.９.25（判時 907 号 24 頁）は、医薬品製造業者は、その製造医薬品につきその副作用等、使用上の注意事項を添付文書等に記載して、使用者たる医師等にその注意喚起すべき薬事法上の義務を有するとして、警告義務を認めています。

(ロ)上記判例の傾向と製造物責任法の立法趣旨に照らすと、製造物責任法のもとでも、警告、指示説明の不備により、当該製品が通常有すべき安全性を欠くに至れば、製造物責任事由たる「欠陥」になるものと予想されていましたが、施行後の裁判例をみましても、指示・警告上の欠陥があれば、製造物責任法の「欠陥」になることを当然の前提としております。

被害者にとって、警告、指示説明の不備を証明することは、製造上の欠陥、設計上の欠陥を証明することより容易であるため、警告上の欠陥に基づき製造物責任を追及するケースが今後もますます増加するものと考えられます。

(ハ)アメリカでは、警告義務違反は警告上の欠陥として製品の欠陥状態を作り出しているとの考え方から、警告上の欠陥により消費者、使用者に被害が生じた場合には、厳格責任を適用するのが一般的です（なお、警告上の欠陥に厳格責任を適用することに対しては強力な反対意見もあり、模範統一製造物責任法（ＵＰＬＡ）や連邦議会に断続的に提案されている連邦製造物責任法案においても、過失責任への復帰が提起されており、この点をめぐる議論は今後も継続すると思われます）。

(2)具体的な警告、指示説明の不備と欠陥

具体的にどのような警告、指示説明の不備が「欠陥」といえるかの問題は、製造業者にどの範囲までの警告義務を課すかという問題と裏腹の関係にあります。

警告義務の範囲を決定する際に考慮すべき要素として、次のものが指摘されています。

(a)被害の重大性

(b)事故の蓋然性

(c)説明、警告の可能性

(d)消費者の知識、経験

(e)当事者の職業

(f)　回避可能性及び予見可能性

これによると、被害がより重大になり、被害発生の蓋然性がより高くなり、警告によって危険の明白性がより減少する効果があればあるほど、製造者に警告義務を負わせる蓋然性が高まるといえます。他方、危険が大多数の者にとって明白であればあるほど警告義務は小さくなると考えられます。

しかしながら、具体的判断はけっきょく今後の事例の集積を待つしかありません。

自動車事故に際し、後部座席に同乗していた原告が、保護カバーがはずされていた安全ベルトの取付金具で額を打って怪我をしたという事案で、京都地判昭 48.11.30（判時 738 号 89 頁）は、保護カバーの使用目的は、その位置形状から自動車使用者が容易に知りうるものであるから、自動車製造業者は本件の事故が発生することを予想して、その危険性、危険防止方法を使用者に説明すべき注意義務はないと判示しました。

養鶏用ガス保温装置をプロパンガス販売業者から購入した養鶏専門業者が、右保温装置により火災の被害を被ったという事案で、大阪高判昭 49.１.31（判時 752 号 40 頁）は、養鶏業者はあらかじめ当該製品を使用することを決定して購入の注文をしたのであるから、プロパンガス販売業者としては、養鶏業者においてプロパンガス器具使用につ

いて十分検討済みであるとして、設備の通常の使用方法を説明をするにとどめ、それ以上将来発生するあらゆる事態を考慮して、必要な指示を与えなかったことを責めることはできないとして、販売業者に説明義務の違反を認めませんでした。

前記京都地判のケースは、危険の明白性が考慮され、前記大阪高判のケースは、消費者の知識経験の要素が考慮されたと考えられます。

なお、明白な危険に関するアメリカの判例として下記のものがあり、参考になります。

Fraust v. Swift and Co (1985) は、１才４か月の幼児がピーナッツバター入りサンドイッチを食べたところ、ピーナッツが喉に詰まって原告の子供に脳障害が生じたという事案で、原告がピーナッツバターは窒息の危険があり、４才以下の子供には危険であるとの警告をすべきと主張したのに対し、ピーナッツのこのような危険性は広く知られているから、警告ラベルがなくてもピーナッツバターが不相当に危険な欠陥商品ではないと判示しました。

また、製造業者は、製品につき予想されるミスユース（誤使用）についても、警告義務があると考えられます。消費生活センターの相談例では、幼児が風呂のふたの上に倒れ、重大な火傷を負ったという事例で、風呂のふたは保温目的だけでなく、事故防止の安全を備えた製品でなければならず、風呂の温度分布を考えたうえでの構造、強度でなければならないし、注意事項、禁止事項のみならず、親切表示もすべきであるとし、メーカーから被害者に 75 万円の賠償がなされました。（神戸市生活情報センター 昭 49 事例集(1)1200 の 13）

次に、製造物責任法施行後に、指示・警告上の欠陥が問題とされた裁判例をみていくことにします。

東京地判平 12.5.22 判時 1718 号３頁は、化粧品の使用によって顔面の皮膚障害が生じたことを認めたものの、指示・警告上の欠陥がないとして、製造物の欠陥を否定しました。指示・警告が適切であったとして、製造物の欠陥を否定した事案は本件のみですので、多少長くなりますが、関連した部分を引用することにします。「本件化粧品の外箱及び容器の最下部に、本件注意文言を、いずれも枠囲いを施して注記しており、本件注意文言を素直に読めば、本件化粧品は、何人にとっても皮膚障害等のトラブルを全く起こさないような、絶対安全なものではなく、何らかの皮膚障害を引き起こすなど、肌に合わないこともあり得ることを伝えるとともに、そのようなときには本件化粧品の使用を中止するよう、使用方法についても指示しているものと解することができ、右のよ

うな注意文言自体から通常読みとれる内容に加えて、本件注意文言の記載の態様も斟酌すると、被告は、本件化粧品の外箱及び容器において、本件化粧品につき予想される危険の存在とその場合の対処方法について、消費者の目につきやすい態様で、端的に記載することにより注意を喚起していたものと評価することができる。そして、本件化粧品の成分のどれかに対して原告のようにアレルギー反応を引き起こす消費者がいたとしても、そのアレルギー反応の出現は、本件化粧品を使用して初めて判明することであるから、本件注意文言のように、本件化粧品が「肌に合わない」場合、すなわち、皮膚に何らかの障害を発生させる場合があり得ることを警告するとともに、その場合は、使用を中止するように指示することは、まれに消費者にアレルギー反応を引き起こす可能性のある本件化粧品の指示・警告としては、適切なものであったというべきである。」と判示して、指示・警告上の欠陥を否定しました。

それに対し、東京地判平 15.3.20 判タ 1133 号 97 頁、判時 1846 号 62 頁は、呼吸回路機器及び気管切開チューブについて、いずれも設計上の欠陥を否定しましたが、呼吸回路機器と他社製のチューブを使用すると、呼吸回路に閉塞が生じる危険があることから、接続箇所に閉塞が起きる組み合わせがあることを明示し、そのような組み合わせで使用しないよう指示、警告を発する措置を取らない限り、指示・警告上の欠陥があったとして、製造物責任を認めました。

また、奈良地判平 15.10.８判時 1840 号 49 頁は、強化耐熱ガラス製食器の破片による受傷事故について、食器自体の設計上の欠陥を否定しましたが、「破壊した場合の態様等について、取扱説明書等に十分な表示をしなかったことにより、その表示において通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法３条にいう欠陥があるというべきである。」と判示して、指示・警告上の欠陥を認めました。

同様に、設計上の欠陥を否定した上、指示・警告上の欠陥を認めた裁判例として、幼児用自転車に関する広島地判平 16.７.６判タ 1175 号 301 頁、判時 1868 号 101 頁があります。

東京地判平 16.３.23 判時 1908 号 143 頁は、ピアノ用防虫防錆剤について、設計上の欠陥を認めた上、指示・警告上の欠陥も認めました。

以上の裁判例が示すように、設計上・製造上の欠陥と指示・警告上の欠陥とは、相互に補完していく場合もあるのではないかと思われます。特に、それ自体が有用な製品については、一部克服できないマイナス面があるとしても、適切な指示・警告のもとに消

費者に使用させていくことが必要な場合が考えられます（輸血用血液製剤については、衆議院及び参議院における附帯決議があることについては、既に述べたとおりです。)。どのような指示・警告があれば適切なものと評価できるかは、今後、製造者に課せられた重要な課題の一つになると考えられます。

以下には警告義務の範囲に関するアメリカの判例を参考までに掲げておきます。

Rumsey v. Freeway Manor Minimax (1968)は、原告の３歳の子供が、タリウムを含んだゴキブリ殺虫剤を摂取し、医師のもとに運ばれたが、医師はタリウムの解毒剤を見付けようとして、貴重な時間を無駄にしたため、致死量の毒が吸収された後になって、胃洗浄が行われたという事案で、被告メーカーは解毒剤が存在しないことを警告すべきであったと判示しました。

DCR, Inc. v. Peak Alarm Co. (1983)は、強盗避け警報機に関して、それを強盗が壊そうとすれば危ないものであり、そのような破壊の危険からシステムを保護する安価な手段のあることについて原告が警告を受けていれば、強盗の被害を避けえたとの原告の主張を認容しました。

Laaperi v. Sears, Roebuck & Co. INC.(1986)は、煙探知機が火災による停電で使用できなくなることについて、被告が警告を怠ったと主張された事案で、「原告は、もしもこの危険についての警告を受けていれば、バックアップ用に電池で動く煙探知機を購入したか、あるいは探知機を自家発電装置につなぐなどの他の予防措置を講じて、電気による火災の際に自己の家族をもっとうまく守る行為をしたであろう」と判示し、この点の警告義務を認めました。

(3)警告、指示説明の当事者

警告の主体は、通常は製造業者です。

被警告主体は、通常は一般消費者です。

なお、製造業者と一般消費者の間に職業的消費者が介在し、製造業者が職業的消費者にだけ警告を伝えたという場合に、警告上の欠陥の有無につき問題となる余地があります。ここでは、アメリカの判例を掲げておきます。

処方箋薬や医療機器又は原料として用いられる化学薬品のように専門的知識を有する中間者が消費者（患者、薬品を直接取り扱う従業員 etc.）との間に介在する場合に、製造業者は消費者に対して警告する義務を有するか否かが問題となったケースで、Reyes v. Wyeth (1974)は、処方箋薬の警告は市販薬とは異なり、「知識ある中間者」で

ある医師に警告することで十分であるとしました。（ペースメーカにつき Brooks v. Medtronic lnc (1984) も同旨）。

Adames v. Union Carbid Corp (1984)は、自動車製造工場でポリウレタン原料（ＴＤＩ）の蒸気に長年さらされ慢性気管支炎に罹患した原告がＴＤＩメーカーに損害賠償を求めた事案で、ＴＤＩメーカーは雇用主に警告すれば十分であり、雇用主が従業員に警告を伝えてくれることを信頼してよいと判示しました。

(4)　警告、指示説明の方法

製造業者、販売業者は、単に警告、指示説明をすればよいのではなく、最も適切な方法を選択しなければなりません。つまり製品の危険性を正確に、はっきりと、強くかつ平易に、また容易に人目を引くよう、現実に伝達されるよう警告すべきです。

また、製造業者は、警告をなすに当たり、その製品が使用される環境というものを考慮に入れなければなりません。

東京スモン事件で東京地判昭 53.8.3（判時 899 号 48 頁）は、キノホルム剤の副作用の危険性について、能書への記載、医師へのダイレクトメール、プロパーが医師を訪問した際の口頭での伝達、マスコミへの公表を通じて、一定以上服用すればいかなる結果を生ずるおそれがあるかについて明示しなければならないと判示しました。

日本では、まだこの点に関するケースの集積があまりありませんので、参考までに警告、指示説明の方法に関するアメリカの判例を掲げておきます。

Campos v. Firestone Tire & Rubber Co. (1984)は、タイヤの組立てについての警告には、場合によっては、文字を読めない労働者のために、絵や記号などで書かれている必要があると判示しています。

Hubbard-Hall Chem. Co. v. Silverman (1985)は、自ら製造した非常に有毒性の高い殺虫剤が文字を読めない労働者により使用されることを予測できた被告は、警告ラベルに「ドクロマークやそれに匹敵するような記号や形」を併用すべきであったと判示しています。

また、製造業者が製品の安全性を表示した場合には、消費者はこれを信頼し、危険に対する警戒を解いて、誤まった安心感を抱く結果警告が不適切なものとなる場合があります。さらに、警告とともに情緒的な表示（色、絵、姿形 etc.）がなされた場合には、警告の効果を減殺し、警告が不適切なものとなる場合があります。

これに関し、東京地判昭 45･8･31（判時 617 号 74 頁）は、原告がガス湯沸器を利用

して入浴中、一酸化炭素中毒になったという事案で、被告の社員は、排気筒を取付けないまま本件湯沸器を使用すれば、一酸化炭素中毒事故が発生することを予見できたのに、原告に対し、窓を開けて換気しないで湯沸器を使用することは危険である点の警告をせず、かえって「排気筒は念のためで、これなしに湯沸器を使用しても心配ない」と返答したとして、被告社員の過失を認めました。

警告の効果を減殺するケースとして、アメリカの判例を参考までに若干掲げておきます。

Mccully v. Fuller Brush Co.(1966) は、台所洗剤の容器上に、「手にやさしい」と書かれていたために、警告が不適切になったと判示しています。

Maize v. Atlantic Ref.Co. (1945)は、液体洗剤のカンに、「煙を吸いこまないでください。換気のよいところでのみお使い下さい。」と注意書きがあったが、これは「安全でクリーン（"Safety-Clean"）」というよく目立つ言葉のディスプレーで減殺されていると判示しています。

Incollingo v. Ewing (1971)は、医薬品の副作用について、その製造業者が警告をしても、医薬品販売員やセールスマンが「その危険性を過少に語り、一方でその効用、幅広い用途、他の薬には付随するような副作用がないこと等を強調すれば」かかる警告は減殺されると判示しています。

Jonescue v. Jewel Home Shop. Serv.（1973）は、洗剤の有毒性に関する警告が、「白いプラスティックに赤、白、青、アクアマリーンのラベルが貼ってあり、カラフルで無害な外観にみせている」その容器によって減殺されると判示しています。

(5)不実表示

不実表示とは、広告、ラベル、その他によって製品の性能、品質に関する重要な事実について、真実と異なる表示をした場合をいいます。製品の消費者が右の不実表示を信頼した結果、これによって損害を被った場合は、不法行為の成立の可能性が認められます。不実表示が製造物責任法にいう「欠陥」に該当するか否か製造物責任法の法文自体からは明らかではありません。しかし、前記のとおり一定の警告、指示説明の不備は、製造物責任法にいう「欠陥」に該当しますから、これとの均衡上、一定の不実表示は、これにより当該製品が通常有すべき安全性を欠くに至れば、「欠陥」に該当するものと考えられます。

アメリカでは、第２次不法行為リステイトメント４０２条Ｂで、動産の販売を業とし

てなす者が、広告、ラベル等によって自己が売る物品の性能・品質に関する重要な事実について不実表示を公衆に行った場合には、その不実表示を正当に信じた結果、消費者が被った身体的損害について、無過失責任を負う旨規定されております。

１３　製造物責任の責任事由－因果関係

製造物責任事由としての因果関係とは何か。

どのような場合に、欠陥と損害との間に因果関係があるとされるか。

(1)はじめに

製造物責任法３条では、「製造業者等は、・・・製造物であって、その引き渡したものの欠陥により、他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」と規定しています。この規定からも明らかなとおり、製造物責任は、欠陥と発生した損害との間に因果関係があるとき初めて生じます。

この因果関係の内容について製造物責任法はなんら規定しておりません。しかし、製造物責任法６条は、「製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による。」と規定しており、製造物責任事由としての因果関係は民法の不法行為の考え方によるものと解することができます。

(2)不法行為についての因果関係の考え方

民法 709 条は、加害行為によって生じた損害を賠償する旨規定しており、加害行為と損害との間に因果関係が必要されています。

我が国では、不法行為に関する因果関係については、学説でも、判例でも相当因果関係説が主流です。この相当因果関係説は、

(イ)その行為がなければその損害が生じなかったであろうと認められる関係

及び

(ロ)そのような行為があれば通常はそのような損害が生じるであろうと認められる関係

がある場合に当該加害行為と損害との間に因果関係を認めるという考え方です。

(3)事実的因果関係

前記(2)(イ)の関係は、事実的因果関係といわれています。この事実的因果関係の問題は従前あまり問題とされず、裁判でも争点となることが多くありませんでした。しかし、近年、医療過誤、公害、薬害訴訟、科学的に複雑な事件が増加するに伴い、実務上、事実的因果関係の立証という問題がクローズアップされてきました。因果関係について立証責任は被害者たる原告にありますが、一般的に複雑な科学知識に乏しい被害者にはこの立証はたいへん困難なものとなります。このため、判例、学説において事実的因果

関係の立証負担を軽減する努力がなされてきました。

最判昭 50.10.24（民集 29 巻９号 1417 頁）は、医療過誤の事案で因果関係の立証は、「経験則に照らし全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りる」と判示しています。

同様に、札幌地判昭 54．５.10（判時 950 号 53 頁・札幌スモン事件）は、上記最高裁と同様の一般論を述べ、

(イ)行政措置後、スモン患者の発生が急激に減少したこと

(ロ)スモン患者の大部分はキノホルム剤を服用しており、キノホルム服用群からのスモン発祥率は、キノホルム非服用群からの発祥率に比べて有意的に高い旨の調査結果があること

(ハ)スモンの発症率及び症状の重さとキノホルム剤使用量との間にほぼ相関関係があること

(ニ)キノホルム剤の投与によりスモンの症状にほぼ一致する病変を作出した動物実験の結果があること

を総合して、キノホルム剤服用とスモンの発症との間に事実的因果関係を認めました。

(4)　相当因果関係

前記(2)(ロ)の関係は、相当因果関係といわれています。右相当因果関係の考え方は、加害行為と事実的因果関係にある損害をすべて加害者に賠償させることは公平を欠くとの配慮に基づき、賠償すべき損害の範囲を限定すべきとの考え方から、賠償すべき損害の範囲は、加害行為と「相当因果関係」にある損害に限るとしたものです。具体的には、不法行為の場合も、民法 416 条が規定する損害の範囲で賠償がなされるべきだとするものです。つまり、加害者は、原則として加害行為より通常生ずる損害（通常損害）を賠償する義務を負うが、例外的に、特別に生じた損害（特別損害）を加害者が予見し又は予見可能であったときはその賠償義務を負うという考え方です。

(5)因果関係に関する日本の判例の動向

(イ)事実的因果関係の判例

不法行為についての判例のうち、製造物責任法が制定されておれば、製品の欠陥によって消費者の生命、身体、財産に損害が生じたものとして製造物責任が問われ

たであろうとみられる事案は、我が国の判例にもかなりあります。

以下では、事故類型ごとに事実的因果関係の問題が、具体的ケースでどのように問題とされたかを概観します。

(a)医薬品

医薬品被害に関しては、因果関係が争われるケースが多く見られます。医薬品の場合、事実的因果関係の問題は、次の２つに区別されて論じられるのが一般的です。

1)一般的因果関係

ある物質が一定の有害症状を引き起こすという一般的法則性

スモン訴訟では、前記札幌地判昭54.５.10判決について触れた(イ)ないし(ニ)の点が一般的因果関係の判断に当たり考慮されています。

2)個別的因果関係

一般的因果関係を前提に、個別具体的な被害者が、当該有害物質により発症したという因果関係。

前記スモン訴訟判決において、個別的因果関係を判断するに当たり、被害者がスモン病に罹患していること、被害者が罹患したスモンは、キノホルムによること、服用したキノホルムが加害者の製造販売にかかるものであること等が考慮されました。

(b)食品

食品に関する事故のケースでは、食品衛生法 27 条、28 条で法定されている食中毒原因究明システムが機能している結果、事実的因果関係の究明率が高く、判例上事実的因果関係が問題となることはあまりありません。

(c)自動車

自動車の欠陥による事故のケースでは、医薬品の場合のように事実的因果関係のうち一般的因果関係をめぐる争いが生じることはなく、多くは個別的因果関係が問題となります。

個別的因果関係に関し、原告は

1)当該自動車に損害を惹起するような性状が存在すること

2)当該性状に起因して損害が発生したこと

の２点の事実の証明をすることが必要となります。

また、自動車の欠陥事故事例に特徴的な傾向として、当該事故と類似の事故が発生していないことを理由として、欠陥の存在や欠陥と損害との因果関係を否定する傾向にあります（昭 46．6．29 判タ 267 号 346 頁、静岡地判昭 50．3．11 判自 791 号 105 頁、福岡地判昭 50．5．20 判時 801 号 76 頁、東京地判昭 58．7．18 判時 1099 号 67 頁)。

(d)機械（複写機、コンプレッサー、カッター etc．)、設備・装置（ボイラー、プロパンガス、ガス湯沸器、ガスレンジ、ヒーター、 etc．)、器具（バトミントンラケット、アーチェリー、遊具 etc．）

これらの事故に関する判例では、事実的因果関係の存否が問題となることは多くありません。

(ロ)相当因果関係の判例

一般の不法行為に関し相当因果関係が問題となった判例を以下に紹介しておきます。

東京高判昭51．2．25（判時811号51頁）は、歩行横断中に自動車にはねられ、頭部外傷の結果、精神運動発作の症状を呈した被害者が自殺したという事案で、本件事故と精神運動発作との相当因果関係は認められるが、右発作と自殺との相当因果関係は認められないと判示しました。

東京地判昭54．7．3（判時947号63頁）は、電車に乗車しないうちに左手をはさまれたまま発車した電車に引きずられて受傷し、入院中に医師の診療上の過失により死亡したという事案で、被害者の死亡は医師の診療上の重過失によるもので、本件事故による受傷と死亡との間に事実的因果関係は存するものの、その間に法的因果関係はないとして、受傷による損害だけを認めました。

東京地判昭51．3．25（判時829号65頁）は、交通事故によるむちうち損傷を受けた被害者が、社会一般の診療費水準に比して高額な治療費を請求した事案で、右高額診療費を加害者に負担させるのを相当とする特別の事情はないとして、その後8割につき事故との相当因果関係を否定しました。その他、判例上入院付添費や医師・看護婦への謝礼も相当な範囲を超えたる場合には、相当因果関係が否定されています。

(6)アメリカの判例の紹介

アメリカでは、製造物責任の因果関係に関し、欠陥が原因であることの蓋然性がそうでないことの蓋然性よりも大きいことを立証し、他の可能性ある原因を合理的に除去してしまえば、原告として損害を起こした正確な原因まで特定することは要しないとする考え方が一般的です。

Gertry v. Slokely-Van Camp (1982)は、原告が食べた被告製造のポークアンドビーンズの中にコンドームを発見したため、これ以来、食欲の喪失、ポークアンドビーンズに対する激しい嫌悪感、精神的な強い怒りなどの症状を呈したという事案で、損害についての因果関係は、推定が許されるとして、汚染された食品を食べたことによる嫌悪感や吐き気は、医学上の証拠を要せずに瑕疵と損害との間の因果関係が認められるとの判断のもとに、原告の 2500 ドルの損害賠償を認めた原判決を認容しました。

ジエチルスチルベストロール（ＤＥＳ）は、流産防止剤として取り扱われてきましたが、摂取した母親から生まれた子供の生殖器に癌をおこす副作用のあることが発見され、多数の訴訟がアメリカ国内で提起されました。このうち、Sindell v.Abbott Labs(1980)では、原告はＤＥＳが癌発症の原因であるとの一般的因果関係は立証できましたが、被害が顕在化するのに 10 年以上経過し、200 社を超す多数のＤＥＳ製造企業のうち、どの企業の製造したＤＥＳを母親が服用したかの個別的因果関係の立証ができなかったという事案で、原告はＤＥＳを製造していた製薬メーカー中、ＤＥＳの 90%を製造していたと主張された 11 社を被告とした事案で、裁判所は、このような事情の下では、母親が服用した薬品について実質的な割合（90%）で責任のある被告らを共同被告として訴えた場合には、各被告は原告の母親が服用したのは自社の製品ではないことを立証できない限り、判決認容額のうち各自の市場占有率に応じた責任を負うと判示しました。

(7)製造物の欠陥と事故（損害）との因果関係

製造物責任法施行後に現れた裁判例の中で、製造物の欠陥と事故（損害）との因果関係について、参考となる事例を紹介することにします。

大津地判平８．２．９ 判タ 918 号 187 頁・判時 1590 号 127 頁は、製造物責任法が施行される前の事故についての裁判例ですが、製造物責任を追及する要件として、「①自動車が有していた欠陥の内容、②自動車を製造する過程において右欠陥が生じたものであること、③損害が右欠陥に基づくものであることを主張、立証する責任がある。」とし

た上で、「使用者は自動車一般に通じる概括的な知識しか持ち合わせていないのが通常であることに鑑みれば、主張・立証すべき「欠陥」の内容として、当該製品に限っての製造上、設計上あるいは指示・警告上の危険を生じさせる具体的な原因についてまで主張・立証することは困難を極める作業であるといわざるを得ない。したがって、自動車事故について、いわゆる製造物責任を追及する原告としては、第一次的に、当該自動車の合理的な使用期間中に、通常の使用方法で使用していたにもかかわらず、身体・財産に危険を及ぼす異常が発生したことを主張立証することで一応の「欠陥」の主張・立証として足りると解すべきである。これに対し、右「欠陥」の存在を否定する相手方当事者は、原告が主張・立証した「異常」が当該自動車の製造上、設計上の問題に帰因しないことについての具体的な事実等を反証すべきであると解される。」と判示して、原告の主張・立証責任を大幅に緩和しています。この考え方は、製造物責任法の立法趣旨にも沿うものであり、施行後においても、十分妥当する考え方であろうと思われます。

これに対し、中古自動車が走行中に発火し焼損した事故について、大阪地判平 14.９.24 判タ 1129 号 174 頁は、「製造時から相当期間を経過した後中古車として本件車両を取得し、さらに約１年半後本件事故が発生したが、その間、被告以外の第三者による整備・点検が繰り返された事案においては、原告らの主張するように、製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定の程度を緩和し又は「欠陥」の存在を一応推定することはできないものと解するのが相当である。」と判示し、「欠陥」を根拠付ける主張立証がないとして原告の主張を排斥しました。この考え方は、前記大津地判と相反するようにもみえますが、詳細を検討しますと、その結論も妥当なものといえます。すなわち、火災発火の原因が、エンジンルーム内のワイヤーハーネス芯線の露出による漏電現象であるとした上で、製造時からそのような露出があるとすれば、早い時期での発火、出火していた可能性が高いこと、第三者による整備点検が繰り返されており、第三者による異物混入の可能性を指摘し、製造時に欠陥があると一応の推定を否定しました。

また、ファーストフード店で異物が混入したジュースを飲み、咽頭部を負傷した事案（名古屋地判平 11.６.30 判時 1682 号 106 頁）について、(a)原告が喉頭部を負傷したか、(b)原告の受傷はジュースを原因とするものか、(c)ジュースに欠陥があるかが争点となりました。この事案では、吐血を訴えた直後に医師の診察を受け、さらに救急車で他の病院に行き、喉頭ファイバースコープで粘膜の下に出血を確認して診断書が書かれ

ていることを理由に(a)を認め、ジュースを飲んだ直後に喉に受傷していることなどを理由に(b)を認めました。以上の認定事実を前提として、ジュースに異物の混入が明らかであるとして、異物の正体を明らかにしないまま(c)を認めました。本件の争点の中で、最も大きなウエイトを占めたのは、(a)及び(b)の認定にあったように思われます。本件では、受傷直後に医師の診察を受け、その診察に当たった医師が救急車を呼び、国立病院で診察を受けるよう指示し、国立病院の医師も、粘膜の下に出血があることを認めたこと、原告が負傷した際に、同僚が目撃していたことなど原告に有利な証拠が多く揃っていました。これら証拠によって、原告の証言に信憑性が増し、受傷した経緯もそのまま認定されたものと思われます。

しかしながら、製造物の欠陥と事故との因果関係を立証することは、実際上大変困難な問題が多くあり、因果関係を否定された事例も多くみられます（名古屋地判平７．５.19 判タ 903 号 138 頁・判時 1551 号 117 頁、大津地判平８．２．９ 判タ 918 号 187 頁、大阪高判平 13.11.30 判タ 1087 号 209 頁、東京地判平 16.８.31 判時 1891 号 96 頁)。

１４　製造物責任の責任事由 ── 被害者側の行為

被害者の行為が損害の発生に寄与している場合、製造物責任による賠償義務は減免されるか。

(1)製造物責任法における規定

今回、制定された製造物責任法には、被害者側に過失がある場合に、製造業者等が発生した損害の全部を補償しなければならないか否かについては、特別の規定を置いておりません。

立法過程では、過失相殺について、被害者保護の観点から被害者に重過失がある場合のみに制限すべきとする意見もあり、消費者団体や弁護士団体はこの立場をとってきました。

しかし、(a)不法行為法における過失相殺自体が現在の司法制度の下で裁判官の裁量に基づくものであること、(b)重過失に限るとすると重過失の有無が新たな争点となり、迅速な被害者救済の妨げになりかねないことから、過失相殺を重過失に限る必要はないとの国民生活審議会の報告もあり、けっきょく、その意見は採用されませんでした。

このような経緯で、過失相殺については民法の原則に従うことになりました（製造物責任法６条)。

(2)　民法における過失相殺

民法 722 条２項は、次のように定めています。

第722条２項　　被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

本条は、公平ないし信義則の観点から定められたもので、過失相殺と呼ばれるものです。被害者側の過失というときの「過失」とは、不法行為の成立要件としての過失と異なり、単なる不注意で足りるとされたり、被害者に責任能力がなくても、事理弁識能力で足りるとされたりするのは、過失相殺の理論の目的が、社会における損失の公平妥当な分担という点にあるからです。

したがって、過失相殺されるのは、被害者本人のみでなく、被害者側の過失も含まれると解されています。

ところで、近時最高裁判所は、「過失」に当たらない被害者側の事情についても、過失相殺の理論を使って損害の公平な分担を図ろうという姿勢を示しています。

すなわち、

(イ)身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害が加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害賠償額を定めるにつき、本条２項を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができる（最判昭63．４.21 民集42巻４号243頁）。

(ロ)被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、本条２項の規定を類推適用して、被害者の疾患を斟酌することができる。（最判平４.６.25 民集46巻４号400頁）。

(3)無過失責任と過失相殺

製造物責任は無過失責任とされておりますので、加害者の過失は問題とされません。そこで、被害者がその無過失責任としての製造物責任を追及する際、単純に製造物責任法６条の規定によって民法の過失相殺を適用できるかという問題があります。しかし、加害者が無過失責任を負わされるような場合（例えば、民法 717 条１項但書）でも、被害者に過失があれば、損害の算定の際、その過失は斟酌されると解されていることや、近時の前記裁判実務の傾向からいって、過失相殺の理論が製造物責任にも適用されることは間違いありません。さらに、単に被害者の過失のみならず、損害に寄与する行為も考慮したうえで、当事者間の公平を保持していくものと思われます。

したがって、結論として、被害者側の行為が損害の発生に寄与している場合、製造業者等の責任は減免されるといえます。

もっとも、加害者に無過失責任を認めることは、被害者の過失の比重を少なくすると考えられますので、理論的にみて被害者の過失が考慮される程度は低くなるといえます。

そこで、加害者の過失でなく、製造品等の「欠陥」に責任の根拠を求める製造物責任においては、一般論として被害者側の過失が斟酌される程度は、通常の不法行為の場合より低くなると考えられます（製造物責任が認定され、過失相殺が認められた事例として、東京高判平 13.４.12 判時 1773 号 45 頁。過失相殺が否定された事例として、仙台地判平 13.４.25 判時 1754 号 138 頁)。

(4)　外国の立法例

(イ)アメリカ

アメリカでは各州によって扱いが異なりますが、以下に説明します何らかの概念（理論）を採用することで、製造業者等と損害の発生に寄与した被害者との間における損害の公平な分担を図っています。

(a)寄与過失（ジョージア州、ケンタッキー州など一部の州）

寄与過失とは、被害者側に損害に寄与する過失が存在する場合、その被害者は加害者に対し、一切の損害賠償請求を許されないとする理論です。

この理論によると、被害者側にわずかでも寄与過失があると認定されれば、一切の損害賠償請求が否定されますので、被害者に酷な結果となります。

(b)比較過失（フロリダ州、ニューヨーク州など多数の州）

比較過失とは、寄与過失の理論の不合理な結果を回避すべく考えられた理論で、被害者側に損害に寄与する過失が存在する場合、その過失の程度に応じて損害賠償額を減額するという理論です。

この理論は、さらに細分化されており、過失割合に応じて損害額を減額するというもの（純比較過失方式）や、被害者側の過失が製造業者等の過失を上回れば、一切の損害賠償請求はできない（同等ないし下回る場合は、純比較過失方式と同じ）とするものや、被害者側の過失が製造業者等の過失と同等ないし上回れば、一切の損害賠償請求はできない（下回る場合は純比較過失方式と同じ）とするものなどがあります。

(c)危険引受（ノースカロライナ州、テネシー州など）

危険引受という理論は、被害者側の過失によってではなく、被害者側が自己の行為に伴う危険を認識したうえで、自らの意思でその危険を引き受けた結果、発生した損害について、その程度いかんを問わず、一切の賠償請求ができないとする理論です（もっともカリフォルニア州やワシントン州のように、寄与度に応じて賠償額を減額しようという立場の州もあります)。

(d)誤用

誤用とは、製造業者等の意図ないし予期しない方法の使用によって、損害が発生した場合、製造業者等は賠償責任を免れるという理論です。

この理論は、当該製造物の使用者以外の第三者が損害を受けたときに製造業者

等にとって有用な理論です。

寄与過失や危険引受けの理論では、製造業者等は損害を被った無過失の第三者に対抗できませんが、この理論は、当該製造物の当該使用について予見可能性を製造業者等が有していたか否かだけによって、責任の有無が決せられます。

(e)改造

改造とは、製造物が製造業者等の手を離れた後に、当該製造物に改造が加えられた場合に、製造業者等が製造物責任を免れるという理論です。

(ロ)ＥＣ指令

被害者側の行為が製造業者等の責任に影響を及ぼすかについてＥＣ指令は次のような規定をおいて、被害者側の行為が製造業者等の責任を決めるうえで考慮されるものとしています。

第８条２　すべての事情を考慮した結果、製造物の欠陥及び被害者又は被害者が責任を負うべき者の過失(fault)の競合によって損害が生じた場合においては、製造者の責任を軽減又は否定することができる。

１５　製造物責任の責任事由－無過失責任

製造物責任法において製造業者等が無過失であっても、製造物責任を負う（無過失責任）こととされるのはなぜか。

製造物責任法における無過失責任の具体的内容は何か。

(1)製造物責任法による無過失責任の導入

製造物責任法３条本文は、「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第３項第２号若しくは第３号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」と定め、製造業者等に「過失」があるか否かを問題とすることなく、製造物に「欠陥」があれば、製造業者等は製造物責任を負うこととしました。

製造物責任法は、従来の不法行為制度の基本原則である過失責任の原則を捨て、無過失責任の考え方を導入するものであり、この意味で画期的な立法であるといえます。製造物責任法は、製造業者等の「過失」という主観的要件にかえて、製造物の「欠陥」という客観的な要件を責任要件としています。

(2)無過失責任が採用された理由

(イ)過失責任主義の問題点

伝統的な不法行為制度は、過失責任主義を採用しています。しかし、この過失責任主義は、対等な私人間で、一方が他方に加害行為を行った場合を想定していました。過失責任主義は、過失がなければ法的責任を問われることがないという意味で、私人間の行動原理としても重要な役割を果していました。

ところが、現代社会においては、テクノロジーが高度に発達したため、企業によって大量の製品が製造、販売され、消費者がこれらの製品を使用するという状況が生まれました。こうした状況の中では、企業は製品の安全についての情報を独占し、消費者は製品の安全についての情報を入手しえないことになり、製品の欠陥による被害を防止しうるのは消費者ではなく企業側であると考えられるようになりました。

現実に我が国でも安全性を欠いた製品による事故が大規模に発生しましたが、被害者が訴訟手続の中で製造業者等の法的責任を追及する場合、被害者は企業の過失を主張、立証することが非常に困難で、本来受けられるべき救済が過失責任主義という理論のために訴訟の場で受けられないという事態が生じました。

現代社会においては、製造業者等は常に被害を受ける立場にはなく、消費者は常に被害を受ける立場にあるという固定した関係にあるという見方もできます。製造業者等はときとして巨大な資本を有し、製品の製造、販売によって利益を得ているのに対し、個々の消費者は個人であることが多く、消費者が製造物の欠陥により被害を受け、法的救済を受けられなければ、場合によっては悲惨な状況となるなどの社会問題も発生しました。こうした状況の中で、製造業者等に、製造物の欠陥による損害について無過失責任を課しても、製造業者等は、例えば、製造物にコストを上乗せしたり、保険によるリスクヘッジを行うこと等により対応が可能であるから、むしろこの方が公平であるといった考えが主張されるようになってきました。

以上のような社会状況を背景として、裁判所は製造業者等に高度の注意義務を課す等の手法により過失責任主義のもとで何とか被害者の救済を図る方向で努力してきたといえます。しかし、こうした努力は過失責任主義のもとでは一定の限界がありました。そこで、安全性を欠いた製造物の被害については、伝統的な過失責任主義は適当ではなく、製造業者等に無過失責任を課すことによって、被害者の救済を図り、同時に製造物の安全性を高めるべきであるとの考え方が支配的になったのです（東京地判平14.12.13 判時1805号14頁・判タ1109頁285頁は、製造物責任法の立法趣旨について詳細に解説を加えており、その中で、危険責任の法理、報償責任の法理、信頼責任の法理を明らかにした上、製造物の欠陥に起因する損害賠償責任負担の危険を分散するために、責任保険制度等の普及が図られたことについても明らかにしている）。

(ロ)諸外国の動向

米国においては、製造物の欠陥による事故については、製造業者は過失がなければ責任を負わないとする過失責任の原則がとられていました。ところが、製造物責任については、過失責任の原則を捨て、製造業者に無過失責任を負わせるべきだとの考え方が強まりました。1963年カリフォルニア州最高裁判所はグリーンマン事件判決において、無過失責任の原則（厳格責任理論）を採用し、1965年に公表された第２次不法行為法リステイトメント４０２条Ａは製造物責任について無過失責任の原則（厳格責任理論）を採用しました。

ＥＣ諸国においては、各国で製造物の欠陥による事故については製造業者は過失がなければ、責任を負わないとする過失責任の原則がとられてきました。各国は、

それぞれ、この過失責任の原則をなんらかの形で変更し、製造業者に対し責任を追及しやすくしていました。これらの動きは、各国ごとにかなりの差異がありました。そこでＥＣは、各加盟国の製造物責任に関する、原則を統一する作業を開始し、1985年７月25日、ＥＣ閣僚理事会において「ＥＣ指令」が採決され、同月30日、各加盟国に通告されるに至りました。同指令は、過失責任の原則を採用せず、無過失責任の原則を採用しています。

(ハ)我が国における無過失責任主義の採用

我が国におきましても、大気汚染防止法、水質汚染防止法で事業活動に伴って排出された有害物質によって生じた人身損害につきましては、事業者の無過失責任が規定されていました。

製造物責任についても無過失責任を導入すべきであるとの意見は、私法学者、弁護士、各種消費者団体から特に昭和50年代以降強く主張され、立法化の手続が各界の意見を聴取しながら慎重に進められてきました。

第１３次国民生活審議会消費者政策部会は、平成３年10月の中間報告で我が国においても、製造物責任について、製造業者に無過失責任を負担させるべきであるとの見解を表明しました。以上の経過を経て、我が国においても製造物責任法が制定され、無過失責任主義が採用されました。

(3)製造物責任法における無過失責任の内容

(イ)過失責任と無過失責任

過失責任の原則とは、行為者に過失がなければ責任がないという原則をいいます。これに対し、無過失責任の考え方は、責任を負担すべき者に過失があるか否かを問うことなく責任が発生する考え方をいいます。無過失責任の考え方においても、法的責任に関し、当然なんらかの責任要件は必要となります。

(ロ)製造物責任法における責任要件

前記のとおり製造物責任法では、無過失責任の考え方が採用されています。そして、製造物責任の成立要件としては、製造物に「欠陥」があることが必要であるとされています。換言すれば、製造物責任の成立要件には、製造業者等に過失があることは必要とされず、製造物に欠陥があれば足りるわけです。消費者は、安全性に欠けた製造物に欠陥があることを主張、立証すれば製造業者等に過失があることを主張、立証しなくとも製造業者等に対し、製造物責任を負わせることができます。

製造物の「欠陥」の立証は「過失」の立証に比較して、証明事項が単純化、明確化でき、かつ証明もかなり容易ですから、消費者は製造業者等の製造物責任を追及しやすくなります。また、過失の有無の判断は、注意義務の程度によって結論が異なりますから、裁判所の判断にバラつきがでる可能性を否定できませんでしたが、「欠陥」の判断は客観的事項についての判断ですから、裁判所の判断のバラツキはより少なくなり、消費者、製造業者双方にとって法的責任の有無に対する予見可能性が高まるといえます。

(ハ)開発危険の抗弁との関係

製造物責任法４条１号は、「開発危険の抗弁」を採用しています。開発危険の抗弁とは製造業者等が、当該製造物を引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったことを証明した場合には、製造物責任を負わないという制度をいいます。

開発危険の抗弁は、欠陥についての予見可能性を問題にするものですから、この点において過失責任の考え方と類似しています。しかし、開発危険の抗弁は、過失責任とは、以下の点で明らかに異なっています。

(a)過失責任では、「過失」は不法行為に基づいて損害賠償請求権の成立要件となっており、被害者側で主張、立証しなければなりませんが、開発危険の抗弁で問題となる「予見可能性」は、製造物責任の成立を否定する要件（抗弁事由）であり、製造業者等の側で主張、立証しなければ製造物責任を免れることはできません。

(b)過失責任では、過失の判断の前提となる注意義務の程度については特に法律で定められていませんが（判例は、製造業者等の注意義務の程度を高く設定する傾向にありました）、開発危険の抗弁では、抗弁事由の判断の前提となる予見可能性は、入手可能な最高水準の科学又は技術に関する水準を基準として判断されることが法律上明記されています。

１６　製造物責任の責任事由 ── 開発危険の抗弁

開発危険の抗弁とは何か。製造物責任法において開発危険の抗弁が採用された理由は何か。

(1)開発危険の抗弁の意義

「開発危険」とは、製造物を流通に置いた時点における科学・技術水準によっては、そこに内在する欠陥を発見することが不可能な危険をいいます。そして「開発危険の抗弁」とは、製造物責任を負う要件が満たされている場合であっても、製造業者等が、製造物を流通に置いた時点における科学・技術水準によっては、そこに内在する欠陥を発見することが不可能であったことを証明すれば、製造業者等が製造物責任を負わないことを意味します。

(2)製造物責任法と開発危険の抗弁

製造物責任法４条は、「前条の場合（同法３条の要件が備わっている場合）において、製造業者等は」、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと」を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じないと規定しています。

すなわち、製造物責任法は、開発危険の抗弁を採用しています。

(3)開発危険の抗弁が採用された理由

(イ)理由

開発危険の抗弁が採用された最大の理由は、この抗弁が認められないと、製造業者等は製品を流通に置いた時点における科学・技術の知識の水準によって、そこに内在する欠陥を発見することが不可能な危険についてまで責任を負担することになり、研究、開発及び技術革新を阻害する可能性があるということです。そして、開発危険の抗弁を認めない場合、技術革新の停滞等による不利益が消費者にも及ぶ可能性があるとともに、場合によっては製造業者等にその負担能力以上の賠償義務を課すこととなり、かえって被害者が確実な救済を受けられなくなる可能性があるといわれています。

(ロ)「開発危険の抗弁」採用反対説とそれに対する反論

これに対し、立法過程の中で、開発危険の抗弁を認めると、製造者が開発危険の抗弁を主張し、かつ立証する場合、被害者は製造物が流通過程に置かれた時点における科学知識や技術知識の水準によって製造物の危険を予見することが可能であっ

たという点について争わなければならず、被害者が結果的に困難な立証上の負担を負わされると同時に、過失責任の下における予見可能性と同様の科学論争が生じる余地を残すことになるので、この抗弁を認めるべきではないとの意見がありました。

　この見解に対しては、第１に開発危険の抗弁が規定されていなくても、解釈上、予見可能性が欠陥要件に含まれるのではないかとの議論が生じることにより、１つの争点となる可能性があり、果たしてこの抗弁が認められるかどうか、認められるとしてどの程度であれば免責されるかという点が争われ、かえって争点が拡散して被害の救済が遅れるなどのデメリットが生ずる可能性があるとの再反論がありました。

　第２に、開発危険を抗弁として明示することにより、高度な科学・技術知識に係る予見可能性に関する証明責任が製造者等に帰することが明らかになり、審理の迅速化に資することになるとの再反論がありました。

(4)開発危険の抗弁と過失責任の差異

製造物責任法においては、製造物の欠陥という要件によって責任が発生するという製造物の客観的評価に基づく無過失責任の考え方が採用されています。

これに対し、開発危険の抗弁は、製造物が流通に置かれたときの科学・技術水準によって製造業者等がその危険を予見することができたか否かという「予見可能性」を問題とするものです。

開発危険の抗弁と過失責任は、同じく予見可能性を問題とするものですが、開発危険の抗弁と過失責任では以下の点で差異があります。

(イ)開発危険の前提となる科学・技術知識の水準は過失責任の場合よりも高度な水準であること（もっとも、我国の従前の医薬品の副作用被害に関する裁判例は、製造業者等に極めて高度の注意義務を課し、過失責任を認定しています）。

(ロ)かかる高度な科学・技術水準に係る予見可能性に関する証明責任が製造業者等にあることを明定していること

(ハ)過失責任では科学・技術水準の入手可能性が問題となるが、開発危険の抗弁では、科学・技術の入手可能性は問題とならないこと

(5)「開発危険の抗弁」の具体的内容

(イ)予見可能性の前提となる「科学・技術知識」の水準

開発危険にかかる予見可能性を判断する際の科学・技術知識の水準については、個々の製造業者等の水準や業界の平均的な水準とするのではなく、入手可能な最高の科学・技術知識の水準が基準となります。

(ロ)判断時期

判断時期は、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時」（製造物責任法４条１号）です。

したがって、製造業者等が、製造物を流通に置いた後に新たな科学、技術知識により製造物の欠陥が明らかになったときは、その時点より前に流通に置いた製造物については、開発危険の抗弁が認められ、その時点以後に流通に置いた製造物については、開発危険の抗弁は認められないことになります。

製造業者等が製造物を流通に置いた後に製造物の欠陥が明らかになった場合であっても、その時点から製造業者等は当該製造物の危険性の公表、指示・警告、場合によっては一時的販売停止又は回収が求められ、これらのことを行わなかったために事故が発生したときには、過失責任により責任を負う可能性があります。

(ハ)裁判例

イシガキダイにシガテラ毒素を有することは認識できなかったという開発危険の抗弁に対し、東京地判平14.12.13判時1805号14頁・判タ1109頁285頁は、以下のとおり、開発危険の抗弁についての一般論を詳細に論述していますので、かなり長くなりますが、今後の参考のために、そのまま引用することにします。すなわち、「この規定（開発危険の抗弁）の立法趣旨とするところは、製造業者が科学技術に関する知見を如何に駆使しても当該製造物に存在する欠陥をおよそ認識することができない場合には、そのような欠陥による損害の発生も賠償すべき責任の限度も全く予測できないにもかかわらず、なお製造業者が製造物責任を負担しなければならないとすると、製造業者においてこのような負担を恐れて新製品の開発意欲が失われ、研究開発や技術革新が停滞し、ひいては産業活力が損なわれて国民経済の健全な発展が阻害されると考えられたため、政策的配慮から、このような事態を回避しようとしたことにあると解される。他方、この開発危険の抗弁が安易に認められると、被害者救済を目的とする製造物責任制度を導入した意義が失われることは明ら

かであって、上記のような政策的配慮を背景とする開発危険の抗弁の立法趣旨に鑑みれば、その適用範囲は限定的に解するのが相当である。加えて、法には、不法行為における「加害者の過失」という主観的な要件を排し、物の客観的性状である「製造物の欠陥」を要件とすることで、主観的な要素である「加害者の過失」の判断に必然的に伴うばらつきを解消し、製品事故における損害賠償責任の法的安定性を確保する意義もあると解されるから、この観点からすると、上記「科学又は技術に関する知見」の基準を加害者の知見に求めるのは相当でない。以上を踏まえて、法の規定を解釈すれば、法４条１号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識のすべてをいい、それは、特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準等がその判断基準とされるものと解するのが相当である。そして、製造業者等は、このような最高水準の知識をもってしても、なお当該製造物の欠陥を認識することができなかったことを証明して、初めて免責されるものと解するのが相当である。」と判示して、被告の開発危険の抗弁を排斥しました。

以上のほかにも、開発危険の抗弁が主張された事例がありますが、いずれも、排斥されています（気管切開チューブにつき、東京地判平15．３.20判タ1133号97頁・判時1846号62頁。ピアノ用防虫防錆剤につき、東京地判平16．３.23判時1908号143頁）。

(6)諸外国の状況

我国の製造物責任法が開発危険の抗弁を採用したのは、ＥＣ諸国の例にならったものといわれています。

立法を終えたＥＣ諸国の中で開発危険の抗弁を採用しなかった国は、ルクセンブルクのみです。また、オーストラリアでは 1992 年７月に、中国でも 1993 年２月に、それぞれ開発危険の抗弁を認めた製造物責任立法を行っています。

米国ではこの問題は技術水準（「現実的あるいは実際的な達成可能性、特定の業界における科学的および技術的な達成水準」と解されています）の問題として扱われており、欠陥の有無を判断する際の一基準となっていますが、１９８０年代後半以降、厳格責任の下で技術水準に関する証拠や抗弁を認め、予見不可能な危険については、製造業者等

に責任を課さないこととする判決や州法が多くなってきているといわれています。

１７　製造物責任の免責事由－部品、原材料製造業者等の免責事由

ある製品の欠陥が、その製品を構成する部品や原材料の欠陥に起因している場合に、その部品や原材料の製造業者は責任を負うか。責任を負わないことがあるとすれば、それはどのような場合か。

(1)部品、原材料の製造業者の責任についての基本的な考え方

ある製品（完成品）の部品や原材料も、それ自体が「製造物」、すなわち「製造又は加工された動産」にあたることは多いといえます。このような場合に、当該部品や原材料に欠陥があり、それが製品（消費者に届く最終製品）の欠陥の原因となっているときは、製品の製造業者とともに、当該部品や原材料の製造業者も、理論上当然に製造物責任を負うことになります。

しかし、我国においては、製造業者のほとんどは、いわゆる中小企業であり、これら中小企業の多くは、完成品の製造業者の注文を受けて、部品や原材料を製造してこれを完成品の製造業者に納入しており、これら部品や原材料の製造業者は、納入先から設計に関する指示を受け、これにそのまま従って部品や原材料を製造して、これを納入していることが往々にしてあります。

このように、納入先の指示どおりに部品や原材料を製造してこれを納入した場合に、その部品や原材料の欠陥に起因して、完成品に事故が生じたときに、その部品や原材料の製造業者が常に責任を負うとすれば、中小企業にとっては甚だ酷な結果となります。特に零細企業にとっては、製造物責任にもとづき多額の損害賠償を請求された場合、資金的にも応訴活動の面においても、大企業に比べてはるかに対応能力が劣るうえ、もし多額の損害賠償義務を課せられれば、たちまち企業の存続自体が危うくなる事態となります。

したがって、このような中小企業たる部品または原材料の製造業者の存在を念頭に置くと、何らかの救済規定を設けなければ、中小企業の業務意欲を削ぐ結果となり、ひいては国民経済の発展を阻害することにもなりかねません。

そこで、製造物責任法は、以下に述べるように、一定の要件のもとに部品、原材料の製造業者の免責を認める規定を設けました。

(2)　製造物責任法の規定

製造物責任法４条は、「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に

従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がない」場合は、当該部品ないし原材料の製造者は、このことを証明したときに限って免責されると規定しました（４条２号)。

この規定は、ＥＣ指令７条(f)とほぼ同趣旨のものであり、イギリスの消費者保護法（４条(1)(f)）及びドイツの製造物責任法（１条(4)）にも同様の規定があります。

ところで、実際上、「設計に関する指示」には、

(イ)設計図を交付される場合

(ロ)指示書や依頼書等の書面により行われる場合

(ハ)口頭で行われる場合

等、さまざまな形態があります。したがって、部品や原材料の欠陥に基づく事故が生じた場合に、この規定の適用の可否が争われる局面においては、製造物責任法４条２号の「設計に関する指示」があったといえるか否かが争点となります。

この場合、部品や原材料の製造業者が免責されるためには、「設計に関する指示」があったことを自力で証明しなければなりません（製造物責任法４条)。

したがって、部品または原材料の製造業者としては、納入先から設計に関する指示や依頼を受けている場合は、普段からできる限りこれを書面化してもらったり、部品や原材料の納入時に検査を受け、その経過を記録に残しておく等の対策を打っておくことが極めて有用であるといえます。

なお、国会は中小企業たる製造業者も製造物責任法４条２号の部品製造業者の免責事由を自ら立証しない限り製造物責任を負うことにかんがみ、その負担の軽減を図る趣旨で、次のような付帯決議を行っています。

(a)衆議院商工委員会

1)中小企業の負担軽減のため、製品安全対策、クレーム処理等についての相談、指導体制の充実を図るとともに、安全な製品を供給するための各種の活動につき積極的支援を図ること。

また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分な配慮を払うこと。

(b)　参議院商工委員会

1)中小企業者の負担を軽減するため、製品安全対策、クレーム処理等について相談・指導体制の充実を図るとともに、製品安全対策の推進のための積極的

な支援を行うこと。

　また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分配慮すること。

(3)　完成品の製造業者との間の法律関係

　部品や原材料の欠陥に起因して、完成品から事故が発生したときは、通常の場合、その完成品にも「欠陥」があったことになりますから、被害者は当然完成品の製造業者に対しても製造物責任を問うことができます。この場合において、部品又は原材料の製造業者が製造物責任法４条２号により免責され、完成品の製造業者のみが被害者に対して製造物責任を負担することになったとしても、この完成品の製造業者は、後日部品や原材料の製造業者に対して、被害者に賠償した金額の全部又は一部の求償を請求することができます（民法 442 条１項）。

　なお、部品性の抗弁を主張して争った事例（ピアノ用防虫防錆剤につき、東京地判平16．３.23 判時 1908 号 143 頁）もありましたが、納入された製品を化粧箱に入れて商品化するだけであるから、「製造」にも「加工」にも該当しないとして、部品性を否定してその主張を排斥しました。

１８　製造物責任の責任期間

製造物責任の責任期間はどのように定められているか。

(1)製造物責任法の定め

今回新たに制定された製造物責任法は５条に以下のような規定を置いています。（期間の制限）

第５条　第３条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から３年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときも、同様とする。

２　前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現われる損害については、その損害が生じた時から起算する。

これは、製造業者等の責任期間を定めた規定で、製造業者等の責任を期間的に制限し、救済することを目的としています。すなわち、製品が市場で使用されている限り、いつまでも責任追及されるとすれば、製造業者等は証拠の散逸等により一方的に不利となることを回避しようというのがその立法趣旨です。

ところで、アメリカやＥＣでは、製造物責任の期間制限に関して出訴期限と責任期間という２つの制度が存在します。

出訴期限は、手続法上の問題として訴えそのものを期間的に制限するもので、ここでいう責任期間とは異なります。

(2)　製造物責任法５条の解釈

民法 724 条は、不法行為の損害賠償請求権の消滅時効に関し、次のように定めています。

第724条　不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

(イ)製造物責任法５条１項前段の規定は、民法724条前段の規定と同内容となっています。

したがって、この規定の解釈をする際には、民法７２４条前段の解釈がそのまま当てはまります。

まず「被害者」とは、直接的被害者だけではなく、その遺族や近親者等の間接的被害者も含まれます。

次に「損害を知る」とは、損害の程度や数額を具体的に知ることまでは不要ですが、加害者の行為が違法であること及びそれによって損害が発生したことを知らなければなりません。また「賠償義務者を知る」とは、その姓名まで知ることは不要とされています。

民法724条では「加害者」と規定されており、これが不法行為者を指すのか、損害賠償義務者を指すのか争いのあるところでしたので、製造物責任法では、この点を「賠償義務者」と規定しています。

(ロ)ところで、本条項後段は、長期の責任期間の制限について規定しています。民法724条後段が「不法行為の時より20年」と規定しているのに対し、製造業者に有利な規定となっています。これはＥＣ指令が、製品が製造業者等によって流通過程に置かれた日から10年間の期間制限を定めていることの他、(a)製品の合理的な耐用期間とそのためのコストの決定、(b)製造業者等の書類保存の負担の目安の必要性、(c)法律関係の早期安定化、(d)保険等でカバーするリスクの明確化などの理由によるものとされています。

もっとも、期間の長さについては、製品によって耐用年数や危険度が異なることから、民法の原則を修正することに対しては反対意見もあり、これらの点を考慮して、同条２項が特則を規定しています。

なお、10年という責任期間の終了した後も、故意・過失を立証して製造業者の不法行為責任を追及することは可能です。

(3)外国の立法例

(イ)アメリカ

アメリカでは、製造業者等の責任を期間的に制限する制度として、出訴期限と責任期間の２種類があります。

後者の責任期間は、出訴期限が「発見時ルール」を採用しているため、被害者が被害発生に気づくまで進行しないことによる製造業者等の負担を軽減するために設けられたものです。

すなわち、責任期間は、 製品が市場に流通している限り、いつまでも製造業者等に製造物責任を負わせることを防止するための制度です。

したがって、責任期間の始期は製品の製造・販売の時点とされます。そして州によって異なりますが、責任期間を10年とする州が多いようです（もっとも、責任期間を採用していない州も半数くらい存在しています）。

(ロ)ＥＵ

ＥＣ指令では、責任期間に関連して以下の条文を置いています。

第 11 条　加盟国は、立法によって、被害者がその期間内に製造者に対する訴訟手続を開始しない限り、損害を惹起した製造物が製造者によって流通過程に置かれた日から 10 年の期間を経過した場合において、本指令に従って被害者に与えられた権利が消滅すべきことを定めるものとする。

１９　製造物責任の立証責任

立証責任の意義は何か。製造物責任の各要件について誰が立証責任を負うか。

(1)立証責任

立証責任とは、訴訟上事実の真偽が不明の結果、当該法条が適用されないことにより、不利な法的判断を受ける当事者の不利益を意味します。

換言すれば、ある争点について立証責任を有する当事者はその争点について自己の主張する事実を証明できなかった場合において、それによって生じる不利益を甘受しなければならなくなります。

この立証責任を当事者のうちのいずれが負担するかというのかということについては次のような原則があるとされています。

(イ)ある権利を主張する者は、その権利の発生に必要な事実について立証責任を負う。

(ロ)ある権利の発生に対する障害事実及び滅却事実は、当該権利を争う者が立証責任を負う。

この原則によると製造物責任を追及する場合、製造物責任の発生要件について被害者たる原告が立証責任を負うことになります。

(2)　製造物責任追及者（原告）の立証すべき事実

製造物責任法では３条に以下のような規定を置いています。

（製造物責任）

第３条　製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第３項第２号若しくは第３号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

本条によると、(a)引き渡しを受けた製造物に欠陥があったこと、(b)損害が発生したこと、(c)その損害と欠陥との間に相当因果関係が存在することの３点を製造物責任追及者（原告）は立証しなければならないことになります。

これを民法 709 条に基づく不法行為責任を追及する場合と比べてみると、民法 709 条に基づく不法行為責任を追及する場合、(a)故意又は過失、(b)権利侵害、(c)責任能力、(d)損害の発生、(e)相当因果関係の５つの要件について被害者たる原告は立証責任を負

うこととされています。したがって、製造物責任の追及においては、責任追及者の立証の負担は、民法709条の場合と比較し、軽減される結果となっています。

(3)製造業者等（被告）の立証すべき事実

製造物責任法では、４条に以下のような規定を置いています。

第４条　前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一　当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二　当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

これは、免責事由と呼ばれるもので、製造業者等は本条各号に規定されている事実を証明することによって、製造物責任を免れることができます。本状のうち１号の事実は、開発危険の抗弁と称せられています。

なお、本条以外にも、製造業者等は原告の過失を立証することで、責任の全部または一部を免れることができます。

(4)欠陥の存在時期の立証責任

原告が立証責任を負っている欠陥とは、いつの時点のものを指しているのかは議論のあるところです。

すなわち、原告は、製造物の引き渡しを受けた時点での欠陥の存在を証明しなければならないのか、損害が発生した時点での欠陥の存在を証明すれば足りるか、という問題です。

ＥＣ指令では、被害者が損害発生時の欠陥を証明すれば、製造業者等が流通に置いたときの欠陥の存在は推定されるという構造をとっています。他方、国民生活審議会の報告では、民事訴訟法の原則との整合性から、被害者が流通開始時の欠陥の存在まで立証する責任があるとしていました。

製造物責任法では、被害者が証明すべき欠陥の存在時期について、特に明記しておりませんので、原則どおり原告は「引き渡した時期」における欠陥の存在をにつき立証責任を負うと考えられます。

(5)推　定

製造物責任法の立法過程において前述の被害者が立証責任を負う要件事実について法律上の推定規定を盛り込むべきであるとの意見が一部から出されました。

法律上の推定規定とは、ある法律効果の構成要件事実として必要なある事実の存在を別のある事実の存在から推論する法理をいいます。例えば、Ａ事実があればＢ事実があると推定する場合がこれに当たります。

法律上の推定の規定があると製造業者等が推定された事実の不存在を証明しない限り、裁判所は推定された事実をその事実の証明なしに認定することができ、被害者原告側の立証活動は、たいへん容易になります。しかし、諸外国においても推定規定を明文でおいている例がないことや我が国の損害賠償を課している他の特別立法でも法律上の推定は行われていないことなどから、製造物責任法では推定規定を採用しませんでした。

推定規定を導入すべきとする意見によると、例えば「欠陥」は「製品の適正使用にもかかわらず、通常生ずべき性質のものでない損害が発生したこと」を立証すれば、推定されるとするものが多いようですが、その前提事実はかなり抽象的といえます。また、因果関係において推定規定をおくと本来責任のないところに責任を創り出す危険があります。

このような理由により推定規定の導入は見送られましたが、事実上の推定（法律によってではなく裁判所がＡ事実を基礎にして経験則によってＢ事実を推認することをいいます）は従来どおり可能であり、この弾力的な運用によって被害者の立証負担をある程度緩和することは可能と思われます（事実上の推定について触れた裁判例として、前掲大津地判平８．２．９　判タ 918 号 187 頁・判時 1590 号 127 頁。)。

なお、製造物責任法には、以下のような附帯決議がなされています。

（衆議院商工委員会）

被害者の立証負担の軽減を図るため、国、地方自治体等の検査分析機関及び公平かつ中立的である民間の各種検査・調査・研究機関の体制の整備に努めるとともに、相互の連携の強化により多様な事故に対する原因究明機能を充実強化すること。

（参議院商工委員会）

欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るため、国及び地方自治体の検査機関、国民生活センターや消費生活センター等、

公平かつ中立的な民間検査機関等の検査体制の整備に努めるとともに、相互の連携強化により、多様な事故に対する原因究明機能の充実強化を図ること。

２０　損害の賠償

製造物責任主体は、どのような賠償義務を負うか。

(1)製造物責任法の規定

製造物責任法では３条で「他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法の規定によじたときは、この限りではない。」と規定しており、６条で「製造物の欠陥による製造者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法の規定による。」としています。

したがって、製造物責任を追及する際の損害賠償の内容については、民法に従うことになります。

不法行為責任における損害については、我が国では財産的損害と非財産的損害に分類し、また、積極的損害（既有財産の減少）と消極的損害（得べかりし利益の喪失）とに分類し、そのいずれをも当該不法行為と相当因果関係にあれば、賠償の対象としてきました。

そこで、我が国の製造物責任の賠償対象も、財産的損害であろうと、非財産的損害であろうと、また積極的損害であろうと消極的損害であろうと、製造業者等はその全てを賠償する義務があります。

ところで、製造物責任法で、「当該製造物についてのみ生じた」損害について、賠償の対象としなかったのは、被害者は契約責任や瑕疵担保責任に基づいて代物請求、修繕請求等を売主に対して行うことができるからとされています。したがって、その製造物を超えて拡大損害が生じた場合は、当該製造物について生じた損害もやはり製造物責任の対象となります。

我が国では、後記のアメリカのような懲罰的損害賠償は認められておりません。その理由は、(a)損害賠償の目的（実際に被った損害のてん補）に合わないこと、(b)被害者に思いがけない授け物を与える結果となること、(c)賠償額の決定基準がないことなどが挙げられています。

(2)具体的な賠償内容

(イ)財産侵害

製造物の欠陥により他の財産に損害が生じた場合（例えばテレビの欠陥により出

火し、建物や家財道具が消失したような場合）、損害を被った財産が賠償の対象となります。

具体的には積極的損害として修理費ないしは交換価格が賠償の対象となり、消極的損害としては、修理ないし交換までの期間中、得べかりし利益を失った場合は、その利益も賠償の対象となります。

当該製造物のみの損害にとどまったときは、賠償の対象とならないことは前述したとおりですが、拡大損害が生じた場合は、当該製造物の損害も賠償の対象となります。

(ロ)身体障害

身体に障害を与えたときは、治療費、通院費、付添費、慰謝料等の積極的損害のほか、就労できなかった期間の休業損害や労働能力喪失した場合には、労働能力の低下による収益減についても消極的損害として賠償の対象となります。

(ハ)生命侵害

ある製造物の欠陥により、ある人の生命を侵害した場合、遺族の固有の損害と、死者について生じた損害ではあるが相続人に相続された損害の２つに分けることができます。

これらを簡単に表にすると、次のようになります。

被相続人の損害	積極的損害	····	治療費、慰謝料
	消極的損害	····	逸失利益
遺族の損害	積極的損害	····	葬式費、慰謝料
	消極的損害	····	扶養の喪失

このうち、逸失利益は死亡当時の年収に稼動可能期間を乗じ、そこから生活費を控除し、更に中間利息を控除することによって算出されます。

そして、これを遺族が取得する場合は、扶養の喪失は賠償の対象からはずれることになります。

(ニ)その他

なお、(イ)ないし(ハ)のどの場合においても、被害者が弁護士に訴訟を依頼し

て、損害賠償請求する際、その弁護士報酬の一部又は全部を損害として賠償請求できるとされています。

(3)外国の例

(イ)アメリカの製造物責任における損害の種類

製造物責任主体は、損害を賠償する義務があるわけですが、この損害につき、アメリカの製造物責任では、次のような分類をしています。

すなわち、損害はまず塡補的損害と懲罰的損害に大別されます。

塡補的損害とは、製品の欠陥に起因して被害者に発生した損害をいい、懲罰的損害とは加害者の行為が特に悪意的と認められる場合に課せられる賠償金であり、通常の損害と異なり「損害なき損害」といわれるもので、加害者への制裁類似行為の再発行防止を目的としています。

前者の塡補的損害の中には、人身損害、財産損害及び経済損失に細分されます。

そして、人身損害はさらに特定損害と一般損害に細分され、特定損害とは当該製品の欠陥によって生じた事故に起因する金銭的損害をいい、一般損害とは、事故によって被害者が死亡したり、負傷した場合の慰謝料などの非金銭的損害をいいます。また、財産損害とは、製品の欠陥に起因して惹起された他の財産に対する破損・損傷などをいい、経済損失とは当該製品に欠陥が存在し、このため予期した利益をあげることができなかったというように、人の生命・身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで、被害者の財産状態に生じた損害をいいます。

これらをまとめると、以下のようになります。

- 塡 補 的 損 害
  - 人 身 損 害
    - 特 定 損 害
    - 一 般 損 害
  - 財 産 損 害
  - 経 済 損 失
- 懲 罰 的 損 害

(ロ)ＥＣ指令における損害の種類

ＥＣ指令では、９条で損害の定義をおいています。

これによると、損害は「人身損害」と「財産損害」に大別されます。

そして、人身損害には死亡・傷害を問わず、また積極的損害のほか、消極的損害も含まれますが、限度額を設けることは認められています。

次に、財産損害は「通常、個人的な使用又は消費が意図されている種類の財物」で「被害者が、主として、個人的な使用又は消費のために使用していた財物」の損害に限られます。

さらに、500ＥＣＵ以上の損害のみ救済の対象とされています。これは少額の訴訟が氾濫するのを防止するために設けられました。

ところで、ＥＣ指令は無形損害（慰謝料その他の精神的苦痛に対する損害、経済損失、懲罰的損害など）について損害の対象から除外し、各国の国内法に委ねています。

２１　紛争処理機関

製造物責任についての紛争処理機関として、現在どのようなものがあるか。

将来的にどのような紛争処理機関が求められているか。

(1)製造物責任の紛争処理機関の現状と問題点

(イ)現　状

製品の欠陥により被害を受けた被害者が、製造業者等に対して法的責任を追及するための方法には、従前から大別して裁判上の手続と裁判外の手続がありました。

裁判上の手続とは、裁判所における手続であり、以下の二つがあります。

(a)調　停

(b)訴　訟

このうち、調停とは、当事者間での話し合いによる解決を求める裁判上の手続です。訴訟とは、原告が、裁判所に対し判決を求める手続です。訴訟においては、判決に至る前に原告と被告の間で合意により解決する場合（和解）もあります。

裁判外の従前からの紛争処理機関としては、以下のものがあります。

(a)国民生活センター

(b)消費生活センター

(c)苦情処理委員会

国民生活センターは、昭和45年、国民生活センター法に基づき設立されたものです。同センターは、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報提供及び調査研究を行う」ことを目的としています。同センターにおいては、昭和50年以降、全国各地の消費生活センターに寄せられた苦情、相談から、製品に関連した人身事故及びそのおそれのあるものを危害情報として収集しています。（「危害情報システム」）

また、同センターは、昭和５９年以降、コンピューターによるネットワークシステム（「消費生活情報ネットワークシステム」の整備が進められ、苦情処理等の効率化を図っています。

消費生活センターは、地方の消費者からの苦情相談等を目的とするものです。同センターは、昭和40年に兵庫県で設置されて以来、各地で設置され、現在、全国約300か所の都道府県・政令指定都市のすべてに設置されています。このうち、約50か所の都道府県立センターでは、商品テスト施設を有しています。

苦情処理委員会は、44都道府県において条例で規定されています。

これらの裁判外の紛争処理機関での処理手続は、当事者間での話し合いにより解決を図るものです。

(ロ)問題点

裁判上の手続、特に訴訟手続は、被害者側に厳格な主張、立証責任を負わせているため、手続が長期化しがちで、かつ、弁護士費用等のコストが大きくなる等の問題点がありました。

裁判外の手続は、専門的知識をもった人材の確保が困難であり、事故の原因を究明し、かつ法的に妥当な解決を行うのに万全な状況にないこと等の問題点がありました。

(2)　製造物責任法の制定と新たな紛争処理機関の整備問題

従来からの裁判上及び裁判外の紛争処理機関（方法）には、前記のとおりの問題点があることから、特に少額の被害に関する紛争について処理する機関を設置すべきであるとの議論がなされてきました。

具体的には、新たな紛争処理機関として、行政型の紛争処理機関と、民間型の紛争処理機関が検討されました。

行政型の紛争処理機関とは、前記の国民生活センター、消費生活センター及び苦情処理委員会を想定するものです。

この制度の長所としては、あらゆる製品についての窓口を一本化できること、したがって、消費者側は利用しやすいことがあげられます。反面、短所としては、製品についての専門知識をもった人材の確保が困難なこと、製造物責任法他の法律についての専門的知識をもった人材の確保が困難なことが挙げられています。

次に民間型の紛争処理機関とは、例えば、業界団体ごとに設置する紛争処理機関です。この制度は、製品についての技術知識は十分であるとの長所がある反面、企業側サイドに判断が偏るおそれがあるといわれています。

以上のとおり、行政型の紛争処理機関と民間型の紛争処理機関いずれにも、短所があるため、製造物責任法の制定の段階では、新たな紛争解決機関は設置されませんでした。

但し、製造物責任法の制定時において、政府は施行時までには紛争処理機関を整備する方針を有しておりました。

そして、製造物責任法の可決に伴う衆議院の商工委員会の附帯決議では、「裁判によ

らない迅速公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化する」と決議されています。

また、製造物責任法の可決に伴う参議院の商工委員会の附帯決議では、「被害の迅速かつ簡便な救済を図るため、裁判外の紛争処理体制の整備を図ること」と決議されています。

このように、平成７年７月１日の製造物責任法の施行日までには、裁判外の紛争処理機関が整備されることになり、法律施行日の前後に次々と誕生し、現在では多くの製品分野別の紛争処理機関があります（住宅部品ＰＬセンター、家電製品ＰＬセンター、自動車製造物責任相談センター、ガス石油機器ＰＬセンター、消費生活用製品ＰＬセンター、化学製品ＰＬ相談センター、生活用品ＰＬセンター、医薬品ＰＬセンター、防災製品ＰＬセンター、玩具ＰＬセンター、日本化粧品工業連合会・ＰＬ相談室、プレジャーボート製品相談室、インテリアＰＬセンターなど)。

(3)求められる紛争処理機関像

(a)被害者にとってのコストが低廉であること

(b)その存在が、消費者に周知されていること

(c)公正中立な機関であること

(d)製品についての専門的知識を有すること

(e)製造物責任についての専門的知識を有すること

(f)手続のなかで、当事者の対等の原則が貫かれていること

(g)場合によっては、当事者の双方又は一方を一定の限度拘束する権限を有すること

今後、これらの諸点をできる限り満たす紛争処理機関が整備されると予想されます。

２２　製造物責任訴訟－出訴期限

製造物責任訴訟を提起する際の出訴期限として、どのような制限があるか。

(1)出訴期限の意義

一般に出訴期限というとき、２つの概念が混在しています。すなわち、狭義の出訴期限（以下、単に「出訴期限」といいます。）と責任期間です。

前者は、手続法上の問題とされ、「被害者は被害発生時から一定期間以内に提訴しなければならない」というものです。後者は実体法上の問題とされ、「製造業者等は製品が製造または販売されてから一定期間を経過した後は、製造物責任を免れる」というものです。

責任期間については、前章までにすでにご説明したとおりです。出訴期限という制度は、手続面から被害者の権利行使可能期間を限定するものです。実際問題、被害者が損害賠償請求権があるにもかかわらず、これをいつまでも行使しない場合、かかる請求権を保護しなければならない必要性は乏しいと言わざるを得ません。

(2)製造物責任法の出訴期限の規定

製造物責任法は、出訴期間制限に関連する条文として次のような規定を置いています。

（期間の制限）

第５条　第３条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から３年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から１０年を経過したときも、同様とする。

２　前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現われる損害については、その損害が生じた時から起算する。

この法文の規定によりますと、我が国では製造物責任訴訟の出訴に際しての出訴期限は設けず、製造物責任の存続期間を定めるに止まっています。

したがって、後記のアメリカやＥＣにおける規定とは異なっています。

(3)外国の立法例

(イ)アメリカ

アメリカで製造物責任訴訟を提起する場合、各州によって出訴期限の規定が異なっていますので、まず適用されるべき出訴期限法が決定されます。

さらに訴訟原因が過失責任か、契約責任か、あるいは厳格責任かによっても、出訴期限は異なります。

厳格責任の場合は、一般に不法行為についての過失責任の出訴期限が適用されます。通例、２～３年の州が多いといえます。被害者が死亡した場合は遺族が固有の訴訟原因をもつとする不法死亡法が多くの州で制定されており、この場合の出訴期限は、通常の不法行為とは別に被害者死亡から２～３年と定められている州が多いといえます。

出訴期限の始期は、過失責任については被害者救済の観点から、多くの州で「発見時ルール」を採用し、被害者が被害または欠陥と被害の因果関係に気づいたときとし、他方契約責任については、製品の販売がなされたときと定める州が多いようです。

(ロ)ＥＣ指令

ＥＣ指令においても責任期間の他に、以下のような出訴期限の規定を設けています。すなわち、

第10条１　加盟国は、立法によって、本指令の規定する損害賠償訴訟手続について、３年の出訴期限を適用すべきことを定めるものとする。この出訴期限は、原告が、損害、欠陥及び製造者の身元を認識し、又は合理的に認識すべきであった日から進行を開始する。

２　出訴期限の停止又は中断を定める加盟国の法律は、本指令によって影響を受けないものとする。

これによると、被害者が製造物責任訴訟を提起するためには、損害・欠陥及び製造者の身元を認識するか、合理的に認識すべきであった日から３年以内にしなければならないことになります。

もっとも「製造者の身元」や「合理的に認識すべきであった日」という解釈をめぐって、今後裁判上で争いになることが考えられます。

２３　製造物責任対策の全体

製造物責任対策とは何か。

なぜ、製造物責任対策が必要か。

(1)製造物責任対策の必要性

製造物責任法が制定されたことにより、消費者は、製造物の欠陥に起因する企業の法的責任を追及することが従前に比較して格段に容易になります。したがって、消費者が企業の法的責任を追及する事例は、飛躍的に増加すると予想されます。また、従前は一般的に製造物の欠陥とは考えられなかったことについても、製造物責任法の制定とこれに伴う消費者の権利意識の高揚によって、新たに企業の法的責任を追及する事例が飛躍的に増加すると予想されます。

さらに、重要なことは、製造物責任法は、従前の民事責任ルールである過失責任の原則によらず、無過失責任の考え方に立脚していることです。すなわち、製造物責任法は、従来の民事責任ルールとは全く異質のルールです。したがって、企業としては何よりもまず企業の製造物に対する法的責任が過失責任ではなく、無過失責任に転換したことを十分に認識する必要があります。ところで、ほとんどの企業は、従来の民事責任ルールを基準とし、それに基づく法的リスクに対応することを目的とした対応体制しかもっていないといえます。しかし、製造物責任法が制定された今、企業は従前どおりの認識、組織では、製造物責任法による法的リスクを回避することはできません。そこで、企業において製造物責任に対する対策 (Product Liability Prevention) を講じる必要があるのです。

(2)製品安全対策（ＰＳ）と責任防御対策（ＰＬＤ）

製造物責任対策（ＰＬＰ）には、製品安全対策 (Product Safety) と責任防御対策 (Product Liability Defence)の二つの側面があります。

製品安全対策（ＰＳ）とは、製品の安全を高めるための対策です。製造物責任は、製品の欠陥に基づく事故が発生することにより生じるものですから製造物責任を回避するためには、製品の欠陥をなくすこと及び製品の欠陥に基づく事故の発生を防止することが何よりも大事です。還元すれば、企業としては、「欠陥のない製品」、「事故の発生しない製品」を市場に供給することが重要です。そのためには、企業は第１に、安全性に配慮した設計を行う必要があり、このための組織及び社員教育を行う必要があります。第２に、製造過程において、製品に欠陥が発生しないようにする必要があり、このため

の組織及び社員教育を行う必要があります。第３に、販売の段階で、製品の適切な使用方法を説明し、かつ、事故の発生につながるおそれのある危険な使用を行わないように警告を行う必要があり、このための、取扱説明書の作成、警告ラベルの作成及び社員教育を行う必要があります。

責任防御対策（ＰＬＤ）とは、製品の欠陥に基づく事故が発生した場合に、消費者からの法的責任の追及に対する対策です。これは法的責任がないにもかかわらず、法的責任を負ってしまう結果となることを防止すること、あるいは実際の法的責任以上の過大な法的責任を負ってしまうことを防止する対策です。

責任防御対策は、事故が発生した後の手続に関するものですが、対策自体は事故の発生前から行わなければなりません。責任防御対策は、第一に、事故が発生した場合の製品の回収システムや消費者からの苦情処理のシステムが必要となり、このための組織と社員教育が必要です。第二に、消費者から訴訟を提起された場合の対策です。訴訟の遂行自体は、弁護士に依頼することになりますので、企業としては製造物責任に詳しい弁護士を顧問弁護士とし、日常から企業の責任防御対策に助言、指導を受けることが大事です。そのうえで、訴訟になった場合に証拠として提出できる文書、製品サンプル、実験記録等を作成し、保存しておく必要があります。こうした文書等の保存期間は、長期間になります。以上の証拠資料を作成、保存するための組織及び社員教育が必要となります。

最後に、訴訟によっても製造物責任を完全に回避することは不可能と考えられますから、この場合のリスクを減らすために保険に加入することを検討しなければなりません。

２４　製造物責任対策推進組織

製造物責任対策はどのような組織体制により推進するのが望ましいか。

(1)製造物責任対策（ＰＬＰ）推進活動の重要性

ひとたび製造物の欠陥に起因する事故が発生すると、そのメーカーは、製品回収や訴訟対策等のコストを要するのみならず、マスコミ等の報道により企業イメージはたちまち低下し、企業経営に重大な悪影響が生じ、場合によっては企業の命運を左右することにもなりかねません。従って、このような製造物責任の原因となる製品の欠陥や事故の発生を未然に防止し、万一、事故が発生した場合に備え、万全の対策を講じておくことはメーカーにとっては企業経営の根幹にかかわる重大事であるといわなければなりません。そして、いうまでもなく、このような製造物責任対策（以下、ＰＬＰといいます）は、全社的に、的確かつ迅速に推進してその実を上げなければ何の意味もありません。

ここに、ＰＬＰを全社的かつ効果的に実行するための組織のあり方が問われることになります。

(2)ＰＬＰ推進のための組織とスタッフ

前述のとおり、ＰＬＰの実行はメーカー等にとっては企業の命運にかかわる重大事ですから、当然経営トップみずからが経営幹部に対し製造物責任対策の意義と重要性を理解させ、経営陣が一体となって、これを推進していく必要があります。

そして、経営トップの直接的な指揮のもとに、製品の企画、開発から設計、製造、販売、物流、廃棄に至るまでの全部門の構成員が参加する推進組織が必要となります。この推進組織の名称は、各企業の実態に応じて、例えば品質管理委員会とかＰＬＰ推進委員会等さまざまなものが考えられます。この推進組織は、ＰＬＰの立案実行に必要な情報を各部門から収集、集約して必要事項を決定しますが、場合によっては製造ラインの中止、変更や市場に流通している製品の回収等、重大な事項を決定し、実施したり、各部門間の利害の調整をする等の役割を担うことになります。そのため、この組織の長には企業の経営陣（役員）が就任することが望ましく、また、その組織のメンバーは企画力、実行力、説得力、リーダシップ、協調性等において抜群の能力を有する人であることが望まれます。

(3)　ＰＬＰ推進組織において協議、決定すべき中心的事項

ＰＬＰを推進する組織が担う任務を簡単に分類、整理しますと、次のようになります。

(イ)各部門からのＰＬに関する情報の収集、集約、管理

(ロ)製造物責任に関する法規、規制、業界基準等についての最新の情報の収集と社内への周知徹底

(ハ)ＰＬＰに関する諸システム、社内諸基準（製造安全基準等)、マニュアル（クレーム処理マニュアル、製品回収マニュアル等）の作成

(ニ)社員及び関連会社社員に対するＰＬＰについての教育、指導

(ホ)製品の安全管理の実施

(ヘ)製造物責任防御対策（ＰＬＤ、クレーム処理、製品回収、訴訟対応等）の実施

以上の事項すべてをＰＬＰ推進組織だけで実行していくことは通常不可能ですので、実際には設計部門、製造部門、販売部門等各部門におけるＰＬＰ推進のための下部組織によるきめ細かな活動も必要です。

２５　製造物責任対策教育

製造物責任対策教育は、どのように推進するべきか。

(1)製造物責任対策教育の内容

製造物責任対策（ＰＬＰ）には製品安全対策（ＰＳ）と責任防御対策（ＰＬD）の２つの側面があります。

したがって、製造物責任対策教育（以下ＰＬＰ教育といいます）は、製品安全対策（ＰＳ）面での教育（以下ＰＳ教育といいます）と責任防御対策（ＰＬD）面での教育（以下、ＰＬD教育といいます）の二つに大別されます。

ＰＳ教育には次のようなものがあります。

(イ)設計部門向けに安全設計のための知識、技術の習得のための教育

(ロ)製造部門向けには、設計どおり製造するための知識、技術の習得のための教育

(ハ)梱包・運搬・輸送部門向けには、作業中の品質維持管理のための教育

(ニ)営業部門向けには、ユーザーに対する適切な使用説明や警告方法に関する教育

ＰＬD教育には、次のようなものがあります。

(イ)製造物責任の事例研究

(ロ)自社製品自体の知識（製品の特性、製品の製造工程、販売経路等）習得のための教育

(ハ)製品の回収や苦情処理のシステムの作成保管に関する教育

(ニ)製造物責任訴訟に備えるための記録の作成、保存に関する教育

(ホ)製造物責任訴訟の対応方法に関する教育

(2)ＰＬＰ教育を担当する組織

製造物責任対策（ＰＬＰ）の実施には、製品の企画、開発、設計、製造、販売、物流、廃棄に至るまでの全部門の構成員が参加する推進組織が必要であることはＳⅡ－34 でも述べたとおりです。

ＰＬＰ教育は、このような推進組織によって実施されることとなりますが、必要に応じて弁護士、保険会社のＰＬ実務家を外部講師として招いて、講演、セミナーを開催することも有益です。

２６　製造物責任の事故類型

製造物責任が問われる具体的な事故類型はどのようなものか。

製造物責任は製造物による事故によって生じる責任です。

以下、製造物の種類ごとに過去どのような事故が問題とされたかを概観することにします。

(1)我が国の裁判事例

我が国の裁判例のうち、製造物責任法の成立する以前のものは、民法上の不法行為責任や契約責任が問われたものですが、製造物の事故例としても参考になりますので、ここに紹介することにします。

(イ)医薬品

医薬品の副作用が問題となったものとしては、グアノフラシン（点眼薬）、ストレプトマイシン（肺結核治療薬品）、ミオブタゾリジン（筋肉痛治療薬品）、グレラン注（筋肉注射剤）など多数ありますが、製造物責任法施行後には、漢方薬に含まれるアリストロキア酸（副作用による腎機能障害）（名古屋地判平14.４.22 判時1866号 108頁、名古屋地判平16.４.９ 判時1869号61頁）が問題となりました。ここでは、特に重要で代表的な裁判例であるスモン訴訟とクロロキン訴訟について以下に詳しく論ずることにします。

(a)キノホルム

キノホルムはキノリンを母核とし、その５、７、８位の水素原子がそれぞれ塩素、よう素及び水酸基で置換されたキノリン誘導体のひとつで明治３２年ころ開発され、外用薬として使用されていたほか、ヒトのアメーバ赤痢に薬効がありとされていたものです。

また、スモンとは、 Subacute - Myelo - Optico - Neuropathy の略称で、おおむね両下肢末端の異常知覚から始まることが多く、これが身体下部より上部に及び起立不能、歩行困難等の運動障害を起し、その他視力障害等の諸障害を伴う症状をいいます。

スモン病がキノホルムの服用により生じたものであることが、厚生省の調査結果によって明らかになって多数の訴訟が提起され、相次いで判決が言い渡されました。

1)金沢地判昭 53．３．１ 判時 879 号 26 頁
2)東京地判昭 53．８．３ 判時 899 号 48 頁
3)福岡地判昭 53.11.14 判時 910 号 33 頁
4)広島地判昭 54．２.22 判時 920 号 19 頁
5)札幌地判昭 54．５.10 判時 950 号 53 頁
6)京都地判昭 54．７．２ 判時 950 号 87 頁
7)静岡地判和 54．７.19 判時 950 号 199 頁
8)大阪地判昭 54．７.31 判時 950 号 241 頁
9)前橋地判所昭 54．８.21 判時 950 号 305 頁

これらの判決のうち最初の金沢地方裁判所がキノホルムとスモンとの因果関係を全面的に認めず、次の東京地方裁判所が国の責任を全面的に肯定しなかった点を除けば、福岡地方裁判所以降の判決はおおむね同様の論理で因果関係も国の責任も認めました。

その福岡地方裁判所は、民法 709 条を根拠にして製薬会社に対する不法行為責任を全面的に認めた画期的なもので、製造物責任法が制定された今日においても参考になると思われる部分を次に引用します。

〔因果関係について〕

「臨床及び病理的に確実なスモンは、キノホルムの服用によって発症したものであると合理的に推認され、従って、キノホルム剤服用とスモンとの間には、法的因果関係の存在が肯認されることになる。なお、スモンの発症機序はキノホルム説の立場によっても完全に明らかにされているわけではないが、そのことは法的因果関係の存否とは別次元の問題であって、右判断に何らの影響を及ぼすものではない。」

〔過失について〕

「純正医薬品に内在していた欠陥のために、その医薬品を服用した人の生命・身体に副作用被害が生じた場合で、かつ、その医薬品が製造業者の手もとを離れた当時のままの状態で、何ら実質的な変化を受けずに消費者の手もとに到達すると考えられるとき（純正医薬品の場合は、先ずこの点も当然のことながら推定されてよい。以下同じ。）には、製造業者に過失があったからこのような被害が生じたのではないかと考えるのが当然であるから、自ら

製造した欠陥医薬品の服用によって消費者の生命・身体に副作用被害を及ぼしたことだけで、その医薬品を製造した者の過失が事実に強く推定され、そのような副作用の発現が、医薬品製造業者に要求される高度、かつ、厳格な注意義務を尽くしても全く予見し得なかったことを製造業者において主張、立証し得ない限りは、右推定は覆らないものというべきである。」

(b)クロロキン

クロロキンは、昭和６年ころ、ドイツのバイエル・イー・ゲー染料工業株式会社医薬品部エルバーフェルト研究所のアンデルザークらによって合成に成功した化学物質です。急性・慢性腎炎、ネフローゼ、ネフローゼ症候群、リウマチ性関節性を各効能とする薬品として使用されます。

このクロロキンの副作用として、体重減少、倦怠感、肩凝り、胃腸障害等の多くの症状の発生が報告されるようになりましたが、その中で最も顕著なものは眼障害でした。これは、クロロキン網膜症（以下、「ク網膜症」といいます）と呼ばれています。

このク網膜症に対する損害賠償請求に対する東京地判昭和 57.２.１.判決は、製薬会社の責任を民法 709 条に求めたうえで、その過失について次のように論じています。

「民法 709 条にいう過失とは、結果発生の予見（認識）又は予見可能性を前提とするその結果発生回避義務違反である。

これまでに種々述べてきたが、被告製薬会社の当時の各代表者にはその職務を行うにつき原告ら患者に対するク網膜症罹患の結果発生回避義務違反があったことは明白である。すなわち、てんかん及び腎疾患関係では、これをクロロキン製剤の適応から排除し、関節リウマチ、エリテマトーデスの治療のための使用については、ク網膜症の適切かつ十分な警告、指示をし、原告ら患者がク網膜症に罹患するのを未然に防止する義務があったのに、これを怠った点において、過失の責めを免れないのである。

しかも、その義務懈怠の程度・態様も重大であるといわねばならない。まず、被告製薬会社では、ク網膜症を予見し得た時点以降はもちろん、その各認識の時点でも、ク網膜症に対する実験、研究等を実施した形跡は見当たらず、対外的にこれを警告する等の措置も全く講じていない。次に、我国にク網膜症が発祥した

旨の報告発表のあった昭和 37 年末の時点で（この頃の我国での症例報告はほんの数件であったが、外国では前記外国文献によっても約 50 件近い症例報告が発表されていたし、人種差という点を重大視するとしても、第一節第四・三・２の認定事実から明らかなごとく、外国人よりも日本人の方が短期、少量のクロロキンでク網膜症に罹患する危険性があったことも忘れてはならない。)、単に内外の文献を収集し調査研究しただけでも、ク網膜症の重篤性、不可逆性、ひとたび罹患すると治療方法がないこと（少なくとも、この時点でその早期発見の方法が確立していなかったし、現在も事情は変わらない)、あるいは不必要な長期治療は避けるべきこと等は十分に知り得たはずであるし、それゆえ昭和 38 年の早い段階で既にに被告製薬会社としては前述の警告、指示の措置を講ずることが可能であったといえるのみでなく、ク網膜症というものがかような重篤かつ恐るべき障害であるという認識にたって、改めててんかんや腎炎に対する効果、治療上の必要度等を見直していたなら、容易にその有用性の否定に思いいたったはずである。しかるに、被告製薬会社は最後まで腎疾患、てんかん（但してんかんは被告Ｙ及び同Ｔのみ。）を適応から排除しなかったし、前記時点で警告等の措置も講ぜず、年を追って徐々にク網膜症の罹患者が増えつつあったにもかかわらず、時期を失した不十分で不徹底というべき警告を積み重ねるのみで、被告Ｏ及び同科研にいたっては、腎疾患患者に対しかえって長期連用を勧めてク網膜症罹患の危険性を助長させるような結果をもたらし、なお右時点から約 10 年にもわたってクロロキン製剤の輸入、製造、販売等を続けてきたものである。このような義務の不履行は、高度な医薬品安全性確保義務を負う被告製薬会社として到底許されないことであって、その各代表者の職務執行上の過失は重大なものと評価せざる得ない。」

また、その控訴審である東京高判昭 63.３.11 判時 1271 号３頁も、誓約会社の責任を肯定しましたが、そのなかで製薬会社のなすべき措置として論じているなかで、新しく制定された製造物責任法のした。

「そこで、被告製薬会社は、ク網膜症発症の危険性の予見が可能であった昭和３５年１月頃以降、またその後その発症の危険性についての詳細を逐次に認識するに応じて、その製造、輸入又は販売するクロロキン製剤につき、次のような措置を講ずべき義務があったと解すべきである。

すなわち、医師、患者らその他のクロロキン製剤を投与しもしくは服用する可能性のある一般国民に対し、まず第一に、

1)人によっては、長期連用するとク網膜症に罹患するおそれがあること、

2)ク網膜症の重大性、すなわち、同症は失明または失明に近い状態にいたる重篤、かつ、不可逆の眼障害で、発症すれば治療の方法が未だないこと、

を警告し、その発症の危険性と重篤性を十分に認識させ、それにもかかわらず、医師には治療の必要上やむを得ず投与するか否か、また患者に対し右投与について所要の説明をするかどうかの点を、また患者にはその危険を受容するか否かを、各自熟慮、決定する機会を与え、さらに、投与、服用が疾患の治療上やむを得ないと判断される場合であっても、

3)不必要、かつ、漫然たる長期大量の投与、服用は絶対避けるべきこと、また、それと併せて、

4)服用の前後を問わず、定期的な専門家による眼化検査を必ず行うこと、

5)何らかの眼の異常を自覚し、または検査で異常が発見された場合（角膜の異常が生じた段階でも）、直ちに投与、服用を中止すべきこと、

等を的確に指示し、この警告、指示を法定の添付文書である能書に記載するのは当然のこと、その他適切な手段方法で医師及び患者らに確実に伝達すべきであった。そしてこれらのクロロキン製剤に関する諸般の情報が、被告製薬会社から、右のように正確、かつ、十分に、医師、患者その他の一般国民に対して、提供されていたならば、本件の各原告患者らの治療に当たる医師あるいは原告患者らは、それぞれの原疾患の程度がいかに重くても、また、医師が当該疾患の治療のために使用する医薬品の選択に当たって広い裁量を有するとの立場をとるにしても、クロロキン製剤を使用しての治療を受けたり、施したりするにいたらなかったか、たとえこれをするとしてもその長期連用を避ける等してク網膜症の発症を防止できたものと推認される。なぜなら、前記のとおり、クロロキン製剤が対応する各疾患に対する他の選択可能な薬剤（例えば、アスピリンやステロイド製剤）の数は少なくなく、しかもこれらに対比して、クロロキン製剤の有する副作用については、その内容の詳細において未だ明らかでない点が多く、副作用が発生した場合のその重篤さにおいては異なるところがないにしても、ク網膜症は、一たび発症したからには、その治療法はないうえ、不可逆、かつ、進行性で遂には失明あ

るいはこれに近い状態になることが避けられないばかりでなく、弁論の全趣旨によれば、クロロキン製剤に関する副作用についての知見が厚生省当局の行政指導による能書ないしは二つ折の記載事項の改訂や、ク網膜症についての研究報告が増加し、その情報が医師、患者その他の一般国民に対して浸透するにつれて、クロロキン製剤の販売量（したがって当然のことながらその使用量も）が急減していることが明らかであるところをみれば、臨床にたずさわる医師あるいは患者らが、前記各疾患の治療のためにするクロロキン製剤の使用を、ク網膜症のような重篤な副作用にもかかわらず、いわば絶対的に必要としたものではなかったことを推知することができるからである。

したがって、被告製薬会社が、前記 1)ないし 2)のとおり副作用とクロロキン製剤の服用についての警告、指示をすべき義務を尽くしていなかった場合に、ク網膜症が発症したときには、可能な手段を尽くしてもなお障害の発生を防ぎ得なかったであろうという特段の事情が存在することが明らかにされない限り、義務違反と結果発生との間に因果関係を認めるのを相当とする。のみならず、本件において原告患者らにつき右の因果関係の存することは後記のとおり明らかである。

しかるに、被告製薬会社は、さきに述べたところを除けば、それ以上には、自らの注意義務を自覚してクロロキン製剤の副作用について、これを回避するため前記警告、指示の措置を自らとらなかったものであって、被告製薬会社がわずかに行った前記認定のような能書あるいは二つ折りへの記録あるいは「クロロキン含有製剤についてのご連絡」と題する文書の配布ないしは「－医家に謹告－」なる見出しの下における「日医ニュース」なるものへの掲載も、前記認定のとおり、厚生省当局の行政指導によるものであったばかりでなく、医師、患者その他の一般国民に対するものとしては、不十分、不正確、かつ、不徹底でしかも時期を失くしたものであったというほかはない。」

(ロ)食料品

食料品による事故例としては、以下に述べます卵豆腐とカネミ油が重要ですが、そのほかで注目されたのはひ素ミルクがあります。ただし、ひ素ミルクに関しては時効消滅したとして棄却されたり、和解で終了したりしています。また、製造物責任法施行後に食料品の欠陥が認められた事例として、異物が混入したジュース（名古屋地判平11.６.30 判時1682号106頁）、ボツリヌス菌が存在していた瓶詰めオリ

ーブ（東京地判平13.２.28 判タ1068号181頁）、シガテラ毒素が含まれたイシガキダイ（東京地判平14.12.13 判時1805号14頁、判タ1109号285頁）があります。

(a)卵豆腐

サルモネラ菌に汚染されていた卵豆腐を食べて死亡した事故について、製造業者、小売業者及び卸売業者に損害賠償義務が認められました（岐阜地大垣支判昭48.12.27 判時 725 号 19 頁）。

ただ、法律構成としては、まず製造業者に対しては不法行為責任により（「卵豆腐の製造業者である被告Ｏとしては、右のように余り衛生的に取扱われていない液卵がサルモネラ菌等の細菌に汚染されていることを予想して、卵豆腐の原料として使用しないか、使用する場合でも卵豆腐の製造過程で十分な殺菌措置をとるべきであったのに、購入前からもしくは購入後保管中サルモネラ菌$Ｃ_1$群に汚染された液卵を原料として卵豆腐を製造するに際し、サルモネラ菌$Ｃ_1$群を殺菌するに足りる措置を忘れたり、サルモネラ菌$Ｃ_1$群に汚染された本件卵豆腐を製造し食品として流通過程に置いた点で、本件食中毒により原告Ｒ、訴外亡Ｍ、同Ｃの受けた損害について不法行為（民法 709 条）による損害賠償義務があると解するのが相当である。」)、また、小売業者に対しては、債務不履行責任により（「右事実によると、本件卵豆腐には、消費者が食品の安全性を確認し食品選択の資料とするため前記食品衛生法 11 条等によって食品販売業者に義務付けられている標示がなされていなかったのだから、このような無標示の卵豆腐を販売した食品販売業の被告ＮとＭとしては、標示すべき内容については、標示がなされた食品の場合より、重い注意義務を負うべきであることを考慮すると、更に右注意義務は重くなり、本件卵豆腐がサルモネラ菌に汚染されていることが、人間の五官によっては全く検知できないことであり、以前卵豆腐を取り扱った際には安全であったというだけでは、未だ被告ＮとＭに本件卵豆腐の安全性確認について注意義務違反がなかったとは認められず、他に被告ＮとＭの無過失・注意義務違反のなかったことを認めるに足りる証拠もない。」、さらに、卸売業者に対しては、小売業者が卸売業者に対して有する債務不履行責任を代位することにより（「売主の買主に対する付随的な注意義務は、被告Ｏ魚介青果と被告Ｎ、被告Ｏ海産市場とＭとの関係についても、そのまま当てはまり、被告Ｏ魚介青果は被告Ｎに対し、被告Ｏ海産市場はＭに対し、買主の生命・身体・財産上の法益を害しないよ

うに配慮すべき注意義務を怠らなかったことが主張立証されない限り、右損害について、積極的債権侵害として、民法415条により、損害賠償義務を負うと解するのが相当である。」)、それぞれ賠償責任を認めるという手法を採っています。

(b)カネミ油

食用油製造に使用される熱媒体である塩化ジフェニール（ＰＬＢ）を主成分とするカネクロール４００という液状の合成化学物質が油の中に混入したため、これを食用にした利用者が皮膚、内蔵、神経等の疾患を伴う被害を受けたという事故がありました。

この事故では、この油を製造したカネミ倉庫とカネミ倉庫にＰＣＢを製造販売した鐘ヶ渕化学が損害賠償請求を受けました。

このうち、ＰＣＢを製造販売した食品関連業者に対する責任については判断が分かれています。すなわち、福岡地小倉支判昭 53．３.10 判時 881 号 17 頁が「化学企業が合成化学物質を研究開発し、これを製造販売する場合には、そのような危険性を持つ物質を商品として販売することにより利潤をうる化学企業において、可能なあらゆる手段を尽して、その物質の安全性、裏返せばその危険性並びにその用途に応じた安全な取扱方法を、予め充分に調査研究し、その結果を需要者に全面的に周知徹底させる等の措置をとって、合成化学物質の利用により危険が発現しないよう安全を確保すべき高度の注意義務があるというべきである。蓋し、ある合成化学物質が、それを研究開発して製造販売する化学企業により、その危険性の強弱等の内容、用途に応じた安全な取扱方法を知らされないまま、需要者によって利用されれば、人の生命健康に対する侵害を発生される事態となることは避けられず、そのような結果が許されないことは当然だからである。」とするのに対し、福岡高判昭和 61．５.15 判時 1191 号 28 頁では、「１審被告Ｋが被控訴人カネミにカネクロールを供給するにあたって告知警告すべき毒性ないし危険は、カネクロールが食用油に混入して経口搾取されるといった本来あるべからず事態を予定したものであるよりも、それを熱媒体として取扱う関係従業員の労働衛生面の安全を主眼としたものであるのが当然である。従って、その点に関するカタログの記載は、ことさら当時の社会一般のカネクロールの毒性認識を歪曲し毒性を秘匿したり、その程度を低いものと誤認させるような書き方をすることが許されないことはもちろんであるが、その取扱にあたる従業員の労働衛生

上の安全を確保するために必要な毒性の告知（それはとりもなおさず経口搾取された場合の危険の告知でもある。）がなされていれば足り、それ以上にとりたててカネクロールは食用油に含まれてはならないとの趣旨の警告の明示までが必要であるとは言いがたい。

それゆえ、一審被告鐘化にカネクロールの特性の告知ないしその安全性の限度について警告義務の違背があったということはできない。」としました。

(ハ)自動車

自動車の欠陥による事故について、製造業者等の責任を追及した訴訟は余り多くありません。

これは、自動車損害賠償保障法３条が「事故のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、事故者及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。」と規定しており、自動車の運行供用者に責任を追及しやすくなっているからと考えられます。

以下、製造業者等の責任が認められた事例と否定された事例に分けて検討していくことにします。

(a)損害賠償義務が認められた事例

製造業者等が責任を認められた事例としては、以下に引用するもののほか、㋑ブレーキ整備不良、㋺タイヤ脱落、㋩摩耗タイヤ、㋥フォグランプ配線火災などがあります。製造物責任法施行後は、フロントサイドマスクによる受傷（仙台地判平 13．４.26 判時 1754 号 138 頁）、運転中にアクセルレバーが全開となる異常発生による事故（札幌地判平 14.11.22 判時 1824 号 90 頁）、走行中エンジンルームから出火し全焼（東京地判平 15．５.28 判時 1835 号 94 頁）の事例については、いずれも製造物責任が認められました。

1)軽４輪自動車の後部座席に同乗していた人が急停車の際、手を掛けていた助手席の背もたれが前方に倒れ、それによってフロント部分に顔面を打ちつけて傷害を負った事例

この事故に関し、東京高等裁判所昭和 52 年７月４日判決は「自動車は、

現代の社会においては有用な交通、輸送機関として広く利用され、高速度で走行するので、自動車製造業者が瑕疵ある自動車（欠陥車）を製造し、これを販売した場合、運転者をはじめ同乗者、走行者その他の者の生命、身体あるいは財産に損害を与える危険性が極めて高く、従って、自動車製造者としては予見可能な危険を回避して安全な自動車を製造する義務があり、この義務に違反して欠陥車を製造・流通させた場合は被害者に対して直接に民法709条に基づき損害賠償責任を負うものと解すべきである。」

もっとも、販売会社については製造者と同様の人的、物的設備を保有することを求め得ないとして、その責任を否定しました。

2)中古ダンプカーを廃石運搬用のトラックに改造し、整備点検したうえで販売した自動車が運転中にブレーキがきかなくなって追突事故を起こした事例

名古屋高金沢支判昭 56.１.28 判時 1003 号 104 頁は、まず一般論として「一般に、自動車の販売、修理等の業務に従事する者は、直接の契約当事者である顧客に対し欠陥のない自動車を供給すべき契約上の義務を負うことはいうまでもないが、直接の契約当事者でなくとも、その家族、被用者等当該自動車を利用することが予想される者、さらには道路交通において当該自動車と関わりを持つに至るであろう他の車両の乗員あるいは道路歩行者との関係においても、安全性につき社会的に期待される水準の品質を備えたものとしてこれを供給し、もって当該自動車の構造上の欠陥に起因して右の者らの身体、生命、財産に被害が生ずることを回避すべき不法行為法上の義務を負うものといわなければならない。」と前置きし、本件においては、「改造前の1959 年式日産ダンプカーにも前記構造上の欠陥を生ぜしめる素因が潜在していたことがうかがえないではないが、第一審被告Ｉはこれを単に整備しただけではなく、モノレール付トラックに改造したものであり、しかも右改造によって前記構造上の欠陥が顕在化したものであることが推認されるから、同第１審被告に過失がないとはいえない。」と判断しました。

(b)損害賠償義務が否定された事例

製造業者等の責任が否定された事例としては、以下に詳述するもののほか、㋑ハンドルぶれ㋺プロペラシャフト破損㋩ブレーキパイプ破損㋥タイヤ破裂㋭　ベアリング破損㋬ルームランプ配線火災、などがあります。製造物責任法施行後、

走行中自動車の左前が沈み込む異常発生による事故（大津地判平８．２．９判タ 918 号 187 頁)、中古自動車が走行中に発火し焼損した事故（大阪地判平 14.９.24 判タ 1129 号 174 頁）については、いずれも製造物責任を否定しましたが、それぞれの判断過程の中で、欠陥についての一応の推定を認めるかどうかの重要な判断がなされています。

1) 前方走行者の自動車伝導装置の一部が脱落し、これに乗りあげた後送者がガードロープに激突してその運転者が死亡したという事故につき、福岡地判昭 50.３.11 判時 791 号 105 頁は、装置に構造上の欠陥はないと判断しました。
2) 高速走行中安定性を失い、蛇行した結果、発生した事故に関し、原告の「右蛇行運動は、ホンダＮ３６０が一般的に有するところの、高速度走行中の減速または緊急回避装置の際に車体の横ゆれ、蛇行運動が生じるという製造上の欠陥に基づくもの、或いはホンダＮ３６０は前部機関前輪駆動であるために、高速走行時左右折に際して減速するとハンドルがきれすぎる特性等を有するところ、その他諸欠陥とあいまって高速走行時の安定性に欠けるという製造上の欠陥を有し、右欠陥が原因で前記蛇行運動が生じた」という主張に対し、福岡地判昭 52.２.15 判時 869 号 91 頁は、原告主張の構造・製造上の欠陥が本件事故を招来せしめたと認めるに足りる証拠は存しないと判断しました。
3) 自動車の安全ベルト取付金具によって傷害を負った事故について、京都地判昭 48.11.30 判時 738 号 89 頁は、「右取付装置の存在や保護カバーの使用目的は、その位置形状からして自動車使用者が容易に知りうるものであるから、自動車製造業者である被告Ｔ自工には、本件のような事故が発生することまでも予想して、その危険性や危険防止法を買主などの使用者に教示すべき注意義務はないものといわなければならない。」として賠償責任を否定しました。
4) ダンプカーの荷台が下がらなかったので、これを運転していた被害者が荷台と車体フレーム間に頭部を突込み装置を点検していたところ、荷台が落下し頭部をはさまれて死亡したという事例について、福岡地判昭和 50.５.20 判時 801 号 76 頁は、「事故前９か月間の使用中に同様の干渉故障が起こったことがないこと、設計上は右干渉故障を生ずる可能性がないこと及び使用中に

ある程度構造上の完全性が損なわれることは当然であることの３点を根拠に、製造当時から事故時にみられた欠陥が存在していたとはいえないとしており、また他の同型車（約 440 台製造されていた）について同様の干渉故障が生じたという苦情を被告が受けたことがない点を根拠に、通常の使用によって右干渉故障を生じる可能性があるような設計上または構造上の欠陥が潜在していたともいえない。」として賠償責任を否定しました。

(ニ)器具・機械等

器具・機械等(イ)ないし(ハ)以外の事故例については、多数の裁判例がありますが、ここでは近時の代表的なものについて責任を肯定したものと、否定したものを３例ずつ挙げ、その他のものについては一覧表にまとめておきました。

(a)　損害賠償義務が認められた事例

1)小学生が兄と公園でバトミントンの遊戯をしていた際、兄が使用したラケットの握り手から柄が抜けて飛び出し、その小学生の左目を負傷させたという事例

神戸地判昭 53．8．30 判時 917 号 103 頁は、「被告会社は、右安全配慮義務として、本件バトミントンセットを販売する際、ラケットの握り手と柄の接合状態に注意し、握り手から柄が抜けないか手で引っ張るなどして調べ、柄が握り手から抜け易い欠陥を発見し、その欠陥のため使い方によっては握り手から柄が抜けて他人の生命、身体、財産上の法益を侵害する虞れのあることを予想し、販売を中止するか、その欠陥を補うため、加工し使用方法を限定するなど適切な措置をとるべき義務があったというべきである。」として、販売業者の責任を認めました。

この判決は大阪高判昭 54．9．21 民集 30 巻 9．12 号 419 頁でも「一般に日本国内において玩具を製造する者は、玩具が未だ充分な判断能力がなく、自己防御能力に欠ける幼年者によって使用されるものであること等にかんがみ、玩具の設計・製造に当り、これが販売業者を経て消費者にまで流通して使用される間に通常矛盾しうる態様の下において、玩具の重量、材質、性状、構造、性能自体の危険性又はそれらの欠陥による玩具の破損、破壊等によって使用者等の生命、身体、財産を侵害することのないようにその安全を配慮すべき注意義務があるというべきところ、外国において設計・製造された玩具

を輸入し日本国内で販売する者は、日本国内における玩具の流通の開始者という点で国内の製造者と同じ立場にあるとみるべきものであるから、国内で玩具を販売するに当たっては、製造者が設計・製造に当り負担するのと同様の前記安全配慮義務を負っているというべきである。」として、維持されました。

2)被害者が潜水用具空気残量計を自動調整呼吸器に装着して潜水していたところ、空気の残量を正確に表示していなかったため、浮上減圧の措置を取らないまま急きょ浮上した結果、減圧症に罹患したという事例

鹿児島地判平３.６.28 判時 1402 号 104 頁は、「右認定の原告の行動、本件空気残量計の性状及び原告の供述を総合すると、本件空気残量計は、水深 34 メートルの水中で正常に作動しない設計上の欠陥があり、このため、本件空気残量計は水深約 34 メートルの本件事故時に正常に作動しなかったこと、このため、原告は減圧症に罹患したと認定できる。そして、空気残量計は潜水者の安全な潜水を確保するための命綱ともいうべきものであり、仮にも空気残量計に、設計上の欠陥があったり、本来の作動をしないといった不都合があってはならないものであるから、被告が原告に対し、前示売買契約に基づき、本件空気残量計を交付したことは、売買契約の不完全履行を構成する。

したがって、被告は原告に対し、右不完全履行により、原告に生じた損害を賠償する責任を負担するものである。」として損害賠償責任を認めました。

3)事務所内に設置していたテレビが発煙、発火し、これによって発生した火災により事務所が全焼したという事例

本件は、製造物責任法の立法作業が展開されるなかで争われたもので、判決も製造物責任法を意識した内容のものとなっています（大阪地判平６.３.29 判タ 842 号 69 頁)。

そこで、製造物責任法のもとでも参考になる部分を次に引用します。

「１　製造物責任について

原告は、本件火災は本件テレビの発火によって発生したとの前記一認定の事実を前提に、いわゆる製造物責任の理論に依拠して被告に対し損害賠償を請求するので、右製造物責任の性質、要件について検討する。

イ.現代の社会生活は、他人が製造し流通に置いた製品を購入し利用することによって成り立っているといっても過言ではないが、規格化された工業製品の場合、流通の過程において販売会社や小売店が個々の製品の安全性を確認した上で販売することは通常予定されていないし、これを取得する消費者において個々の製品の安全性の有無を判断すべき知識や技術を有しないことも明らかであるから、このような製品の流通は、製造者が製品を安全なものであるとして流通に置いたことに対する信頼に支えられているということができる。

それゆえ、製品の製造者は、製品を設計、製造し流通に置く過程で、製品の危険な性状により利用者が損害を被ることのないよう、その安全性を確保すべき高度の注意義務（安全性確保義務）を負うというべきであるから、製造者が、右の義務に違反して安全性に欠ける製品を流通に置き、これによって製品の利用者が損害を被った場合には、製造者は利用者に対しその損害を賠償すべき責任、すなわち製造物責任を負う。

右の安全性確保義務は、製造者が、製品の危険な性状により損害を被る可能性のあるすべての者に対して負うべき社会生活上の義務であるから、これに違反したことにより認められる製造物責任は、製造者と利用者との間の契約関係の有無にかかわりなく成立する不法行為責任と解すべきものである。

ロ.欠陥について

a.製造者が負う安全性確保義務は、製品について社会通念上当然に具備すると期待される安全性（合理的安全性）を確保すべき義務であり、右の義務は、流通に置いた時点で製品が安全であれば足りるのではなく、製品を取得した者が、合理的期間内、これを安全に利用できるよう確保することを内容とするものであって、利用者が現実に利用する時点での製品の安全性の有無が最も重要というべきであるから、利用時の製品の性状が、社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されれば、その製品には欠陥があるというべきである。

b.製品に要求される安全性の程度は、個々の製品又は製品類型によって異なるから、製品が合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されるか否

かの判断は、その製品の性質や用途、製品の利用に際し利用者が負うべき注意義務の程度やその時代の科学技術などを総合して、社会通念に基づいてなされるべきものであり、右合理的安全性の概念を前提とする製品の欠陥についての判断も、同じく、個々の製品又は製品類型ごとに、個別になされるべきものである。

c.合理的安全性の概念は、利用者が、製造者に予見できないような異常な方法で製品を利用した場合にまで、製品の安全性を確保すべき義務を製造者に負わせるものではないから、欠陥判断の前提として、利用者の利用方法が社会通念上合理的と解される利用（合理的利用）の範囲内であることが必要である。

d.以上を総合すると、製造物責任を追及する利用者は、利用時の製品の性状が社会通念上不相当に危険であること（欠陥）、損害の発生、欠陥と損害との因果関係をまず立証せねばならず、その前提として、製品の利用方法が合理的利用の範囲内であることを立証しなければならない。

ハ.過失について

a．製品の利用に起因する損害を、何びとが、どのような要件のもとに負担するかは、社会生活上の危険をいかに配分するかという国民全体のコンセンサスに関わる問題であるから、国民の立法的選択を経ずに、裁判所が直ちに厳格責任あるいは無過失責任の制度を採用することはできないというべきであって、製造物責任を、厳格責任あるいは無過失責任と解すべきであるとの原告の主張は、現行不法行為法の解釈としては採りえないところである。

b.したがって、製造物責任について特別の立法がなされていない以上、現行不法行為法の原則に従い、利用者は、製造者の故意または過失を立証しなければならないが、製品に欠陥のあることが立証された場合には、製造者の過失のあったことが推認されると解すべきである。

けだし、製品が不相当に危険と評価される場合には、そのような危険を生じさせた何らかの具体的な機械的、物理的、科学的原因（欠陥原因）が存在するはずであるが、一般に流通する製品の場合、利用する時点で製品に欠陥が認められれば、流通に置かれた時点で既に欠陥原因が

存在した蓋然性が高いというべきであるし、さらに、製造者が安全性確保義務を履行し、適切に設計、製造等を行う限り、欠陥原因の存する製品が流通に置かれるということは通常考えられないから、欠陥原因のある製品が流通に置かれた場合、設計、製造の過程で何らかの注意義務違反があったと推認するのが相当だからである。

c.右のとおり、製品の欠陥が認められれば、製造者の過失が推認されるから、利用者は、それ以上に欠陥原因や注意義務違反の具体的内容を解明する責任を負うものではなく、製造者が責任を免れるには、製造者において欠陥原因を解明するなどして右の推認を覆す必要があるというべきである。

　けだし、もし利用者において欠陥原因及び注意義務違反の内容を具体的に立証しなければならないとすれば、特別な知識も技術も有しない利用者が、主として製造者の支配領域に属する事由を解明しなければならないことになり、製品が完全に損壊し欠陥原因の特定ができなくなった場合には、製造者は常に免責されることになることなどを考慮すると、右のように解することが損害の公平な分担という不法行為法の本旨にそうからである。」

(b)損害賠償義務が否定された事例

1)コンプレッサーのオイルクーラー上部に作業用布切れが置いてあったので被害者がこれを手に取ったところ、布切れがファン外周部の空間部分に吸い込まれて回転中のファンに絡みつき、被害者が布切れから手を離す余裕もないまま右手をファンに接触させて第４、５指に損傷を受けたという事例

　東京高判昭 52.11.28 判時 882 号 51 頁は、「右空間部分に手が入るのは、手を真直ぐにして突っ込む場合のみであるところ、前記認定の本件機械の設置場所、使用目的及び本件機械が専門作業員によって操作されるものであることに照らしてみると、ファンの作動中にかような事態が発生することは稀有かつ異常なことというべきであり、かような事態は製作者が通常予見しうる範囲の出来事とは到底認められないから、右空間部分に手が入りうることを挙げて、本件機械が安全性に欠陥があるとの控訴人の主張は採用できない。」とし、また、「機械の製作者は当該機械の利用者、使用の目的、方法及

び設置の場所に照らして、通常予想される危険に対し必要かつ十分な安全装置を施せば足りるのであって、ことに本件のような工場用機械については、一般公衆が取り扱い又は接近するおそれのある機械と異なり、専門家がこれを操作するのであるから、製作者においてあらゆる危険に対し最高の安全性を有する機械を製作すべき法的義務を負わせるのは相当でない。もし、当該機械の具体的使用状況、設置場所等に照らして、特別の危険が予想されるときには、当該機械を利用する事業者において適宜その安全性を補完すべき措置を講ずべきものと解するのが相当である。」として製造物責任を否定しました。

2) １歳３か月の女児が乳幼児用防護柵最上段のＶ字形部分に頚部をはさみ窒息死したという事例

　神戸地尼崎支判昭 54.３.23 判時 942 号 87 頁ー）は、「本件ベビーガード自体としては乳幼児用防護柵設置のためのいわば素材にすぎないものというべきであり、その使用にあたっては、製作者たる被告の関与しない利用者の設置工作によって、はじめて現実の使用形態が決せられるものであり、しかも右設置使用について特別な技術や知識を要しないのであるから、製作者たる被告としては、利用者において対象とされる乳幼児の年令、体格、活動状況、利用目的等諸般の状況に考慮を払い十分な注意のもと設置工作をなし、安全に利用するものと信頼して、そのもの固有の性能（即ち、素材としての耐久力等一般利用者の容易に気付き得ない内在的危険等）に注意を払えば足りるものというべきところ、この点に関するいわゆる欠陥は認められない。

　更に、このようなものの製作、販売にあたり、進んで、設置使用時に考慮されるべき注意を表示することが好ましいとはいえ、本件ベビーガードの設置使用方法は千差万別であるところ、その設置使用につき一般の利用者が容易に気付き得ない危険が内在するものと認めるに至らず、したがってかかる注意表示をしなかったことをもって製作者たる被告の過失というに該らないものというべきである。

3) ４３才の男性がテニスシューズを履いて休憩中、近くの遊動円木に乗って遊び、地面に飛び下りたところ、靴底が突然剥れて足が滑ったためため、右踵骨骨折の傷害を負ったという事例

東京地判平５.２.18 判タ 823 号 211 頁は、詳細な事実認定をして因果関係を否定したうえ、念のため表示の過失もないとして、次のように論じました。「しかし、そもそもテニスシューズは、一定の期間において消耗することを予定された商品であり、使用者としてもテニスシューズの状態に注意を払いつつ使用すべきものであるから、加水分解によって劣化することが予見されるといっても、この劣化が通常テニスシューズの劣化として予定される範囲に止まる以上は、被告に直ちにこれを防止すべき義務が生じるとはいえない。原告が主張するように、被告が加水分解による劣化を防止したり、警告したりすべきであるというためには、通常の劣化の程度を超えて、骨折等人身事故の危険が生じることを具体的に予見できるといえなくてはならない。」

(2)製造物責任法施行前の裁判事例

製品		事案	責任の有無	裁判所 年月日	出典
薬品等	整腸剤	整腸剤「キノホルム」の服用によりスモン病が発生。	無	金沢地判 昭53・3・1	判時 879号26頁
			無	東京地判 昭53・8・3	判時 899号48頁
			有	福岡地判 昭53・11・14	判時 910号33頁
			有	広島地判 昭54・2・22	判時 920号19頁
			有	札幌地判 昭54・5・10	判時 950号53頁
			有	京都地判 昭54・7・2	判時 950号87頁
			有	静岡地判 昭54・7・19	判時 950号199頁
			有	大阪地判 昭54・7・31	判時 950号241頁
			有	前橋地判 昭54・8・21	判時 950号305頁
	腎炎等治療薬	腎炎等治療薬「クロロキン」の副作用として重篤な網膜障害(クロロキン網膜症)が発生。	有	東京地判 昭57・2・1	判時 1044号19頁
			有	東京地判 昭62・5・18	判時 1231号3頁
			有	東京高判 昭63・3・11	判時 1271号3頁
食品	卵豆腐	サルモネラ菌に汚染されていた卵豆腐を食べて死亡。	有	岐阜地大垣支判 昭48・12・27	
	食用油	製造工程で熱媒体が混入した食用油(カネミ油)を経口摂取したことにより、重篤な皮膚疾患等の身体被害(カネミ油症)が発生。食用油製造業者の責任について。	有	福岡地判 昭52・10・5	判時 866号21頁
			有	福岡地小倉支判 昭53・3・10	判時 881号17頁
			有	福岡地小倉支判 昭57・3・29	判時 1037号14頁

食品	食用油		有	福岡地小倉支判 昭60・2・13	判時 1144号18頁
			有	福岡高判 昭61・5・15	判時 1191号28頁
	食用油	製造工程で熱媒体が混入した食用油（カネミ油）を経口摂取したことにより、重篤な皮膚疾患等の身体被害（カネミ油症）が発生。熱媒体製造業者の責任について。	有	福岡地判 昭52・10・5	判時 866号21頁
			有	福岡地小倉支判 昭53・3・10	判時 881号17頁
			有	福岡地小倉支判 昭57・3・29	判時 1037号14頁
			有	福岡高判 昭59・3・16	判時 1109号24頁
			有	福岡地小倉支判 昭60・2・13	判時 1144号18頁
			無	福岡高判 昭61・5・15	判時 1191号28頁
自動車	軽４輪 乗用自動車	自動車の後部座席に同乗していた人が急停車の際、手を掛けていた助手席の背もたれが前方に倒れ、それによってフロント部分に顔面を打ち付けて障害を負った。	有	東京高判 昭52・7・4	判時 863号47頁
	中古ダンプカー	中古ダンプカーを改造して販売された廃石運搬用のトラックが、運転中にブレーキが効かなくなり追突事故を起こした。	有	名古屋高金沢支判 昭56・1・28	判時 1003号104頁
	４輪駆動 ワゴン車	自動車を運転中、ハンドルが急に左に切れて操舵不能の状態に陥り、道路標識灯に衝突	無	大津地判 平8・2・9	判時 1590号127頁 判タ 918号186頁
器具・ 機械等	プロパン容器	グランドナットの緩みによってガスが噴出し引火した（和歌山地田辺支判昭41.12.5 等同種の裁判例あり）。	有	長野地松本支判 昭40・11・11	判時 427号11頁

器具・ 機械等	ガス湯沸器	排気筒の設置を怠ったため、一酸化炭素中毒にかかった。	有	東京地判 昭45・8・31	判時 617号74頁
	浴室換気装置	空気供給調整器の調整不備により、一酸化炭素中毒にかかった。	有	千葉地判 昭46・3・9	判時 642号74頁
	ガスレンジ	ガスレンジの排気熱により出火した（東京地判昭61.12.18等同種の裁判例あり）。	有	前橋地高崎市判 昭47・5・2	判時 687号88頁
	複写機	複写機ヒーター内のニクロム線が切断し、そのため漏電した。	有	横浜地判 昭49・1・25	判時 747号99頁
	育雛箱	育雛箱の保温装置の連続使用	無	大阪高判 昭49・1・31	判時 752号40頁
	浴室換気装置	ガス風呂入浴中に一酸化炭素中毒により死亡。（過失なし）	無	東京地判 昭50・6・30	判時 801号52頁
	配電設備	所定よりも細く、しかも中古の金属管を使用したため、配電設備付近から出火した。	無	甲府地判 昭51・6・30	判時 829号79頁
	コンプレッサー	コンプレッサーの上部に置かれていた布切れを手に取ったところ、布切れが回転中のファンに絡みつき、右手を損傷。	無	東京高判 昭52・11・28	判時 882号51頁
	ガス湯沸器	給油用蛇口が水栓ソケットから脱落し、給油管かから熱湯が流出して火傷を負った。	有	大阪高判 昭53・5・18	判時 907号66頁
	バドミントン セット	バトミントンの柄が握り手から抜けて飛び出し、相手方の目を負傷させた。	有	神戸地判 昭53・8・30	判時 917号103頁
	乳幼児用 防護柵	1歳3ヶ月の女児が乳幼児用防護柵のV字型部分に頚部をはさみ窒息死した。	無	神戸地尼崎支判 昭54・3・23	判時 942号87頁

器具・ 機械等	サウナ風呂	サウナ風呂のヒーターによる木製椅子の低温無炎火着火現象による火災で一酸化炭素中毒により死亡した。	有	東京地判 昭55・4・25	判時 975号52頁
	石材カッター	カッターの台金に取り付けられていたダイアモンドが折損して飛散し、眼球破裂の傷害を負った。	有	高松地判 昭55・11・28	判時 1015号109頁
	コンクリートカッター	カッターのブレードの一部が折損し、その破片が目に入り、障害を負った。 （瑕疵なし）	無	浦和地判 昭57・2・21	判タ 474号178頁
	金鎚	金鎚の頭端部に亀裂が入り、剥離した破片が目に入り失明した。（誤使用）	無	京都地判 昭58・3・30	判時 1089号94頁
	反故紙梱包器	油圧式反故紙梱包機の押え蓋と投入口の縁に挟まれ死亡した。（因果関係なし）	無	浦和地判 昭58・4・27	判タ 501号167頁
	ガスストーブ	ガスストーブにあたっていたところ、突然着衣に引火して火傷を負った。（欠陥なし）	無	東京地判 昭59・3・26	判時 1143号105頁
	ラムネびん	ラムネのびんを手押し車の上に置いた瞬間、破裂して目に入り角膜裂傷を負った。（被害者の行為）	無	東京地判 昭60・2・26	判時 1184号79頁
	リフト	リフトのワイヤーロープが突然切断し、搬器が背部に落下して傷害を負った。（誤使用）	無	岐阜地大垣支判 昭60・4・25	判時 1169号105号
	アーチェリー	矢の先のゴム製の吸盤が発射前にはずれたため、矢が目に突き刺さり、失明した	有	大阪地判 昭61・2・14	判時 1196号132頁
	遊具用そり	そりに乗って滑走していたところ、リフトの鉄棒に衝突して負傷した。（過失なし）	無	富山地高岡支判 平2・1・31	判時 1347号103頁

器具・機械等	暖房機スイッチ	暖房のスイッチから出火して火災発生	有	東京地判 平2・2・23	判時 1364号45頁
	空気残量計	空気残量計が空気の残量を正確に表示していなかったため、急きょ浮上した結果、減圧症に罹患。	有	鹿児島地判 平3・6・28	判時 1402号104頁
	テニスシューズ	テニスシューズの靴底が突然剥がれたため、足を滑らして踵骨骨折の傷害を負った。	無	東京地判 平5・2・18	判タ 823号211頁
	テレビ	利用中のテレビが発煙・発火し、これによって発生した火災により事務所が全焼した。	有	大阪地判 平6・3・29	判時 1493号29頁
	温風器	工場に設置された温風機付近から出火し、建物の一部が焼失。	無	名古屋地判 平7・5・19	判時 1151号117頁 判タ 903号138頁
	菓子袋	乳児に顔を近づけて声を掛けたところ、乳児が手に持っていたポテトチップスの袋を振ったため、袋の角が目に当たり負傷。	無	東京地判 平7・7・24	判タ 903号168頁 判時

(3) 製造物責任法施行後の裁判事例

製　　品		事　　案	責任の有無	裁判所 年月日	出　典
薬品等	化粧品	化粧品の使用によって顔面の皮膚障害が発生。	無	東京地判 平12・5・22	判時 1718号3頁
	ピアノ用 防虫防錆剤	ピアノ用防虫防錆剤が空気中の湿気を吸い、溶けて液状化し、ピアノ内部を汚損。	有	東京地判 平16・3・23	判時 1908号143頁
	漢方薬	アリストロキア酸を含む漢方薬を服用し、腎障害に罹患。	有	名古屋地判 平16・4・9	判時 1869号61頁 判タ 1168号280頁
食品	ジュース	ファーストフード店で出されたジュースに混入した異物により、咽頭部を損傷。	有	名古屋地判 平11・6・30	判時 1682号100頁
	瓶詰めオリーブ	瓶詰めオリーブ内に存在したボツリヌス菌により、食中毒が発生。	有	東京地判 平13・2・28	判タ 1069号181頁
	イシガキダイ	料亭で提供されたイシガキダイにシガテラ毒素が含まれており、食中毒が発生	有	東京地判 平14・12・13	判時 1805号14頁 判タ 1109号285頁
自動車	中古自動車	中古自動車が走行中に発火して焼損。	無	大阪地判 平14・9・24	判タ 1129号174頁
	１BOXカー	自動車（三菱デリカ・スペースギア）を運転中、アクセルレバーが全開となる異常により、衝突事故が発生。	有	札幌地判 平14・11・22	判時 1824号90頁
	高級輸入車	リコールの対象となった輸入車（メルセデスベンツSクラス）が走行中炎上。	有	東京地判 平15・5・28	判時 1835号94頁
器具・ 機械等	食品容器の 自動搬送機	食品容器を裁断して自動搬送する機械のリフトに頭部を挟まれて死亡。	有	東京高判 平13・4・12	判時 1773号45頁

器具・ 機械等	フロント・ サイドマスク	自動車のフロントガラス等を覆うフロント・サイドマスクの装着を確認するためゴムひもを触ったところ、フックが外れて跳ね上がり左眼に突き刺さる。	有	仙台地判 平13・4・26	判時 1754号138頁
	ガスファンヒー	ガスファンヒーター付近から火災が発生。	無	東京高判 平13・11・30	判タ 1087号209頁
	気管切開ﾁｭｰﾌﾞ・ 呼吸回路機器	気管切開チューブと呼吸回路機器の接続部が閉塞して、乳児が換気不全に陥り死亡。	有	東京地判 平15・3・20	判時 1846号62頁 判タ 1133号97頁
	カーオーディオ	カーオーディオ製品に用いられたスイッチにより、自動車のバッテリーが上がる等の事故が発生。	有	東京地判 平15・7・31	判時 1842号83頁 判タ 1153号106頁
	強化耐熱 ガラス製食器	小学校の生徒が、落とした耐熱強化ガラス製食器の割れた破片により目を受傷。	有	奈良地判 平15・10・8	判時 1840号49頁
	自転車用部品	幼児用自転車に乗っていた幼児が「ばり」に膝を接触して負傷。	有	広島地判 平16・7・6	判時 1868号101頁 判タ 1175号301頁

(4)主要国の裁判事例

(イ)アメリカ

類　型	製　　品	事　　故　　例	責任の有無
医療品等	たんぽぽの抽出物	「たんぽぽの抽出物」として購入した薬剤が、実は「ベラドンナの抽出物」であり、生命に重大な危険を与えた。	有
	ＤＥＳ	流産防止剤ＤＥＳを服用したため、腫瘍に罹患した。（製造業者の特定ができないという事情あり）	
	テトラサイクリン	感染症治療のため、抗生剤テトラサイクリンを服用したため、歯が灰色になった。	有
	アスベスト	アスベスト塵に曝される職場で長期間働いていたため、アスベスト症に罹患した。	有
食品等	タバコ	タバコにより肺癌に罹患して死亡した。	有
自動車等	郵便馬車	馬車の欠陥により馬車から道路に投げ出されて負傷した。（契約関係なし）	無
	自動車	自動車運転中、突然車輪が破損したため、車外に投げ出されて負傷した。	有
	トラック	パン運搬トラックが他車と衝突し、そのショックでパン棚が前方に押し出され、運転手にあたり、地面にたたきつけられた。	有
	トラクター	トラクターを運転中、ブレーキが作動せず、バスと衝突した。	有
	マイクロバス	マイクロバスの前部座席とフロントパネルとの間隔が狭く、フ ロントパネルに補強材がないため、前部座席が押し潰され死亡した。	有
装具・機械等	コーラびん	コーラを冷蔵庫に入れるため手にしたとき瓶が破裂して負傷した。	有
	乾燥機	毛布を乾かすため乾燥機を使用しているとき、乾燥機の過熱で出火した。	有
	運動用具	ゴムロープでできた運動用具のロープがはずれ、眼にあたって網膜剥離の傷害を負った。（欠陥なし）	無
	航空機	航空機の墜落事故のため多数の乗客が死亡した。	有

(ロ)ヨーロッパ

類　型	製　　品	国名	事　　　　故　　　　例	責任の有無
医薬品等	合成塩	独	合成塩に細かいガラスの破片が混入していたため、これを服用して傷害を負った。	有
	サリドマイド	独	睡眠薬サリドマイドの服用により胎児が催奇性傷害を負った。	有
	農　薬	独	農薬の使用によりリンゴが全滅した。	有
食料品等	ジンジャービール	英	ジンジャービールの中に腐ったかたつむりが入っていたこと を知り、ショックで病気になった。	有
	レモネード	英	レモネードの中に石灰酸が含まれていたため、病気になった。（過失立証できず）	無
	ビール	独	ビールを飲んだ直後、嘔吐、セン痛を催し、頭髪、歯が抜け た。	有
	毒薬入りパン	仏	小麦粉に毒薬が混入していた。	有
自動車等	郵便馬車	英	駅馬車の欠陥により走行中破損し、御者が負傷した。（契約関係なし）	無
	ベンツ	独	ベンツを運転中、ブレーキの欠陥により車体が横滑りし、転覆した。	有
器具・機械等	洗浄液用容器	英	宝石洗浄液の容器の欠陥により、洗浄液が目に入り負傷した。	有
	接着剤	独	接着剤を使用して床の化粧板張りをしていたところ、引火して火傷を負った。	有
	冷凍機	独	冷凍機の検査中に噴出したアンモニアで技師が失明した。	有
	浮スイッチ	独	液面レベルが低下すると電源が切れるスイッチの故障で火災が発生した。	有
	歯　車	仏	歯車に０.002mm以下の亀裂があったため事故が起こったが当時の技術では検査不可能なほど微細な欠陥であった。	有

２７　製品安全対策（ＰＳ）－企画・開発・設計

企画、開発、設計段階における製品安全対策はどうあるべきか。

(1)企画・開発・設計段階での製品安全対策の重要性

メーカーは、通常設計図に従って製品を製造しますが、もし設計そのものに欠陥があれば、自動的に欠陥製造物ができ上がってしまいます。逆に設計段階で製品の安全性に対する入念なチェックを行えば、製造過程に特段の異常がない限り、安全な製造物が完成されます。実際にも、製造物責任が問われる欠陥製造物の大半は、その設計に問題があると言っても過言ではありません。

このように、設計段階での製品安全対策は、極めて重要であるといわなければなりません。また、設計図が作成される前段階には、製品企画及び研究開発の過程が存在し、これらが設計に反映されてくることを考えれば、企画開発段階における製品安全対策も、設計段階におけるそれ以上に重要な位置を占めていることになります。

(2)企画・開発・設計段階での製品安全対策の項目と内容

科学技術の進歩に伴い、製品の機能や性能が高度化するにつれて、製品の有する危険性も増加し、多くの場合、その危険性は潜在化してきていると言われています。つまり、消費者にも製造者自身にも予想のつかない危険が製品に内在していることがあり得るわけです。

そこで、これから製造しようとする製品に潜在する危険を発見し、事前にこれを排除することが、企画・開発・設計段階における製品安全対策の中心的課題となります。具体的な対策の内容は以下のとおりです。

(イ)関連法規等の遵守

その製品に関する法律及び国や地方自治体の定めた安全基準を守り、これをクリアすることは最低限必要です。但し、言うまでもなくこれを遵守したというだけでは、メーカーは免責されません。

(ロ)危険分析

危険分析とは、製品によって発生するであろう危険性を事前に認識するための各種の実験及び評価のシステムです。すなわち、その製品から生じるであろう事故の態様、被害の程度及び事故の頻度を想定し、そこから遡ってその事故の原因を導き出すという手法です。

なお、危険分析は、その製品の使用される形態を前提として行なわれる必要があ

ります。具体的には「メーカーが予定している使用形態」と「メーカーが予定していないが、合理的に予測可能な誤使用」の二つの使用形態を想定して実用実験及び評価を行う必要があります。

(ハ)重要保安部品の特定

製品の部品のうち、製品の安全性を確保するうえで重要な部品でこれに欠陥があれば重大な事故が発生すると予想されるもの（重要保安部品）を選択し、それについては設計上特別な注意を払うことが必要です。

例えば、重要保安部品は、一般に寿命の長いものであること及びそれが損耗した場合には、交換できるような構造にしておくことが必要です。

ある部品が、重要保安部品であるか否かを判定するに際しては、同種の製品についての過去に発生した事故の原因を分析することも有用となります。

(ニ)人間工学の採用

人間工学は、ある製品と製品を使用する人間との間の適合性を追及する学問分野です。製造物責任の予防という観点からすると、その製品がどのような人間にどのような使用方法で使用されるかを事前に検討したうえで、これら各種の使用方法を想定して、製品の安全性をチェックしていかなければなりません。

(ホ)安全装置

危険分析の結果、製品に危険性があると判定された場合、まず第(1)にその危険性の除去又は軽減を検討すべきですが、設計上危険性の除去又は軽減ができない場合は、製品に安全装置を組み込み、又は付加することが必要になります。

２８　製品安全対策（ＰＳ）－製造・販売等

製造、保管、輸送、販売、廃棄の各段階における製品安全対策はどうあるべきか。

(1)製造段階における製品安全対策

(イ)外注原材料や外注部品の安全性確保

完成品に組み込まれた部品や原材料に欠陥があり、これが原因となって事故が発生した場合、その欠陥が完成品自体の欠陥と認定される限り、完成品メーカーは製造物責任を負うことになります。完成品メーカーは、これら原材料や部品を自社で製造する場合は、自社の問題としてその部品や原材料の安全対策を実施すべきは当然です。これに対し、部品や原材料を他社から購入している場合は、部品や原材料の製造業者（外注先）に対して、部品や原材料の安全対策を実施させる必要があります。

具体的には、

(a)外注先に対し、材料や企画についての基準を設定し、これを遵守するよう指導する。

(b)納入時の品質検査の実施

等の方法があります。

なお、原材料や部品の欠陥により完成品メーカーが製造物責任を問われた場合に備えて、予め原材料メーカーや部品メーカーに対し、訴訟上の防御活動への協力や訴訟費用ないし損害賠償金の分担を義務づける契約を締結しておくことも重要な対策の一つです。

(ロ)製造上の欠陥の防止

設計図面どおりの製品が製造されないことによる欠陥を、一般的に「製造上の欠陥」といいます。近年では、製造工程上の品質管理の徹底により、製造上の欠陥による製造物責任が問われるケースは少なくなっているといえます。

製造上の欠陥を防止するためには、

(a)　製造工程における製造設備の不完全ないし老朽化を未然に防ぐ。

(b)　品質管理部門の独立性、専門性を保持する。

(c)　技術水準や品質に関する最新の情報を収集する。

(d)　検査基準の適正化と検査技術の向上を図る。

(e)　製造記録、検査記録を保存する。

等のポイントがあります。

(2)　保管、輸送段階における製品安全対策

製造物の製造段階では何らの欠陥がない場合でも、出荷後の保管ないし輸送の段階での物理的、化学的変化により、製造物に欠陥が生じる場合があります。例えば、長期間の保存中の化学変化による製品の爆発、輸送中の振動から当該製品の容器に破損が生じ、そこから外部の毒性物質が混入する等の例が考えられます。

このような事態を防止する方法としては、次のようなものがあります。

(イ)製品の保管、輸送に関する法規、諸基準を遵守する。

(ロ)保管、輸送中に生ずるおそれのある危険の分析を行う。

(ハ)危険分析の結果に基づき、最善の保管・輸送方法を選択する。

(ニ)保管、輸送を第三者に委託する場合は、上記⑴ないし⑶を前提とした適切な指示と警告を行う。

(3)　販売段階における製品安全対策

販売段階においては、主として製品の販売の機会に、消費者に対し製品の誤使用を防止するための教育ないし情報提供活動を行うことにより製品安全対策に寄与することができます。より積極的に、消費者との交流の機関（消費者相談窓口など）を設け、製品の正しい使用方法や事故が生じたときの対処方法等に関する情報を消費者に提供するという例もあります。

また、製品に対する消費者からのクレームに関する情報を、設計・製造部門にフィードバックすることにより、製品安全対策に寄与することができます。

(4)廃棄段階における製品安全対策

近年、廃棄された製造物による人身事故が頻発しています。廃棄された水銀電池の水銀を幼児が誤飲した例、廃棄された冷蔵庫に幼児が閉じ込められて窒息死した例、廃棄したスプレー缶が爆発した例など、枚挙にいとまがありません。

廃棄された製造物に危険が存し、これを原因として事故が発生した場合、当該製造物の廃棄方法又は廃棄製造物の使用方法が、通常予想される形態である以上は、製造者側は製造物責任を問われる可能性があります。

従って、廃棄の段階においても万全の、製品安全対策を実施する必要があります。

具体的には、

(イ)その製品につき、予想される廃棄の形態を前提として危険分析を行い、これに基づき適切な製品設計を行う（この場合に留意すべき事項としては、廃棄の方法、廃棄時の物性、廃棄後に予想される人為的、物理的、化学的変化、特に環境への影響、廃棄に関する法規制などがあります）。

(ロ)広告、広報活動により、その製品の正しい廃棄方法を消費者に告知する。

(ハ)場合によってはメーカー等の費用で廃棄物を回収する。

等の方法があります。

２９　製品安全対策（ＰＳ）－警告・表示

警告・表示についての製品安全対策はどうあるべきか。

(1)　警告・表示上の欠陥

製造物の欠陥は、(a)設計上の欠陥、(b)製造上の欠陥、(c)警告・表示上の欠陥に分類されます。

欠陥の分類のうち、警告・表示上の欠陥は、設計上の欠陥、製造上の欠陥に比較して、消費者にとって訴訟手続において主張、立証しやすいという傾向があります。したがって、製品に関する事故が起きた場合、製造業者はその警告・表示上の欠陥を問われるケースが激増することが予想されます。そうした場合に備えて、警告・表示上の欠陥があるとして製造物責任を負担しないように製品の安全対策を行う必要があります。

(2)警告・表示上の欠陥の内容

警告・表示の欠陥は次の三つの形態に分けられます。

(イ)警告・表示が欠けている場合

製品の安全な使用に必要な警告や指示、説明がない場合です。

(ロ)警告が不充分な場合

製品に(a)どのような危険が潜んでいるか。(b)その危険からどのような（程度の）被害が生じるか、(c)その危険を回避するためにはどのような行動、手段をとるべきかについての警告が不充分である場合です。

(ハ)指示、説明の不充分

製品を安全に使用するために必要な行動、手段についての指示、説明が不充分な場合です。

上記の「警告」と「指示、説明」の相違は、「警告」が、製品が潜在的に有している危険そのものに対する警告であるのに対し、「指示、説明」は、製品そのものには危険はないが、製品の使用方法によっては、危険が生じ、その危険を回避するための指示、説明である点です。

(3)警告、表示の欠陥に対する対策

(イ)概　説

製造業者等は、警告・表示の欠陥による製造物責任を回避するために、製品の危険性について警告し、かつ事故が発生する可能性のある方法で製品を使用しないように指示、説明する必要があります。具体的には、製造業者は上記の趣旨を満たす

「取扱説明書」を作成し、かつ、必要に応じて製品に「警告ラベル」をつける必要があります。

日本では、取扱説明書、警告ラベルについての議論が不充分ですので、以下では米国での議論をもとに対策について具体的に説明します。

(ロ)基本的考え方

警告は、あくまでも二次的な安全対策ととられるべきです。製品の安全対策は、第一に製品自体の安全性を確保することに求め、さらには安全装置を取り付ける等の方法によるべきです。そのうえで、やむを得ず製品に危険性が伴う場合に「警告」を行うべきです。

(ハ)取扱説明書、警告ラベル作成のための会社組織上の留意点

取扱説明書、警告ラベルを作成するための会社組織上の留意点として以下のものがあげられます。

(a)取扱説明書、警告ラベルの重要性について十分に理解し、社内の共通認識をつくり出す。特に設計部門に対し、取扱説明書や警告ラベルの重要性は、設計、製造と同等であることを認識させる。

(b)取扱説明書、警告ラベルを作成する専門部署を設ける。

(c)取扱説明書、警告ラベルの基本的部分については、設計者自身が作成する。

(d)取扱説明書、警告ラベルについて製造物責任に詳しい弁護士のチェックを受ける。

(e)取扱説明書、警告ラベルを、発行年度、改定年度が分かるように、かつ、いつでも使用可能な状態で保管する。

(f)取扱説明書、警告ラベルが確実に消費者に届くシステムを作る。

(g)取扱説明書、警告ラベルが確実に製品につけられていたことを立証できる記録を残す。

(h)取扱説明書、警告ラベルの内容について、他社製品との比較、消費者からの苦情の分析等を常に行い、それらをとりこむ体制をつくる。

(ニ)取扱説明書の作成の必要性及び留意点

(a)必要性

製造業者が、消費者に対して、製品の潜在的な危険性を警告し、事故の発生する可能性のある方法で製品を使用しないように指示、説明する手段は、製品の取

扱説明書しかありません。製品の取扱説明書は、製造物責任の有無を判断する上で極めて重要な機能をもつことになります。つまり、取扱説明書の内容が不備であったために、製造業者が製造物責任を負担することもあれば、取扱説明書の内容が適切であったために、製造業者が製造物責任を免れることがあり得るわけです（警告上の欠陥が否定された事例として、東京地判平 12.５.22 判時 1718 号３頁)。

(b)留意点

取扱説明書を作成するにあたっての留意点として、以下の諸点があげられます。

1)製品についての「警告」事項は、取扱説明書の冒頭で、目立つ形で簡潔にまとめる。製品の潜在的な危険性については、製造物責任を追及されるリスクが最も高いと言えますから、まずこの点について、冒頭で「警告」をしておく必要があります。

この「警告」の仕方については、「目立つこと」(印字の大きさ、字体、色等を工夫する)、「簡潔であること」、「分かりやすいこと」が求められています。

2)警告サインの内容について説明しておく。

警告サインを危険度に応じて分類する必要がありますが、その内容について説明しておく必要があります。

日本には、まだこうした基準がなく、現在業界団体等で警告サインの基準を作成しています。米国では、危険度の大小に応じて警告文言を分類して使用する基準があります。いくつかの基準がありますが、代表的なものは、以下のとおりです。

ＤＡＮＧＥＲ　：　回避されなければ、死亡又は重大事故を生じるであろう切迫した危険状態を示す。

ＷＡＲＮＩＮＧ：　回避されなければ、死亡又は重傷を生じることがありうる潜在的な危険状態を示す。

ＣＡＵＴＩＯＮ：　回避されなければ、軽傷又は中程度の傷害が発生するかもしれない潜在的な危険状態を示す。

3)アラート・シンボル・マーク使用について、説明しておく。

アラート・シンボル・マークとは、アメリカ自動車技術会（ＳＡＥ）の基

準Ｊ２８４ａで“Safety Alert Symbol”と呼んでいるものです。この基準では、アラート・シンボル・マークは単独では使わず、警告サインとセットで用いること及び人身傷害危険に対してのみ用いると定めています。

取扱説明書では、このアラート・シンボル・マークをどのように使用するかを説明しておく必要があります。

4)取扱説明書の製品の使用方法の説明等の各項目に警告事項を、通常の説明と区分して表示する。

5)警告事項を独立して項立てし、目次上明記する。

6)製品につけられた警告ラベルと関連する警告を取扱説明書に明記し、かつ、両者の関連を指示する。

7)誤用や不適切な使用等による危険について警告し、そのような使用をしないように指示する。

8)安全装置を無効にした場合の危険性について警告する。

9)製品の改造、再生に伴う危険性について警告する。

10)消費者の使用年令、知識に配慮する。

11)消費者にとって容易に遵守できる内容にする。

12)必要に応じて複数の言語で警告する。

(ホ)警告ラベルの作成の必要性及び留意点

(a)必要性

製造業者は、取扱説明書で製品についての危険性を警告、説明しますが、取扱説明書は、絶えず製品とともに存在することは期待できません。そこで、製造業者は、製品自体に製品の危険性を消費者に警告するために、「警告ラベル」をつけることが必要とされるのです。

(b)留意点

警告ラベルを作成するにあたっての留意点として、以下の諸点があげられます。

1)製品自体につける。

2)警告が解りやすい簡潔な表現にする。

3)イ.目につきやすいところにつける。

ロ.汚損、摩耗を受けにくい箇所につける。

ハ.「危険」に近く、かつ、「危険を回避できる箇所」につける。

4)イ.文字のスタイル、大きさ、配列、文字数等を工夫してわかりやすくする
　ロ.絵表示を併用する。
　ハ.配色を工夫する。
5)絵表示を併用し、一見して警告内容が解るようにする。
6)耐用年数は、製品の耐用年数と一致させる。
7)改造、再生が可能な製品については、改造、再生後も製品本体へ「警告ラベル」が残るようにする。
8)「安全装置を外すな」という警告ラベルも場合によっては必要となる。
9)「警告ラベルを外すな」という警告も場合によっては必要となる。

３０　責任防御対策（ＰＬＤ）－事故処理、製品回収（リコール）

製造物責任事故が起った場合の事故処理及び製品回収はどのように行うか。

(1)事故処理

製造物責任事故が発生した場合、製造業者等は製造物責任を問われ、場合によっては訴訟を起こされることにもなります。

本項では、事故発生から訴訟までの責任防御対策としての必要事項と留意事項を説明します。

事故が発生した場合には、将来の賠償請求にそなえ、まず顧問弁護士か製造物責任事故に堪能な弁護士に連絡をとり、今後の対応を相談することが必要です。

そして、弁護士と相談しながら事実関係の調査をすぐに開始しなければなりません。事実調査の内容は、事故の内容、損害の状況、製品とその環境等に及びます。事故内容の調査については、事故の状況を図面、写真で残しておくほか、事故の目撃者からの事情聴取や、警察、消防署等の関係機関の調査結果の聴取等が必要です。

損害の調査については、人損と物損に分けた損害の査定、とりわけ人損については入院期間、休業期間、治療費、後遺症の程度、被害者の収入等の調査が必要です。製品及びその環境の調査については、事故時の製品の状態、製品の修理やクレーム歴、流通経路などの調査が必要です。以上の調査結果は文書にして記録保存しておく必要があります。

(2)製品回収（リコール）

(イ)製品回収の検討

製造業者等は、製品中に事故に結びつく可能性のある潜在的な危険のあることが判明した場合、ユーザーから製品の不安全な状態についての苦情があった場合、製品が国の法律、規則、基準等から逸脱していることが判明した場合等には、すみやかに製品回収を検討すべきです（リコール後の修理点検にもかかわらず、走行中炎上した輸入高級車の製造物責任が認められた事例として、東京地判平15.５.28 判時1835号94頁）。

(ロ) 製品回収の決定

製品回収を行なうか否かの決断は、早期に行なう必要があります。しかし、現実には、製品回収には(a)企業イメージの低下、(b)売り上げへの影響、(c)係争中の訴訟への影響、(d)回収費用の負担等重大な問題を伴うために決断が遅れ、事態が

悪化するケースがよくあります。製品回収を行うか否かの決断を早期に下すため、製品回収を検討すべき事態が生じた場合の対応マニュアルを作成し、製造物責任対策組織を確立し、日頃の情報の収集に心がけ、さらに緊急事態発生時点での対応計画、発生後の復旧運営計画、代替計画等を事前に確立しておくことが必要です。

(ハ)製品回収の実施

(a)通　知

まず製品回収するに際し、通知を発することが必要です。製品回収の通知の相手方は消費者、販売店、リース会社、修理・アフターサービス業者、原材料・部品メーカー等です。その方法には、リコールレターの送付、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等のマスメディアの利用、電話・ファックス、直接訪問などがあります。通知に際しては、被害の緊急性等を考慮に入れ、最も効果的な手段を選択することが必要です。

また、回収通知は、前記顧客のほか、社内関連部、関連官庁、保険会社等にも適切な形で送付することが望ましいといえます。

(b)製品回収

回収の方法には、製品の回収、交換部品の供給、警告レターの送付等、欠陥製品の被害の程度に応じたいくつかの方法があります。

製造業者等は製品回収に備え、回収ルートの検討、ユーザー等の顧客リストの維持管理、製品回収基準の設定等の準備をしておく必要があります。

(c)製品回収記録の保存

製品回収努力をしたという事実は、製造物責任訴訟において有利に斟酌される事情となる場合もありますので、送付先のリスト、送付の日付、レターサンプルなどは整理して保存しておくことが必要です。

(d)製品回収費用対策

製品回収に要する費用は、製造物責任保険の対象とはなりません。

このため、企業は回収費用を定期的に積み立てたり、また販売店、部品・原材料メーカーとの間で、製品回収費用の分担についての取り決めをしておくなどの準備も必要となります。

３１　責任防御対策（ＰＬＤ）－文書管理と記録保存

製造物責任防御対策として、あるべき文書管理と記録保存は何か。

(1)文書管理と記録保存の目的

文書管理と記録保存の目的は、次の２点にあります。

(イ)製品安全技術のノウハウの蓄積

(ロ)製造物責任事故発生に当たっての訴訟対策

本項では、主に(ロ)の製造物責任訴訟対策の面から文書管理と記録保存について説明します。

(2)文書管理と記録保存の必要性

製造業者が製造物責任の追及をうけたとき、製品の開発、設計、製造に関する記録はその製品に欠陥がないこと、製造業者に製造物責任が存しないことを証明する際、具体的には原告の欠陥の証明に対する反証を為すに当たり、重要な役割を果たします。もし、文書管理や記録の保存が適正になされていなければ、製造業者による反証は極めて困難なものとならざるをえません。また、これらの記録は原告による証拠保全や文書提出命令の対象となる可能性があります。この場合、もし文書相互間に矛盾があったり、保存されてしかるべき記録がなかったりすると、被告は訴訟上不利になる可能性があります。このため、文書管理と記録保存が適正になされていることが製造物責任訴訟対策の面から大変重要であるといえます。

(3)保存記録の範囲

保存すべき記録は、製品の企画、開発、設計、試験、製造、販売といったすべての段階の記録に及びます。とりわけ、製品の企画、開発、設計段階で潜在していた危険を危険分析により顕在化させ、それを除去、軽減した記録や、危険を除去、軽減できない見返りに、安全装置を付加した経過の記録などは、保存すべき記録のなかでも、極めて重要な記録といえます。

(4)文書記録の保存期間

製造後、相当古くなり老朽化した製品についても製造物責任訴訟を提起されることもあります。したがって、記録の保存期間は、製品の耐用年数だけでなく、過去の製造物責任訴訟例などを参考に、その重要度に応じて決める必要があります。設計承認書、法定確認試験記録等の重要記録は、永久保存が望ましいといえます。

(5)製造物責任訴訟に備えた文書管理、記録保存上の留意点

(イ)保存記録については、作成段階から製造物責任対策担当部門によるチェックを受けることが大切です。

各種文書記録類は、将来自己に有利な証拠として裁判所に提出するため保存するものですが、保存記録がその用を果たしうる内容となっているか、担当部門による法的視点からのチェックを必要とするからです。また、逆に裁判所に証拠として原告側から提出させられる可能性もあり、誤解を与えたり、製品の欠陥を推定させたりする不適切な文言を保存記録からなくす必要があるからです。

(ロ)社内文書と社外文書（官庁に対する報告書等）の内容が矛盾しないよう文書管理をする必要があります。

訴訟になりますと、右のような矛盾点があれば、これを追及されることは必至です。とりわけ、製品の安全に関し、社内文書と社外文書との間に不一致があれば、訴訟上大きな不利益を招きます。

(ハ)製品の開発段階で問題点を指摘した試験報告は、その問題点を解決したという記録と一体にして保存する必要があります。

(ニ)取扱説明書が改定、変更された場合には、そのつど、改定変更の箇所、日付、改定変更理由を記録として残しておく必要があります。

(ホ)事故発生後に設計変更がなされた場合には、設計変更の理由書を残す必要がありますが、そこでは変更前の製品に欠陥があったから変更したとの無用の疑義を生じないよう配慮する必要があります。

(ヘ)製品の開発、設計段階で数種の安全装置があるなかから特定の安全装置が選択されたという場合には、その選択の理由を記録に残しておく必要があります。

(ト)ある製品が、予見可能な使用法では危険発生率が極めて小さいことを確認するテストデータなどの記録は、必ず残しておく必要があります。

３２　責任防御対策（ＰＬＤ）－保証書

保証書は、製造物責任防御対策（ＰＬＤ）においてどのように位置づけられるか。

(1)昭和 53 年９月 30 日付 通産省産業政策局長通達

耐久消費材の保証書については、従前から、その性格が曖昧であり、販売店、メーカーと消費者の間でトラブルが発生することも少なくありませんでした。

そこで、昭和 40 年ころから、産業構造審議会で、保証書に関する問題が調査、検討されてきました。

そして、昭和 53 年９月８日の産業構造審議会消費経済部会の「耐久消費材の品質保証のあり方についての中間報告」の答申を受けて、通産省は、昭和 53 年９月 30 日、産業政策局長名で以下の通達を発して、保証書に関するガイドラインが示されました。

53産局第 671号
昭和53年 9月30日

業界団体あて

通商産業省産業政策局長

保証書制度に係る実務の改善等について

耐久消費材のアフターサービスの適正化については、産業構造審議会の答申（昭和４０年１２月１８日）に基づき、従来から、補修用性能部品の最低有効期間を設定し、関係業界に遵守方を要請してきたところですが、昭和５３年９月８日、産業構造審議会から別添のとおり、保証書制度に係る実務の改善等を内容とする「耐久消費材の品質保証のあり方についての中間答申」が出されました。通商産業省としては、保証書制度に係る実務の改善等が、速やかに実施される必要があると考えますので、下記のとおり実施されるよう、要請します。

記

１　保証書制度に係る実務の改善

(イ) 保証書の事前開示の徹底

販売店が商品を販売する際に、消費者に保証内容を説明するように徹底

するとともに、保証書を容易に取り出せるよう梱包等に工夫すること。

(ロ) 保証内容の明確化

保証書には、次の点について明確に記載すること。

(a) 保証書である旨

(b) 品名及び形名

(c) 保証者の氏名または名称、住所および電話番号

(d) 無料修理等の実施者の氏名または名称、住所および電話番号

(e) 保証期間

⑥ 保証の態様

無料修理、取り替え等措置の区別を明らかにすること。

⑦ 保証対象外の部分がある場合はその部分

⑧ 保証の適用除外に関する事項

保証期間内であっても保証書に基づく無料修理等が行われない場合には、それを具体的に明示すること。

⑨ 名称のいかんを問わず消費者に費用の一部を負担させる場合または保証額に上限がある場合はその内容。

⑩ 保証を受けるための条件または手続

保証書の提示、定期点検の履行等保証を受けるための条件や手続を定めている場合には、その内容を明らかにすること。

⑪ 法的責任

保証書が発行されることにより販売業者の民法または、商法上の責任が保証書の範囲に制限されると消費者が誤認することを避けるための注意をを行うこと。

(ハ) 保証書記載の徹底

販売店が保証書を交付する際に販売店名や販売年月日の記載を徹底すること。

2 保証書制度によらない場合のアフターサービスの拡充

保証書制度によらない場合（保証期間経過後の場合または保証書が添付されていない場合）についても、使用損耗、経年損耗による故障ではなく設計、製造上等の瑕疵がある場合には一般的に消費者は、民法または商法に基づき無料

修理等の請求を行いうる。このような場合に対処するため、製造業者、販売店等の間でいかなる処理手続、費用負担関係等を通じ、これに対応していくべきかについて、処理システムを確立し、これを契約、マニュアル等により明確にし、容易に、かつ適正な費用負担によりアフターサービスが提供されるような体制を確立すること。

(2)保証書の法的性格

(イ)保証書に基づく法的責任

保証書による保証内容については、保証対象と保証期間を限定したうえでの「無料修理」であるのが通常です。こうした内容をもつ保証書の法的性格は、法的義務を伴わない単なる約束であるとする考え方が有力です。

(ロ)製造物責任その他の法的責任との関係

保証書が発行されている場合の保証書に基づく責任と製造物責任その他の法的責任は、まったく別個のものです。したがって、消費者は製品の欠陥による被害については、保証書による責任追求の他に、別途製造物責任及び民法、商法その他の法的責任を追求することが可能です。換言すれば、保証書は、製造業者等に、製造物責任その他の法的責任を免除するものではありません。

例えば、保証書で保証対象外とした部品に欠陥があった場合、製造業者等は、保証書で保証対象外としたということだけでは、製造物責任を免れることはできません。これとは逆に、保証書で保証した期間内に保証対象とした部品に瑕疵があり、右瑕疵が原因となって消費者に被害が発生した場合には、当該製造物の欠陥の認定に当たり、製造業者等が欠陥がないと主張することは、極めて困難になるといえます。

(3)米国における保証書に関する法制度

(イ)統一商法典

保証とは、売買の対象たる商品の一定の品質、性状に対する売主の買主に対する約束をいうとされています。保証には明示の保証と黙示の保証があります。この黙示の保証については、売主が特約によって制限排除することが認められています。

この法律の適用を受ける場合には、以下の13項目を簡易かつ容易に理解できる言葉で、しかも完全かつ明瞭に記載する必要があります。

(a)　保証者の名前・住所

(b)　保証対象者

(c)　保証対象品目

(d)　欠陥や保証義務違反に対する保証者の措置および保証期間

(e)　消費者の義務およびその負担費用

(f)　保証適用除外項目

(g)　保証修理を受けるために消費者の採るべき諸手続

(h)　非公式な紛争解決手続（informal dispute resolution procedure）を定めている場合は、それに関する情報

　さらに、購入者が裁判所の法的手続に訴える前に、上記手続に拠らねばならない場合には、その旨の記述

(i)　消費者に与えられる法的救済の概略

(j)　保証者が保証修理を行う時間帯

(k)　保証者が欠陥や保証義務違反の通知を受けたのち、保証修理に応ずるまでの所要時間

(l)　保証非適用部品

(m)　保証の内容・範囲につき、常識的かつ平均的な消費者に誤解を与えないような保証の語句

（ロ）マグヌソン・モス保護法

　この法律は、消費者製品について保証条件の最低限度の基準を定め、消費者に公平な製品保証を与えることを目的とした法律です。

　この法律が適用されるのは、1975年７月４日以降に製造された消費者製品で、かつ保証書が発行された場合です。保証書の発行自体を義務づけるものではありません。

　さらに、メーカー、販売業者が保証書を発行する場合には、黙示の保証責任を排除したり、修正することは許されません。

３３　保　険

製造物責任保険にはどのような種類があるか。どのような内容となっているか。

(1)はじめに

企業の製造物責任を担保する保険として、国内製造物責任保険（生産物賠償責任保険）と海外製造物責任保険の２種類があります。両者は、クレームの発生と損害賠償責任に関する訴訟の提起の場所で区分されます。原則として、日本国内で発生したクレームで日本国内で提起されたものが適用対象となるのが、国内製造物責任保険で、それ以外のものは海外製造物責任保険の対象となります。

(2)国内製造物責任保険（国内ＰＬ保険）

(イ)被保険者

製品を生産、販売、またはサービスの提供を行う企業が被保険者となります。

(ロ)てん補される損害

被保険者が生産または販売した生産物が他人に引き渡された後、その生産物に起因して発生した偶然な事故ないしは被保険者が行った仕事の終了の後のその仕事の結果に起因して発生した偶然な事故により、他人に身体の障害を与えたり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害がてん補されます。

(ハ)支払いの対象となる損害、費用

(a)損害賠償金

被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

(b)損害防止軽減費用

事故発生後、他人に対する求償権の保全や損害を防止軽減するために必要な費用

(c)応急手当費用等

(b)の損害を防止軽減するために必要な手段を講じた後、損害賠償責任のないことが判明した場合でも、応急手当等の緊急措置に要した費用やあらかじめ保険会社の同意を得た費用

(d)保険会社への協力費用

被害者からの損害賠償請求に対して保険会社による解決を行う場合に被保険者が保険会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(e)争訟費用

被保険者が、保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解、調停、その他争訟に関する費用（弁護士費用を含みます）

(ニ)てん補されない主な損害

(a)次の事由によって生じた事故による損害

1)保険契約者または被保険者の故意

2)戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょう

3)地震、噴火、洪水、津波などの天災

(b)特約を付帯した場合を除き、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

1)被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害に対する損害賠償責任

2)被保険者と世帯を同じくする親族が所有等をする財物の損壊に起因する損害賠償責任

3)被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

4)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任

5)被保険者が所有等をする財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任

6)排水又は排気に起因する損害賠償責任

(c)被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

1)生産物又は仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任

2)被保険者が故意又は重大な過失により法令に違反して生産、販売若しくは引き渡した生産物又は行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

3)被保険者が仕事の行われた場所に放置又は遺棄した機械、装置若しくは資材に起因する損害賠償責任

(d)回収費用不担保

1)生産または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換等に要した費用及びこれらに関して被保険者の被る損害

(ホ)対象生産物

保険の対象とする生産物や仕事の範囲を特定します。特定の製品や仕事のみを対象とすることもできます。また、既に市場に出荷した製品も保険の対象とすることができます。なお、被保険者や追加被保険者が行う製品の取付、修理、メンテナンスの作業も保険の対象に含むことができます。

(へ)追加被保険者

被保険者の生産又は販売した保険証券記載の財物若しくは被保険者の行った保険証券記載の仕事に関する業務に起因して損害賠償の請求をされる可能性のある企業を追加被保険者とすることができます。

具体的には、製品製造メーカーが被保険者の場合の部品・原材料メーカー、ＯＥＭメーカー、販売業者等が挙げられます。

(ト)保険適用地域

日本国内で発生したクレームで、日本国内で提起されたものが対象となります。ただし、土産品などとして海外に持ち出され、海外でクレームが発生する場合も特約により対象とすることができます。

(チ)保険期間

(a)保険期間は原則として１年です。

(b)保険期間中に、事故が発生したものが保険金支払対象となります。したがって対象生産物であれば、保険期間以前に製造・販売されたものでも、ＰＬ事故が保険期間中に発生したものであれば対象となります。

(リ)てん補限度額

てん補限度額を対人、対物別に次のように定めます。

(a)　対人

1)１名当たり

2)１事故当たり

3)保険期間中総てん補限度額

(b)　対物

1)１事故当たり

2)保険期間中総てん補限度額

(ヲ)免責金額

対人、対物別に１事故当たりの金額を定めます。免責金額を０とすることもできます。なお、保険事故におけるてん補限度額、免責金額の適用に当たり、同一の原因又は事由に起因する事故は、発生時間又は発生場所が異なる場合であっても１事故とみなされます。

(ワ)保険料

保険料は年間売上高や領収金などにスライドして決定されます。

契約時には見込売上高等に基づく概算保険料を支払い、保険期間終了後に、確定売上高等に基づいて算出した確定保険料と過不足の精算を行います。なお、保険料は税務上、全額損金として取り扱われます。

(カ)その他

保険会社は必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができることになっています。

(3)海外製造物責任保険（海外ＰＬ保険）

(イ)はじめに

海外ＰＬ保険は、日本の企業が海外に輸出する製品についての製造物賠償責任を担保するための保険です。この保険は、事故の発生場所が海外であることから英文約款が使用されています。保険料は税務上、全額損金として取り扱われます。

(ロ)海外ＰＬ保険の概要

(a)保険契約者、追加被保険者

完成品メーカー、部品メーカー、ＯＥＭメーカー、資材納入先メーカー、販売代理店、商社などが保険契約者となります。これらの保険契約者に追加して関連する企業を追加被保険者とすることができます。

(b)てん補される損害

被保険者が製造・販売した商製品に起因して、日本国外で発生した事故により、他人に身体の障害を与え又は他人の財物を損壊した場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害がてん補されます。

(c)支払いの対象となる損害・費用

1)損害賠償金

2)訴訟費用

3)上訴ボンド差押解除ボンドの保険料

4)協力費用

5)応急手当費用

(d)てん補されない主な損害

1)労働災害補償法、失業保険法若しくは身体障害福祉法又はこれに類した法律によって被保険者に課せられた賠償責任

2)被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任

3)生産物の故障、不調、不具合等により、損壊は生じていないにもかかわらず、財物が使用不能となった場合の賠償責任

4)生産物又はこれにその一部から生じた当該生産物それ自体の損壊に起因する賠償責任

5)生産物又はこれに生産物と一体をなす財物に「瑕疵」があることが判明した場合、又はこれにその疑いがある場合のリコール措置に関する賠償責任

6)契約により加重された賠償責任

7)土地、大気、公共水域等への液体、気体の排出・流出に関する賠償責任

8)罰金、違約金、懲罰的賠償金（保険会社により対応が異なります）

9)原子力事故に起因する賠償責任

10)地震に起因する賠償責任

11)アスベスト（石綿）に起因する賠償責任など

(e)保険適用地域

保険の対象となる地域を約定します。保険適用地域を限定する場合には国名を特定します。

(f)保険期間 (Policy Period)

1)保険期間は１年とします。

2)賠償請求ベース (Claims made basis policy)

保険の対象となる身体障害又は財物損壊の事故が、あらかじめ設定する遡及日 (Retroactive Date) 以降に発生したもので、保険期間内に賠償請求を受けたものが、保険金の支払対象となります。

(g)保険対象製品

原則として保険契約者（記名被保険者）が輸出する全製品が対象となりますが、

特定の製品のみを対象とすることもできます。

(h)保険料

輸出金額にスライドして、個別事情を勘案して決定されます。

(i)てん補限度額の設定 (Limit)

原則として、対人・対物別に、１事故 (Each Occurence) 、期間中 (Aggregate) のてん補限度額を一致させてＵＳドル建てで設定します。

(j)免責金額 (Deductible)

原則として、設定しません。

免責金額を設定する場合は、Deductible 特約を付帯します。

(k)その他

この保険は一般的に示談代行保険のため、弁護士の手配、被害者との示談代行などを保険会社が行います。